

令和 7 年第 5 回定例会

# 嬬恋村議会會議録

令和 7 年 9 月 1 日 開会

令和 7 年 9 月 12 日 閉会

嬬恋村議会

## 令和7年第5回嬬恋村議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (9月1日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○報告第6号の上程、説明、質疑	10
○報告第7号の上程、説明、質疑	14
○報告第8号の上程、説明、質疑	17
○報告第9号の上程、説明、質疑	19
○同意第2号の上程、説明、質疑、採決	20
○日程の変更について	21
○認定第1号～認定第7号の一括上程、説明	21
○決算審査の報告について	34
○議案調査について	36
○日程の変更について	37
○議案第40号～議案第43号の一括上程、説明	37
○議案第44号の上程、説明	41
○議案第45号の上程、説明	41
○議案第46号の上程、説明	42
○議案第47号の上程、説明	42

○議案第48号の上程、説明	43
○議員派遣の件について	44
○休会について	44
○散会の宣告	44

## 第 2 号 (9月8日)

○議事日程	47
○本日の会議に付した事件	48
○出席議員	48
○欠席議員	48
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	48
○事務局職員出席者	48
○開議の宣告	49
○議事日程の報告	49
○認定第1号～認定第7号についての質疑、一括討論、採決	49
○議案第40号の質疑、討論、採決	57
○議案第41号の質疑、討論、採決	58
○議案第42号の質疑、討論、採決	58
○議案第43号の質疑、討論、採決	59
○議案第44号の質疑、討論、採決	60
○議案第45号の質疑、討論、採決	61
○議案第46号の質疑、討論、採決	61
○議案第47号の質疑、討論、採決	62
○議案第48号の質疑、討論、採決	63
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
○休会について	65
○散会の宣告	65

## 第 3 号 (9月12日)

○議事日程	67
-------	----

○本日の会議に付した事件	6 7
○出席議員	6 7
○欠席議員	6 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 7
○事務局職員出席者	6 8
○開議の宣告	6 9
○議事日程の報告	6 9
○一般質問	6 9
伊 東 正 吾 君	6 9
下 谷 彰 一 君	7 9
伊 藤 洋 子 君	9 4
大久保 守 君	1 1 1
松 本 幸 君	1 2 3
大 野 克 美 君	1 3 7
○閉会中の継続審査申出について	1 4 8
○閉議及び閉会の宣告	1 4 9
○署名議員	1 5 1

令和7年第5回定例村議会

(第1号)

# 令和 7 年第 5 回嬬恋村議会定例会会議録

## 議 事 日 程（第 1 号）

令和 7 年 9 月 1 日（月）午後 1 時 01 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 6 号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更）
- 日程第 6 報告第 7 号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更）
- 日程第 7 報告第 8 号 専決処分の報告について（林道瑕疵による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第 8 報告第 9 号 令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 9 同意第 2 号 嬌恋村教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 10 認定第 1 号 令和 6 年度嬬恋村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 2 号 令和 6 年度嬬恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定第 3 号 令和 6 年度嬬恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定第 4 号 令和 6 年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 認定第 5 号 令和 6 年度嬬恋村簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第 15 認定第 6 号 令和 6 年度嬬恋村上水道事業会計決算認定について
- 日程第 16 認定第 7 号 令和 6 年度嬬恋村下水道事業会計決算認定について
- 日程第 17 議案第 40 号 令和 7 年度嬬恋村一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 18 議案第 41 号 令和 7 年度嬬恋村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 19 議案第 42 号 令和 7 年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 20 議案第 43 号 令和 7 年度嬬恋村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第21 議案第44号 嫩恋村行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の全部改正について

日程第22 議案第45号 嫩恋村税条例の一部改正について

日程第23 議案第46号 嫩恋村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

日程第24 議案第47号 嫩恋村介護保険条例の一部改正について

日程第25 議案第48号 嫩恋村辺地総合整備計画の変更について

日程第26 議員派遣の件について

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（12名）

1番	黒 岩 智 未 君	2番	土 屋 哲 夫 君
3番	伊 東 正 吾 君	4番	下 谷 彰 一 君
5番	黒 岩 敏 行 君	6番	石 野 時 久 君
7番	佐 藤 鈴 江 君	8番	土 屋 幸 雄 君
9番	松 本 幸 君	10番	伊 藤 洋 子 君
11番	大久保 守 君	12番	大 野 克 美 君

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	副 村 長	黒 岩 彰 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	熊 川 明 弘 君
会計管理者兼 税務会計課長	宮 崎 由美子 君	未来創造課長	黒 岩 孝 義 君
交流推進課長	小 林 千 速 君	住 民 課 長	望 月 浩 二 君
健康福祉課長	野 寺 美 枝 君	建 設 課 長	黒 岩 建五郎 君

農林振興課長

土屋和彦君

上下水道課長

黒岩治信君

觀光商工課長

竹渕幹雄君

教育委員會

宮崎清君

事務局長

---

事務局職員出席者

議會事務局長

目黒康子

書

記

横沢右京

開会 午後 1時01分

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） こんにちは。

本日、体調管理のための水分補給を許可したいと思います。自己管理の下で水分摂取を行ってください。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和7年第5回嬬恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、12番、大野克美議員、1番、黒岩智未議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から9月12日までの12日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月12日までの12日間に決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（佐藤鈴江君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、8月26日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 土屋幸雄君登壇〕

○議会運営委員長（土屋幸雄君） 議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、8月26日、委員会を開催し、当局から村長、副村長、総務課長の出席により、令和7年第5回議会定例会の運営について協議をいたしました。

第5回議会定例会の会期は9月1日から12日までの12日間とし、一般質問の通告期限は8日午前10時までと決定をいたしました。

提出予定案件は、報告4件、同意1件、認定7件、議案10件の提案であります。

9月議会は決算認定が主な内容となっておりますが、全員協議会での審査は9月2日、4日、5日を予定しています。また、令和7年度の各会計補正予算、条例の改正、物品購入についてなど10件の議案が提案される予定となっております。

また、当局より提出議案並びに課題となっている案件の説明を行いたいとの申入れがあり、2日、全員協議会において行うことと決定をいたしました。

各常任委員会並びに特別委員会は9月8日に開催することと決定をいたしました。

また、12日に行われる議会一般質問について、これまでと同様に一問一答方式で行うことになりました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、監査委員から例月出納検査報告書6月から8月分を受理しましたので、配付のとおり報告します。

次に、本職において決定した議員派遣並びに6月定例会以後の主な諸行事は、お手元に配付したとおりであります。

---

## ◎行政報告

○議長（佐藤鈴江君）　日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告を行うため、発言が求められておりますので、これを許可します。

村長。

[村長　熊川　栄君登壇]

○村長（熊川　栄君）　令和7年9月議会の行政報告をさせていただきます。

去る8月5日に、伊勢崎市で41.8℃という国内観測史上最高気温ということで、群馬県伊勢崎市が記録をいたしました。連日、全く命に危険のある暑さ、猛暑の日が続いておる中でございますが、今後も村民の健康管理並びに我々私ども自身も、皆様とともにしっかりと暑さ対策を講じてまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

なお、9月1日本日は、今から102年前に発生をいたしました関東大震災の被害がございました。当時で10万5,000人の死者、行方不明者が出たということで、国で本日は防災の日の指定を行っておるところでございます。全国各地で、防災の活動が今日は行われる日かと思われますが、我が村におきましても、8月26日火山の日、火山防災の日ということでございましたので、8月26日には嬬恋村防災訓練を実施したところでございます。

自然災害につきましては、7月30日にカムチャツカ半島付近の地震ということで、津波の警報が発令されました。8月6日から8月12日にかけましては、九州、北陸、東北地方を中心に、豪雨による被害が発生をいたしました、ということで自然災害が多発しております。今後も大雨あるいは火山等について、しっかりと防災・減災対応に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひをしたいと思っております。

激動する世界の情勢と日本の関係でございますが、トランプ関税ということで、今、日米経済をはじめ諸外国とトランプ関税のお話合いが行われております。一日も早く、安定した形の方針が示されること、そして国内への影響がなるべく増えないよう、強く望むところでございます。また、ウクライナ、ロシアの紛争、パレスチナとイスラエルの紛争等も長期化しております。一日も早い世界平和を強く望むところでもございます。また、自由主義国対権威主義国いうようなことが今注目されております。アメリカ、日本、ヨーロッパ対中国、ロシア、北朝鮮、イランというような対立の構図が新たに発生しているやうかがえます。

一日も早く紛争の解決、平和的な解決、更には国際協調主義にのっとって世界の平和を強く望むところでございます。我が村にも、必ず大きな影響が出ることと思われますので、今後も強く平和の希望をするものでございます。

さて、8月末までには例年、国のほうで予算の概算要求を各省庁から提出をしております。令和8年度、来年度の概算要求でございますが、新聞でも発表されており、史上最高額の122兆円ということでございます。その中でも、特に防衛費でございますが、5年間で43兆円ということで、前内閣において約束のあった4年目を迎えるわけでございますが、防衛費が8.8兆円ということで、通年2兆3,000億円だったものが8兆8,000億円まで増えておると、来年度はそういう状況でございます。また、国債費、国の借金が、国債の借金がGDPの270%、1,300兆円を超えるというようなことで、金利が1%上がるということは国際の利払いが莫大な金額になるということでございます。こちらも32兆円ということで、国が借金をしておるわけでございますので、その利払いそのものが32兆円、対前年で5兆円増えるということです。

また、超高齢化社会という状況にございますとおり、医療者、年金等を含めまして、厚生労働省の自然動向を含めまして、約34兆7,000億円というようなことでございます。防衛費、国債の利払い費、社会保障費は大きな負担増加という状況になっておると思います。

我が村でも、今後の村の在り方等しっかりと確認しながら、国の予算動向、概算要求の動向あるいは骨太方針の方針をしっかりと確認しながら、嬬恋村の未来のために取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

村のまず産業構造の関係でございますが、議会の皆様と共に過日、名古屋の中京地区を視察を毎年の恒例で市場視察をさせてもらいましたが、8月末現在ですけれども、農協さんベースで、ケースでいいますと、生産のケースのほうでは前年が731万ケース、今年が753万ケースということで、対前年で若干増えてきております、21万ケースくらい増えておるという状況でございますが、金額のほうを見ますと、前年が67億円、今年が62億円ということで、ざっくり5億円ほど少なくなっておるという状況でございます。

残された後半でございますが、私ども、議会共々生産者の皆様が安定してまた来年度再生産できるよう、できることはしっかりと価格対応も取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願ひをします。

なお、第1次産業の関係でございますが、昨日熊の被害がありました。今日、上毛新聞さんにも社会ページで出ておりますけれども、さらにまた本日、また熊が捕獲されたというこ

とであります。後ほどまた全員協議会のところで、担当課長からも報告をさせていただきた  
いと思っております。

有害鳥獣の捕獲頭数でございますけれども、対前年に比較しまして著しく伸びております。  
ニホンシカ229頭、イノシシ54頭、熊20頭、今日を入れますと21頭になりますが、猿7頭と  
いうことで、有害鳥獣の捕獲頭数が非常に増えておるという現実がございます。今後とも、  
農林水産省本省の担当官ともしっかりとまたご指導いただきながら、また群馬県のほうでも、  
熊の被害対策も含めまして、群馬県のほうもしっかりと有害鳥獣対策を取るという発表もあり  
ますので、しっかりと国と県とも連携をしながら、有害鳥獣対策に取り組んでまいりた  
いと思います。

第2次産業の関係でございますが、今現在工事の関係では、現在サーラ嬬恋の工事、今進  
めておりまして、基本的にはもう終了の時期でございます。その他の関係でございますけれ  
ども、入札関係では、今までに5回から11回の9件、合計2億8,700万円ほどの発注をして  
おります。ぜひともしっかりと事業を、何を幾らでいつまでにということで、これから  
発注をしてまいりますので、土木建設関係の業者業界の皆様、ひとつよろしくお願ひしたい  
と思っております。

第3次産業、特に観光関係でございますが、4月から6月の関係ですと、観光商工課取り  
まとめによれば、対前年30万9,700人ほどで、97%ということでございますけれども、7月  
8月につきましては、数字上は伸びているというふうに調査結果は出ております。年々都市  
部では猛暑が著しく厳しくなっている中でございますが、涼を求めて避暑地を夏の旅行の目  
的で選択しており、草津や軽井沢といった嬬恋村の周辺地域が、宿泊費が高騰に合わせて  
オーバーツーリズム気味であるため、ホテル、旅館だけでなく、貸別荘や民泊など多様な宿  
泊形態を持つ嬬恋村に宿泊客が流れてきているのではないかと、推測されるところであります。

また、インバウンドにつきましては、国内全体の傾向と同様に、村内でも増加傾向にあり、  
大型の施設においては、インバウンドの宿泊の割合が高まっていることから、4月、9月、  
11月のような閑散期にも、インバウンドで需要が平準化されるよう、地域としてさらに注力  
していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、ここへきて夏場に7月、8月お客様の数が増えてきております  
ので、引き続き慎重にお客様が増えるよう皆で協力をし、観光協会の皆さんとも連携しな  
がら、集客の増に努めてまいりたいと思っております。

さて、持続可能な社会を目指して、全体にウエルビーイング、ウエルビーイングとは身体的精神的・社会的に良好な状態という社会を目指してということでございますが、嬬恋村民が、より一層健康で文化的な生活ができる社会、幸福感を感じられる社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

その中で、今後特にハード面の運営におきましては、上信自動車道の整備促進、3月31日に決定いたしました、嬬恋バイパスの整備区間の格上げ等も始まります。今年度中には、いろんな関係者の意見を確認しながら、また、地域の意見も確認しながら、また、議会とも県のほうからの報告も受け、全員協議会でも報告しながら、また、議員の皆様のご意見もしっかりと承りながら、上信自動車道の整備の在り方を、まず本年度は3月末をめどに、しっかりと固めてまいりたいと思っております。

あとは、公共施設再編計画でございますが、建物につきましては108ある建物を73に、人口減少社会に対応するべく統合してまいりましょうということで、公共施設再編計画ができております。これも併せて、嬬恋村のウエルビーイング、近未来における持続可能な社会を目指すのに大変重要な再編計画になると思っております。さらには、現在グランドデザインの総合計画、今現在予算も確保して策定に向けて進めておるところでございます。本年度後半戦と言ってはなんですが、9月を迎えるました。来年3月を目指して、上信道の整備促進、公共施設再編計画、さらには村全体のグランドデザイン総合計画をしっかりとまとめてまいりたいと、こう思っております。

この後の主な行事予定でございますが、9月17日に嬬恋村の戦没者追悼式、10月1日にはサーラ嬬恋オープン式典ということで、起工式に関します竣工式典を行います。また、10月1日からは、5年に一度の国勢調査の基準日ということでございます。貴重な、重要な国勢調査でございますので、関係する皆様方にこれからしっかりと調査依頼をして、今後5年間の嬬恋村の基本となる調査でございますので、しっかりと対応してまいりたいと思っております。また、嬬恋村10月12日は、令和元年の台風19号いわゆる東日本台風の日でございますので、嬬恋村防災の日と設定をさせていただいております。特に、学校の関係者、子どもにも、防災の意義のお話のイベント等開催する予定としておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。さらには、10月30日恒例の消防点検、11月2、3は慣例でございますが嬬恋村文化祭、文化協会が創立50周年を迎えたということで、また、サーラ嬬恋が新しく改修されると建設されるということで、それに合わせた文化協会の皆様方の文化の部、展示の部等が開催されますので、皆さんとともに、また村民の皆さんとともに、しっかりと

文化の振興に努めてまいりたいと、このように思っております。

なお、私の公務の日程につきましては、ホームページで公表しておりますので、ご参考にしていただきたいと思っております。

議会の皆様とは、車の両輪だと思っております。二元制の原則がございます。当局と議会と、さらに情報共有をしながら、切磋琢磨しながら、ウエルビーイング、持続可能な未来の嬬恋のために、しっかりと取り組んでまいる所存でございますので、ご理解とご協力を切にお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） これで行政報告は終わりました。

---

#### ◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（佐藤鈴江君） 日程第5、報告第6号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第6号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更）でございますが、本件は、サーラ嬬恋（旧嬬恋会館）建設工事（電気設備工事）による工事請負契約の金額変更について、専決処分をしたものでございます。

村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年議決）第1号に基づきまして、専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

なお、本件につきましては、本日の午前の議会全員協議会におきまして説明もさせていただきましたが、今後も、私ども当局の責任をしっかりと確認しながら、過ちなきようしっかりと努めてまいり、また議会とも情報を共有しながら、しっかりと行政を進めてまいりと思っておりますので、深くおわびを申し上げるとともに、今後もよろしくお願いを申し上げまして、私の説明とさせていただきます。

詳細は、担当から説明をさせます。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 宮崎 清君登壇]

○教育委員会事務局長（宮崎 清君） 報告第6号につきまして、ご説明させていただきます。

お配りしました専決処分書により説明させていただきます。

令和7年専決第8号、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、

次のとおり専決処分する。

下に専決処分事項がございます。

1、処分事項、工事請負契約の金額の変更。

2、処分内容。

1、工事名、サーラ嬬恋（旧嬬恋会館）建設工事（電気設備工事）。

2、契約金額、変更前2億1,219万円、変更後2億1,709万6,000円、490万6,000円の増でございます。

3、工事場所、嬬恋村大字三原地内。

4、契約の相手方、渋川市吹屋656番地34、J E S C O S U G A Y A・三原電業、電気設備工事特定建設工事共同企業体、代表者、J E S C O S U G A Y A株式会社、代表取締役、中崎克文。

変更内容でございますが、8月7日臨時議会で、議案第39号でご説明させていただいてあるものでございます。思いやり駐車場側からスロープの歩道部分に融雪対策、凍結対策の電熱線を埋設したものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 午前中の全協で、いろいろ議論をしたわけでございますけれども、やはり、この謝罪、ある意味この謝罪のコメントというものを、何らかの形で村民の皆さんにご理解をしていただいたほうが無難ではないのかなというような気がいたしますので、広報なり議会報なりを利用して、そういうものを行うような決意というか、直接何らかの形でそういう気持ちがあるのかどうなのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議会報でという趣旨でございますでしょうか。ちょっと詳しく意味が分かりませんでしたが、本会議場で発言の中で、口頭ではもちろん記録にも残るわけでございますが、このたびご迷惑をかけましたということでおわびをさせていただきます。今後は間違いないように、しっかりと進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 1つ、具体的に言いますと、けじめですね。午前中に言いましたけれども、そのけじめのためには、やはり議会報を利用したり、村広報、広報紙を利用したり、いろんな方法があると思うんです。だから、議会はこれこれこうでこうでした。その議会報では載せられますけれども、いろいろな条件、状況というのは、村民は把握していないといふかしづらいと思うんですよね。ですから、その辺の謝罪コメント、先ほど向こうで言いました、行った謝罪コメントの一部的なものを、ちょっと広報とかで利用できないものなのかなという質問なんですが。突然、急なことを言って申し訳ないんですが、そういう気持ちがあるのかないのか、ちょっとお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 本会議場の発言は、必ず記録にも残る発言でございます。今回の手続、行政は手続法だと私も思っておりますので、今後はしっかりと情報を共有しながら、また、議会への説明責任アカウンタビリティを果たしながら、しっかりと対応してまいりたいと思っております。今回、無駄な時間をかけさせてしまったこと等含めまして、議会には先ほどの全協でもおわびをさせていただきました。深く反省するところは反省し、しっかりと今後取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長、広報に掲載するかしないかという答弁。

○村長（熊川 栄君） それについては、ちょっとここですぐという話はなかなか私の一存ではできません。ちょっと検討させてください。趣旨は分かりましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 午前中の全員協議会においても、いろいろと質問なり意見を述べさせていただきましたけれども、今回の件は、8月7日に議案として出されたものです。それが、10対1で否決されたものでした。私としては、この対応は当局がどう取るのかというの

を注目しておりましたけれども、議会に何らの説明もしないで、専決処分を12日にして、契約もしたということでしたけれども、8月7日の審議中にもう工事が着工されていた、そういう着工していたものを、議案に出したというところは、私は大問題だと思っています。

その点について、先ほどの全員協議会でもいろいろな議員からも出ましたけれども、それは本当に、一緒にこの行政に携わるものとして、本来あってはいけないことなんですね。工事しているものを議案にかけちゃったというのは。それでは、議会の意見を聞く気持ちも何にもないということと一緒になんです。

そういう議会を無視した、軽視したことに対して、村長はあまり感じていないらしく、先ほどの全員協議会でもおわびはしました。その最後の言葉は、今後繰り返さないようにしますというふうにしました。でも、私たち議会としては、令和5年度だったかしら、の鎌原観音堂周辺整備のときも、そういう言葉をいただきました。その後、国際交流でイタリアへの渡航することについても、議会は指摘して、やめることにしたけれども、そのときも同じ言葉をいただいて、次に、ポンペイに今年度行くということについても、議会は今行くべきじゃないんじゃないのか、そういういろいろな意見を言って止めたけれども、そのときも繰り返さないようにします。そういうことを、議会は何度も言われてきているけれども、何かこう、そういう点では、先ほど村長が最後に両輪、車の両輪とあと情報共有を言いましたけれども、それはいつも私たち言われているけれども、いつも裏切られているんです。

そういうことで、政治的に責任とか、道義的に責任を取る考えがあるのかないのか、もう一度、この本会議場でお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君）　　村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　　今後も、アカウンタビリティ、可能な範囲でしっかりと対応してまいりたい、こう思いますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（佐藤鈴江君）　　ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君）　　ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第6号、専決処分の報告について終わります。

## ◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（佐藤鈴江君）　日程第6、報告第7号　専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　報告第7号　専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更）の報告をさせていただきます。

本件は、サーラ嬬恋（旧嬬恋会館）建設工事（建築工事）による工事請負契約による金額の変更について専決処分したものでございます。村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年議決）第1号に基づき、専決処分しましたので、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（佐藤鈴江君）　教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長　宮崎　清君登壇〕

○教育委員会事務局長（宮崎　清君）　報告第7号につきまして、ご説明をいたします。

お配りいたしました専決処分書をご覧ください。

令和7年専決第9号、専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

下の専決処分事項をご覧いただきたいと思います。

1、処分事項、工事請負契約の金額の変更。

2、処分内容。

1、工事名、サーラ嬬恋（旧嬬恋会館）建設工事（建築工事）。

2、契約金額、変更前、11億8,792万3,000円、変更後、11億9,216万9,000円、424万6,000円の増となっております。

3、工事場所、嬬恋村大字三原地内。

4、契約の相手方、群馬県前橋市本総社町一丁目1番地の7、佐田・嬬恋サーラ嬬恋（旧嬬恋会館）建設工事（建築工事）特定建設工事共同企業体、代表者、佐田建設株式会社、代表取締役社長、星野克之。

変更の内容でございますが、追加した開口部の壁の補強材、壁の下地になります、それと、大ホールの可動式の席の両サイドにある壁の設置につきまして、ハンガー方式を、操作性を考えましてレール式に変更したものでございます。また、地下開口部のタラップの設置、そういういたものの変更になっております。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 今、事務局長より説明があつて、3点ほど変更の理由が述べられましたけれども、いずれにしても金額が増えるわけですけれども、最初の設計と変えたということでは、それはやっぱり村民の施設として、このように、こうこうこうだから、こういうタラップとかちょっと専門用語で分からぬんですけれども、そういうたうがいいという判断をしたそこら辺の理由を説明願いたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 宮崎 清君登壇〕

○教育委員会事務局長（宮崎 清君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの申し上げた変更内容につきましては、設計業者また施工業者さんと打合せを行いまして、必要性が高いということで変更しております。中には、こちらの発注者側の希望ということで変更をお願いしたものもございます。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私の質問不足だったかもしれないんですけども、これは村民の施設だから、そういうのが設計業者とも話し合ったというのは、設計には、設計変更もされたわけだから、村民にとって、こうこうこうで、こうしたたうがいいからという、そういう理由があったのかどうかというところをお聞きしたいんですけども。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 宮崎 清君登壇〕

○教育委員会事務局長（宮崎 清君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

いずれも、管理する上でなくてはならないもの、また、観客席の両サイドの手すりと言いますか壁につきましても、村民の方が利用するものでございますので、そういうた操作性も

考慮しまして、決定したものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

1番、黒岩智未議員。

○1番（黒岩智未君） 黒岩智未です、よろしくお願ひします。

8月7日に、もう専決処分で工事の関係報告3号でありましたけれども、そのときも、432万円とかだったと思うんですよね。今回また500万円にいかない額で、専決処分の工事があるんですけれども、設計の段階で分かっていた部分も当然あったと思う、途中から変更になるということもあるのも分かるんですけども、ちょっとこう、専決で処分できるようないい處で出している感があるんですけども、その辺どうなんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 宮崎 清君登壇]

○教育委員会事務局長（宮崎 清君） 黒岩智未議員のご質問にお答えいたします。

8月7日の臨時議会で出たときのものにつきましては、6月30日の専決でございました。6月中に業者さんからの出来高を提出していただいたものがまとまって、6月30日に専決になりました。ほかの本体工事の3工事、2工事ですね、本体の工事と足並みをそろえて、一旦6月30日で変更契約をさせていただいたものでございます。

今回提出させていただいたものにつきましては、その後、業者さんからまた数字が上がってきてまして、最終的に精査して、それをまとまったところで8月18日の専決処分ということです。小分けとか、そういうものではございません。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 1番、黒岩智未議員。

○1番（黒岩智未君） ありがとうございます。ちょっとそんなふうにいやらしい、言葉はちょっと変かもしれませんけれど、いやらしく勘ぐってしまうようなことにつながりかねることもあります。設計会社さん、または建設会社さんからの提案でという内容で工事が変更になることもあるかとは思うんですけども、大きな金額が動くわけですから、設計の段階からちゃんと設計してもらえる会社に頼んでもらいたいという、率直な意見と言いますか、そういうのを今後も公共工事とか、そういうことに生かしてもらえたならなと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 答弁は大丈夫ですか。そのほかご質疑ありますでしょうか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上でご質疑を終わります。

以上で、報告第7号、専決処分の報告についてを終わります。

---

#### ◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（佐藤鈴江君）　日程第7、報告第8号　専決処分の報告について（林道瑕疵による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　報告第8号　専決処分の報告について（林道瑕疵による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）報告をさせていただきます。

本件につきましては、林道群馬坂西線内を車両で走行中に、道路に布設したグレーチングが外れたことにより、車両に損害を与えたものでございます。損害賠償事故に関わる和解及び損害賠償額の決定について、専決処分したものでございます。

村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年議決）第2号により、専決処分しましたので、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君）　農林振興課長。

〔農林振興課長　土屋和彦君登壇〕

○農林振興課長（土屋和彦君）　報告第8号について説明させていただきます。

専決処分書をご覧ください。

令和7年専決第10号、専決処分書。

次の事項について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分する。

専決処分事項、林道瑕疵による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について。

処分内容。事故発生日時、令和7年5月18日。発生場所、林道群馬坂西線内。相手方については記載のとおりです。

事故状況ですが、林道を通行中に布設されていたグレーチングが浮き上がっており、車両が接触したことにより起こった事故となります。和解の内容についてですが、事故により生

じた修理費及びレンタカー費用に当たる14万3,132円を支払義務があることと認め、損害保険会社より支払うものです。

和解年月日につきましては、令和7年7月31日となっております。

今後につきましては、このような事故が起こらないよう、定期的な点検を実施する中で、しっかりと対応してまいります。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 昨年、ここ群馬坂の林道の工事をしたんですけども、今回事故が起こったところは、昨年工事したところだったのか、それとも過去に工事していて、やっぱりこう側溝とか路面が風化したとか、そういう原因があったのか、なぜグレーチングが盛り上がっていたのか、その辺は現地確認されたのでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 土屋和彦君登壇〕

○農林振興課長（土屋和彦君） ただいまの伊藤洋子議員の質問にお答えいたします。

まず、昨年やった場所なのかどうかということなんですけれども、昨年やった場所につきましては、林道群馬坂線になります。今回の事故箇所につきましては、群馬坂西線ということになりますので、別の林道となります。

なぜグレーチングが起き上がったのかということなんですけれども、近くで碎石の工事というか、碎石を取ることをやっておりまして、その大型車両がその林道を利用している中で、浮き上がってしまったというような状況です。で、そちらにつきましては、グレーチングが浮き上がらないような処置と、そのグレーチングの部分につきましては、そこを平らにするような工事というか処置をさせていただいております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上でご質疑を終わります。

以上で、報告第8号、専決処分の報告についてを終わります。

---

### ◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（佐藤鈴江君）　日程第8、報告第9号　令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長　熊川　栄君登壇]

○村長（熊川　栄君）　報告第9号　令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について、報告させていただきます。

令和6年度決算に基づきます各比率の算定結果ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、普通会計、特別会計及び公営企業会計全てにおいて収支が黒字であったため、数値は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率、これは普通会計が負担する実質的な債務の返済額が標準財政規模に占める割合で、3か年の平均値でございますが、10.5%で前年度から0.2%の減となりました。

続きまして、将来負担比率、これは普通会計が将来において負担すべき実質的な債務の返済額から充当可能な基金等の残額を差し引いた額に対する標準財政規模の占める割合でございますが、前年度に引き続き、将来負担は黒字になったため、算定されませんでした。

次のページの、資金不足比率でございますが、これは、公営企業会計における資金不足額が料金収入などの事業規模に占める割合でございますが、いずれの会計も資金不足はなく、算定されませんでした。

実質公債費比率の減少をした要因といたしましては、令和6年度の単年度では9.9%となり、前年対比で0.5%減少したため、3か年の平均値でも減少となったものでございます。

今後も健全な財政運営の維持に努めてまいりますので、ご理解ご協力をよろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君）　本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君）　ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第9号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

---

◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第9、同意第2号 嫩恋村教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第2号 嫩恋村教育委員会委員の任命同意について、提案理由を申し上げます。

本案で提案させていただきます松本淳子様は、令和3年10月12日より教育委員として1期4年間お願いしてまいりまして、その間本村における教育行政にご尽力を賜りました。今後におきましても、教育行政に精通していることから、本委員に適切な方と考えられますので、松本淳子様に引き続きお願いをし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。慎重なるご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、同意第2号は原案のとおり決定しました。

---

### ◎日程の変更について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。日程第10から日程第16までは、いずれも令和6年度決算の関連議案であります。

よって、この際、日程を変更し、日程第10から日程第16までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

---

### ◎認定第1号～認定第7号の一括上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第10から日程第16までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

初めに、概要説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 認定第1号から認定第7号 令和6年度各会計の決算認定について、提案理由を説明させていただきます。

本決算につきましては、一般会計をはじめ各会計との決算書、認定資料及び帳簿等を監査委員に提出し、詳細に審査を受けており、その審査結果については、決算審査意見書として監査委員から提出されておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

私からは一般会計の概略を申し上げます。一般会計の詳細につきましては会計管理者から、その他特別会計につきましては担当課長から説明させていただきます。

まず、一般会計でございますが、歳入総額は93億2,635万8,128円、歳出総額は87億2,599万807円、歳入歳出差引額6億36万7,321円。ここから繰越明許費に係わる一般財源2億550万6,000円を差し引いた実質収支額は3億9,486万1,321円という決算になりました。

続いて、一般会計の歳入歳出の主なものを申し上げます。なお、決算額につきましては、

1万円未満を切捨てとし省略させていただきますので、ご了承願います。

まず、歳入では、村税全体では18億1,801万円で、前年比0.2%の増。主な内訳は、村民税で515万円の減、対前年で0.9%の減となりました。固定資産税では1,348万円の増、対前年1.3%の増となりました。愛する嬬恋基金寄附金につきましては2億8,676万円、前年比で66.3%の増となりました。地方交付税は28億9,418万円で、前年比6.1%増、金額で1億6,630万円の増となりました。国庫支出金では6億6,277万円で、前年比10.8%の減、金額で8,047万円の減となりました。県支出金においては4億8,999万円で、前年対比2.6%の減、金額で1,321万円の減となりました。村債は13億284万円で、前年対比114.0%の増、金額で6億9,707万円の増となっております。

次に歳出でございますが、総務費では前年対比24.5%の増、金額で3億1,133万円の増となりました。基金積立金の増額が主なものです。教育費では前年対比77.4%の増、金額で9億478万円の増となりました。サーラ嬬恋の建設費の増加が主なものでございます。また、災害復旧費は前年対比96.9%の減、金額で1億8,925万円の減となっております。また、決算においての財源比率は村税や使用料、手数料、分担金、繰入金、財産収入などの自主財源が全体の37.3%、交付税や補助金、村債などの依存財源が62.7%という結果となりました。前年度と比較すると、自主財源では4.9%減となっており、主な要因は、基金繰入金を減額し、過疎対策事業債発行の増額によるものでございます。今後におきましても、自主財源の安定的な確保と、依存財源の有効活用の両面から財源調達を図り、持続可能な財政運営に努めていくことが重要だと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、大変雑駁なご説明ではありますが、慎重なるご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げ、令和6年度決算についての説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、一般会計より順次詳細な説明を求めます。

認定第1号 令和6年度嬬恋村一般会計歳入歳出決算認定について。

会計管理者。

〔会計管理者兼税務会計課長 宮崎由美子君登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長（宮崎由美子君） それでは、認定第1号 令和6年度嬬恋村一般会計歳入歳出決算認定についての概要について、説明をさせていただきます。

村長の説明と重複する部分があるかと思いますが、あらかじめご了承願います。

一般会計決算につきまして、令和6年度一般会計歳入歳出決算書の205ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

初めに、令和6年度一般会計の実質収支について説明いたします。

1、歳入総額は93億2,635万8,128円、2、歳出総額は87億2,599万807円、3、歳入歳出差引額は6億36万7,321円、4、翌年度へ繰り越すべき財源につきましては（2）繰越明許費繰越額として2億550万6,000円でございます。5、実質収支につきましては3億9,486万1,321円、前年度と比較し36.5%の減となっております。2億2,304万2,577円の赤字でございます。

それでは、令和6年度一般会計歳入歳出決算書の1、2ページをご覧ください。

第1款の村税につきましては、調定額18億4,276万9,387円、収入済額18億1,801万9,108円、不納欠損額332万3,120円、収入未済額2,142万7,159円でございます。前年比283万8,923円の増となっております。村税の歳入全体での構成比は19.49%となっており、昨年度と比べ全体の合計が増えている分、1.42%低くなっております。

内容につきましては、令和6年度決算額比較表で説明をさせていただきます。

令和6年度決算額比較表歳入の1ページをご覧ください。

比較表につきましては、款項目節の数字を決算書にある数字と同じ数字で表記されております。細々節の名称につきましては、決算書の備考欄にあります事業名となっておりますので、決算書と照らし合わせてご覧ください。

まず、第1款村税ですが、合計金額につきましては、ほぼ例年並みとなっておりますが、村民税法人及びたばこ税、入湯税が減収となっております。

入湯税につきましては、鹿沢温泉が若干入り込みが伸びておりますが、他の万座温泉、浅間高原、バラギにつきましては減少となっており、全体での入込数は53万502人で、前年比3万2,685人の減、税額で490万2,750円の減額となっております。

第2款地方譲与税から第9款の自動車税環境性能割交付金は省略させていただきます。

第10款地方特例交付金計4,431万9,000円で、3,926万9,000円の増でございます。26番の地方特例交付金4,395万5,000円につきましては、3,946万3,000円の増となっておりますが、本来村に入るべき住民税が、定額減税で減額となった分として国より補填された分が、増額となりました。

続きまして、第11款地方交付税計28億9,418万4,000円で、1億6,630万5,000円の増額でございます。地方交付税の歳入での構成比率は31.03%となっており、一番大きい割合を占

めております。28番の普通交付税が25億4,132万2,000円で、1億4,625万7,000円の増となりました。

第12款交通安全対策特別交付金から第14款使用料及び手数料につきましては省略をさせていただきます。

2ページ、一番下段になります。

第15款国庫支出金につきましては、計6億6,277万906円で、8,047万9,123円の減でございます。

主な減につきましては、3ページになります。

87番保険基盤安定制度補助金1,485万8,480円、この補助金につきましては、国民健康保険税の税額の軽減分に対し補助されるものになっております。令和6年度の税額を算定する際に基礎となる被保険者の総所得が前年に比べ多く、軽減額が少なかったため、約3,904万7,000円の減となっております。96番防災安全交付金4,430万3,000円で、8,330万8,000円の減です。その他106番の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、また113番新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金などの、新型コロナウイルス関連の交付金が、合わせて8,719万7,000円の減となっております。

4ページ、第16款県支出金から5ページの第17款財産収入につきましては省略させていただきます。

6ページ、第18款寄附金ですが、計2億8,707万8,250円で1億415万3,495円の増です。213番の愛する郷恋基金寄附金が2億7,997万1,500円で、約1億750万7,000円の増となりました。

第19款繰入金につきましては2億8,419万305円で、8億1,277万3,495円の減となっております。表のとおり、基金からの繰入れがほぼ前年に比べ減額となっております。

第20款繰越金は7億5,426万9,898円で、前年度からの繰越しは4億1,620万2,680円の増となっております。

第21款諸収入につきましては省略をさせていただきます。

8ページの、第22款村債につきましては13億284万8,000円で、6億9,407万2,000円の増です。324番の過疎対策事業債（ハード）が郷恋会館建設に関連した村債で、村債が増となった主な要因となっております。村債は、全体の歳入の13.97%を占めております。

歳入の合計につきましては93億2,635万8,128円で、前年比6億4,638万6,183円の増でございます。

続きまして、歳出の主なものについて、説明をさせていただきます。

令和6年度決算額比較表の歳出をご覧ください。

款項目の数字は、決算書の数字表記と同じでございます。事業名称は決算書の備考欄の事業名となっております。

1ページをご覧ください。

第1款の議会費は省略させていただきます。

第2款総務費でございます。計15億8,256万5,793円で、3億1,133万8,338円の増でございます。2ページの47番鎌原観音堂周辺整備事業が1,574万9,972円で、約1億3,472万5,000円の減となっておりますが、増額の要因としましては、60番の財政調整基金積立金が3億943万198円で、約3億365万2,000円の増となっております。77番愛する嬬恋基金事業が1億4,010万4,529円で、約3,662万1,000円の増となっております。

続きまして3ページ、第3款民生費でございます。

合計が13億9,909万9,202円で、1億4,311万7,034円の増でございます。増額の要因としましては、110番の低所得世帯支援給付金支給事業（明許）と111番の低額減税給付金支給事業、112番低所得世帯支援給付金（非課税世帯）支給事業と、給付金関連の支給が総額で1億981万2,311円の増額となっております。

続きまして4ページ、5ページの、第4款衛生費と第5款労働費は省略させていただきます。

5ページの第6款農林水産業費をご覧ください。計で7億8,850万3,515円で、1億14万6,200円の減でございます。要因といたしましては、215番と216番の農地耕作条件改善事業が、明許も合わせまして2,949万5,000円で、約1億2,050万の減となっております。

6ページ第7款商工費につきましては、計1億6,811万7,356円で、1億1,692万8,959円の減となっております。要因としましては、242番の商工振興事業が3,426万6,000円で、約8,647万9,000円の減となっております。

続きまして、第8款土木費でございます。計10億7,352万1,928円で、1億3,152万8,800円の減です。要因としましては、265番の村道維持管理事業が1億5,564万9,046円で、3,765万4,000円の減、270番と271番の道路改築事業が明許も合わせまして2億5,392万4,993円となっており、約1億1,350万8,000円の減となります。

第9款消防費は省略させていただきます。

7ページをご覧ください。

第10款教育費でございます。計20億7,354万8,941円で、9億478万1,879円の増となっております。増額の主な要因といたしましては、294番の小学校管理事業1億1,694万2,255円で、約8,984万7,000円の増、8ページの321と322の新嬬恋会館建設事業が、明許も合わせまして10億4,400万5,485円で、約7億4,817万5,000円の増となっております。333番の運動公園維持管理事業が1億1,154万286円で、約9,774万5,000円の増となっております。

第11款災害復旧費は計610万5,000円で、1億8,925万5,000円の減となっております。

第12款公債費につきましては計7億3,040万679円で、3,563万8,224円の増。341番の公債元金償還金が7億1,316万1,456円となっており、約3,202万7,000円の増となっております。

歳出合計につきましては、支出済額が87億2,599万807円で、前年度より8億4,724万8,760円の増額でございます。

以上で、認定第1号 令和6年度嬬恋村一般会計歳入歳出決算認定についての概要を説明とさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 続きまして、認定第2号 令和6年度嬬恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） 認定第2号 令和6年度嬬恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、説明させていただきます。

事業勘定につきまして、説明させていただきます。

収入済額15億3,911万4,155円、支出済額15億528万2,646円、収入済額から支出済額を差し引いた実質収支は3,383万1,509円となりました。

1、2ページをお願いします。

歳入では、予算額に対し8,666万2,000円余り不足となり、続いて3、4ページお願いします、歳出では、予算額に対し1億2,049万円の予算残額、不用額の決算となりました。

1、2ページで、歳入の1款国民健康保険税では、予算に対して1,300万円余りの増収となりました。

4款県支出金では、予算に対して7,003万7,000円の不足となりましたが、歳出の2款保険給付費に応じて県から普通交付金として受けるものでありまして、保険給付費に不用額が生じていることに連動しているものであります。

また、6款繰入金2項基金繰入金ですが、これは、年度末に歳入歳出の状況を見まして、

歳出に不足すると見込んだ額を基金から繰り入れたものであります。3,533万7,000円を基金から繰入れをして、実質収支額が3,383万1,509円という黒字になったものであります。実際には、150万5,491円の基金繰入れをすることで、歳入歳出差引がゼロであったということになります。

次に、歳出であります、保険給付費では総額7億9,722万6,000円、対前年8,566万円の減となりました。

内訳の金額の大きなものとしましては、療養給付費が7億9,000円で、対前年7,298万円の減、また高額療養費では、支出済額8,741万3,000円で、対前年1,571万円の減となりました。保険給付費全体では、対前年マイナスの9.7%という結果となりました。

続きまして、直営診療所勘定です。

収入済額、支出済額ともに同額の2,698万1,736円、歳入歳出差引残額はゼロとなりました。

主な内容としましては、歳入では8款の繰入金ですが、収入済額2,696万5,529円のうち1,500万円、これにつきましては、令和6年度からの新たな指定管理機関開始に伴い、運転資金の貸付け分として一般会計から繰入れを行ったものであります。

また、今期の指定管理機関において、運営交付金として、前年までは640万円でしたが、令和6年度からは600万円に増額をして交付をするため、900万円を繰り入れております。

これらは、29ページ、30ページの歳出1款総務費の18節と20節からそれぞれ支出を行っております。

10節の施設修繕費であります194万1,280円、これにつきましては、診療所玄関前のスロープ部分、こちらの舗装が痛んでいたことから、舗装の修繕として行っております。それと併せまして調理室があるんですが、こちらのサッシが痛んでいて風が吹き込むというような状況でしたので、こちらの交換を実施したものとなります。

このほか、歳出の2款医療費では、前年度令和5年度の指定管理者における経常収益、こちらが赤字であります、66万9,000円を補填金として支出をしております。

その他、前年との比較につきましては、配付資料の主な増減理由及び決算認定資料をご確認いただければと思います。

以上、大変雑駁ではありますが、令和6年度嬬恋村国民健康保険特別会計決算認定の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 認定第3号 令和6年度嬬恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定に

について。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 野寺美枝君登壇〕

○健康福祉課長（野寺美枝君） 認定第3号 令和6年度嬬恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、説明させていただきます。

決算書で説明させていただきます。

介護保険特別会計歳入歳出決算書5ページ、6ページをご覧ください。

歳入になりますが、第1款保険料、第1項介護保険料ですが、収入済額2億4,435万3,000円、前年比269万円の増収であり、不納欠損額26万2,900円、収入未済額44万6,900円で、収入歩合は99.71%となっております。

第3款国庫支出金ですが、これは介護給付費と地域支援事業費の国庫負担金等になります。収入済額が2億21万774円で、前年比882万8,393円の減額となりました。

7ページ、8ページをご覧ください。

第4款支払基金交付金ですが、収入済額2億2,203万3,000円で、前年比1,222万円の減額となっております。

続いて、第5款県支出金の収入済額は1億2,236万4,419円、前年比56万9,232円の増額となっております。

第6款財産収入の収入済額は17万7,934円、前年比10万7,784円の増額となっております。

第8款繰入金、これは一般会計からの繰入金でございます。収入済額1億2,599万6,554円、前年比572万3,140円の減額となります。

9ページ、10ページをご覧ください。

第9款繰越金収入済額9,378万3,254円、前年比2,102万1,781円の減額となります。

第10款諸収入593万9,700円、前年度比593万8,861円の増額となります。これは、高齢者温泉保養事業を一般会計から介護保険特別会計の保健福祉事業に変更したことに伴うもので、高齢者温泉保養事業本人利用分の増額となります。

11ページ、12ページをご覧ください。

歳入合計10億1,485万8,635円、前年比3,848万7,937円の減額となりました。

続きまして、歳出になりますが、13ページ、14ページをご覧ください。

第1款総務費支出済額1,306万1,095円の、前年比281万6,738円の減額になります。

15ページ、16ページをご覧ください。

第2款保険給付費ですが、介護保険に係るサービス提供の給付費になりますが、支出済額7億9,035万8,041円、前年比172万9,478円の増額となりました。

19ページ、20ページをご覧ください。

第4款地域支援事業費になりますが、支出済額4,830万4,050円で、前年比39万2,787円の増額です。地域支援事業は、要介護状態にならないために自立した生活を支援し、住み慣れた地域で生活できるように支援する事業になります。

25ページ、26ページをご覧ください。

第5款保健福祉事業費になりますが、支出済額2,683万9,783円でした。これは、紙おむつ支給事業と高齢者温泉保養事業の事業費となります。

第6款基金積立金ですが、17万7,934円で、介護給付費準備基金の積立金になります。

第8款諸支出金の支出済額3,178万9,407円ですが、令和5年度の介護給付費等の額確定に伴う国庫支出金等の償還金が主になります。前年比459万5,838円の増額となりました。

27ページ、28ページをご覧ください。

合計支出済額9億1,053万310円となり、前年比4,903万3,008円の減額となりました。

29ページをご覧ください。

実質収支に関する調書になりますが、歳入総額10億1,485万8,635円、歳出総額9億1,053万310円、歳入歳出差引額1億432万8,325円、実質収支額1億432万8,325円が、令和7年度への繰越しとなります。前年度との比較表も別途添付させていただきましたので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、令和6年度介護保険特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 認定第4号 令和6年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） 認定第4号 令和6年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、説明させていただきます。

後期高齢者医療特別会計では、歳入歳出総額ともに2億936万6,818円、差引残額ゼロという決算となりました。

歳入の保険料収入ですが、1億5,770万8,000円で、前年より2,974万600円の増であります

した。

歳出では、群馬県後期高齢者医療広域連合納付金、こちらが3,199万7,609円増の1億9,892万5,314円でありました。納付金が増えた要因としましては、保険料収入の増によるものであります。

その他保健事業としまして、後期高齢者高齢者健康診査の実施と、人間ドックの受診費用の助成を行い、846万8,000円の支出となっております。

その他前年との比較につきましては、事項別明細書及び配付の主な増減理由書、認定資料等をご確認いただければと思います。

大変雑駁ではありますが、以上、令和6年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 認定第5号 令和6年度嬬恋村簡易水道事業会計決算認定について。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒岩治信君登壇〕

○上下水道課長（黒岩治信君） それでは、認定第5号 令和6年度嬬恋村簡易水道事業会計決算認定について、説明をさせていただきます。

まず、令和6年度より簡易水道事業と下水道事業会計が公営企業会計に移行して、初めての決算となります。

公営企業会計に移行した目的を簡単に申し上げますと、経営の効率化、料金の適正化、財務の透明化、そして将来の更新への安定的な備え、この4つを目的としております。これによつて、持続可能な水道、下水道サービスを提供していく必要があります。

公営企業会計は、独立採算制となりますので、使用料収入が経費で賄えなければ、一般会計からの繰出金を受けて収支を合わせていく必要があります。その内容を説明する数字が、今回の決算情報となります。

それでは、簡易水道事業の決算報告書の7ページをご覧ください。

（1）統括事項の②財務についてですが、収益的収支では、収入1億1,946万7,189円に対し、支出1億2,407万1,260円で、当年度の純利益は286万5,556円となりました。資本的収支では、収入1億615万6,000円に対しまして、支出1億4,433万7,662円となりました。

続きまして（2）経営指標に関してですが、②の表にあるとおり、2つ数字が並んでいますが、この数字が100を切っているということになります。これは何を意味するかと言いますと、必要な経費を給水収益で賄えていないということを示しています。

続いて、令和6年度の事業内容についてですが、次のページ8ページをご覧ください。

2の（1）主な工事とありますが、布設替え工事を4か所、それから舗装工事1か所、その他未使用施設の取壊し工事を1か所実施いたしました。

続きまして、3の業務量については、令和5年度から大きな変動はありませんでした。

続いて、9ページお願いします。

9ページの一番下の表ですが、工事以外の重要契約として、下から2番目、今井簡易水道配水池詳細設計業務を委託として実施しました。これについては、予定どおり本年度発注となり、現在工事を施工中であります。

次ページのキャッシュ・フロー及び収入収支の明細の内容については、ご覧のとおりとなりますので、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

それから、15ページをご覧ください。

15ページの③一番下の表③の企業債の明細についてですが、16ページの一番下になりますが、6億4,481万8,682円という数字が一番右端にあると思いますが、これが現在の企業債の残高となっております。

経営内容については以上となります、続きまして、令和6年度上下水道課決算資料ということで、資料を1つ用意させていただいております。その1ページを見ていただきたいと思います。

これは、令和6年度の損益計算書を分かりやすく縦の表にさせていただきました。左側が経費、右側は収益という形で並んでおります。

ご覧の通り、左が簡易水道なんですが、給水収益では経費は賄えていないことが分かると思います。で、他会計補助金と長期前受金により決算上は黒字ということになっていることが確認できると思います。

以上、簡単ではありますが簡易水道の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 認定第6号 令和6年度嬬恋村上水道事業会計決算認定について。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒岩治信君登壇〕

○上下水道課長（黒岩治信君） それでは、認定第6号 令和6年度嬬恋村上水道事業会計決算について、説明をさせていただきます。

上水道事業決算報告書の7ページをご覧ください。

（1）総括事項②財務についてですが、収益的収支では、収入1億7,251万575円に対し、

支出1億2,153万7,026円で、当年度の純利益は、前年度より39.7%増の5,051万6,472円となりました。

資本的収支では、収入1,105万円に対し、支出が3億3,539万2,028円となりました。

続きまして（2）経営指標に関してですが、②の表、上から2段の表が100を超えております。簡易水道と違いまして、上水道につきましては経費が収益で賄えているということで、現在のところ、経営状況については良好となっております。

続いて、本年度事業内容ですが、8ページをお願いいたします。

2の（1）主な工事ということで、本年度は湯本地区の石綿管の工事を実施しました。

続きまして、3の業務量については、5年度から大きな変動はありませんでした。

9ページ、一番下の工事以外の重要契約として、下から2番目上水道大口径管布設替工事の設計業務をいたしました。この工事につきましても、予定どおり発注となり、現在工事中であります。

次のページの、キャッシュ・フロー及び収入支出の明細については、ご覧のとおりでありますので、後ほどご確認をお願いいたします。

最終の15ページをお願いいたします。

中ほどの③投資という表がありますが、6年度の新たな取組としまして、財投債、国債なんですが、2億4,000万円の内部留保金をそちらへ回すこととさせていただきました。

これは、総務省の認定されている公営企業アドバイザーからの指摘もありまして、留保金があるようであれば、資金不足にならない程度で投資をしたほうがよいということを指摘を受けまして、行ったものであります。

④の企業債明細書についてですが、一番下右端の2億2,588万1,240円が、現在の企業債残高となっております。

それから、先ほどの同じ資料、上下水道課決算資料の1ページをまたご覧ください。

隣が簡易水道で、これ同じ縮尺になっていますので、事業規模の違いも見ていただけると思います。ご覧のとおり、給水収益でほぼ全ての経費が賄えています。一般会計の補助金も基準内ということで、職員の児童手当の分ということで、若干だけ入っている状況であります。

現在はこうなんですが、これについては、長年上水道につきましては、管路の更新を多く行ってきましたので、今後は大口径の布設替えや、さらに老朽化した管の更新工事を積極的に行う必要がありますので、現在のまま状況を維持するというのは、ちょっと難しく

なると思われますが、健全な経営を続けていければということを目標にしてやっていきたいと考えております。

以上で、上水道の説明を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 認定第7号 令和6年度嬬恋村下水道事業会計決算認定について。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒岩治信君登壇〕

○上下水道課長（黒岩治信君） それでは、認定第7号 下水道事業会計の決算について、説明をさせていただきます。

下水道事業決算報告書の7ページをご覧ください。

（1）統括事項の②財務ですが、収益的収支では、収入4億9,291万471円に対しまして、支出が4億4,458万7,311円で、当年度の純利益は4,612万3,690円となりました。

資本的収支では、収入3,916万5,800円に対し、支出が2億3,156万7,931円となりました。

続きまして（2）の経営指標に関してですが、②の表にあるとおり、簡易水道と同様いずれも100を切っておりますので、必要な経費を営業収益で賄えていないことを示しております。

続いて事業内容ですが、8ページをご覧ください。

下水道事業と農業集落排水事業については、整備率は100%となっており、工事は主にますの取り出しと、あと全ては維持管理業務が主となっております。

浄化槽設置事業につきましては、6年度は11基の新規の設置を行いました。

9ページと10ページには、修繕や委託の一覧表になりますが、先ほど申し上げた通りほぼ全てが維持管理に関するものとなっております。

次のページのキャッシュ・フロー及び収入支出の明細については、ご覧のとおりでありますので、後ほどご確認をお願いします。

24ページ、④の企業債についてですが、最後の27ページ、一番右端の11億4,766万4,840円が企業債の現在の残高となっております。

続きまして、先ほどからの資料になりますが、2ページをご覧いただきたいと思います。

下水道事業3事業行っております。一番左側が、下水道事業全体の損益計算書の表になります。で、右が公共下水、農業集落排水、浄化槽事業とつながっております。

一目で分かることおり、どの事業とも使用料収入で必要な経費が賄えていないということになります。簡易水道同様、一般会計の補助金と長期前受金により決算上を黒字としている状

態であります。

もう1枚、その3ページにもう少しまだ違う表がついております。ちょっと公営企業会計の現状について、少し説明をさせていただきたいと思います。

この表は、比例縮尺による貸借対照表と損益計算書になります。

大きさで分かるとおり、右側の下水道事業の資産の大きさがお分かりいただけると思います。この表の一番下に、水道事業は固定資産の8%、下水道事業は7%とありますが、この資産に対して収益がこの数字ということになりますと、老朽化した施設を、今後計画的に更新するのはまず無理であろうということが分かっています。

ちなみに、東北電力では、令和2年度だとこの数字が約50%になるということです。

また、一番最初の1ページに戻っていただきたいと思います。

簡水の表を見ていただくと、減価償却費をコストと見て料金算定をすることになれば、事業の持続性は多分担保できるというのが現状ですが、今では、もう他会計補助金と長期前受金に頼っているので、今後の人口減少も考慮すると、施設の更新はちょっと難しくなり、事業自体を持続するのも困難になると考えられております。

下水道事業も同様か、さらに深刻と考えてもらってよい状況です。

上水道も、先ほど申し上げたとおり、今後更新工事をしていくようになれば、経営は今よりはさらに悪くなると考えております。

現在、上下水道事業の経営戦略の見直しを行っております。その中で、中長期の見通しについても検証を行っておりますので、計画が上がってくるようになりますと、また議会のほうに報告させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

---

#### ◎決算審査の報告について

○議長（佐藤鈴江君） ここで、小林代表監査委員から、令和6年度決算審査の意見を求めます。

小林代表監査委員さん、登壇願います。

[代表監査委員 小林伸一君登壇]

○代表監査委員（小林伸一君） 決算審査について、報告させていただきます。

まず、審査の対象は一般会計及び特別会計、公営企業会計、基金運用状況についてを対象に審査を実施しました。

審査の期間は、8月4日、8月5日の2日間行いました。

審査の方法は、一般会計及び特別会計においては、決算の計数は正確であるか、予算は議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に執行されているか、収入支出の事務は関係法規に準拠し適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正になされているか。

基金については、基本台帳と整理簿と適正に記帳されて一致しているか、基金の取崩しは適正か、基金は設置目的に従って確実かつ効率的に運用されているか。

公営企業会計においては、決算書類が事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、本来の目的である公共の福祉を増進するように運用されているか。などに主眼を置き、決算の計数を関係帳票、証拠書類等と照合し、関係職員から説明を求めるとともに、慎重に実施しました。

次に、審査結果になります。

まず、令和6年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びにそれぞれの附属書類を審査した結果を述べさせていただきます。

1、決算の計数は、関係帳票、証拠書類及び指定金融機関の収納、支出の各計数と合致し、正確であることが認められた。

2、予算の執行は、議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われたものと認められた。

3、収入支出の事務は、関係法規に準拠し、適正に処理されているものと認められた。

4、財産の取得、管理及び処分は適正になされているものと認められた。

次に、基金運用状況についてです。

1、基金の運用は適切に行われている。

2、収支の記帳整理は適正に行われている。

最後に、公営企業会計です。

決算諸表は、経営成績及び財政状態を適正に表示しており、その計数は正確である。事業の運営に当たっては、適正であると認められた。

第5審査の意見から10ページまで、一般会計、各特別会計、各公営企業会計についての意見を記載していますので、後ほど内容をご確認いただければと思います。

最後になりますが、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての審査意見になります。

健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

決算審査の報告は以上となります。

○議長（佐藤鈴江君） ただいまの審査意見に対して質疑がありましたらお願ひします。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、審査意見に対する質疑を終了します。

---

#### ◎議案調査について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。本案の審議は、中日8日に行うこととし、本日から7日まで議案調査にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、本案は本日から7日まで議案調査といたします。

ここで、休憩をしたいと思います。

再開は15時5分から再開をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時08分

○議長（佐藤鈴江君） 再開いたします。

---

#### ◎議案調査について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。日程第17、議案第40号から日程第20、議案第43号までの各議案については、本日、提案説明までさせていただき、全員協議会で詳細説明の

上、各議案の審議は中日8日に行うこととし、再開日まで議案調査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第43号までの各議案は、再開日まで議案調査といたします。

---

#### ◎日程の変更について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。日程第17から日程第20までは、いずれも令和7年度各補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際、日程を変更し、日程第17から日程第20までを一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

---

#### ◎議案第40号～議案第43号の一括上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第17から日程第20までを一括議題とします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第40号 令和7年度嬬恋村一般会計補正予算（第2号）から議案第43号 令和7年度嬬恋村介護保険特別会計補正予算（第1号）までご提出させていただきましたが、私からは、一般会計補正予算（第2号）の概要を説明させていただき、詳細及び各特別会計につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

一般会計は、歳入歳出それぞれ2億7,513万2,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ87

億5,729万6,000円とするものでございます。

慎重なるご審議を賜り、ご議決賜りますよう、よろしくお願ひをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 議案第40号から議案第43号まで、順次詳細説明を求めます。

議案第40号 令和7年度嬬恋村一般会計補正予算（第2号）について。

総務課長。

〔総務課長 熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君） 議案第40号 令和7年度嬬恋村一般会計補正予算（第2号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出の総額にそれぞれ2億7,513万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億5,729万6,000円とするものでございます。

補正予算の主なものをご説明させていただきます。

補正予算書の6ページをご覧ください。

主な歳入につきましては、介護保険事業に係ります低所得者保険料軽減に対する国庫負担金366万6,000円、それと県負担金183万9,000円の補正、合わせて550万5,000円の補正でございます。

また、総務費国庫補助金では、ウェルネスリトリート事業の財源としまして、デジタル田園都市国家構想交付金で366万円を増額補正、また物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金で654万7,000円を増額補正し、学校給食費に対します食材費高騰対策としての既存の経費に充当させていただきました。

続きまして、7ページをご覧ください。

繰越金になります。繰越金では、令和6年度の決算によりまして、繰越金額が3億9,486万1,000円に確定したことによります補正と、併せて振興開発基金繰入金の減額補正を計上し、村債では交付税措置のあります起債を充当率いっぱいに借り入れることとし、増額補正するものでございます。合わせまして歳入合計2億7,513万2,000円の増額となっております。

続きまして、歳出補正の主なものをご説明させていただきます。

まず、8ページをご覧ください。

総務費におきまして、職員の産休、育休に伴います会計年度任用職員の人事費と、企画費におきましては、村営住宅の改修や鎌原観音堂周辺整備事業に係ります電線移転補償、また、令和6年度決算によります繰越金の半分を、財政調整基金として増額補正しております。

す。

すみません、これについては9ページのほうになります。

続きまして、13ページをご覧ください。

土木費、道路橋梁費におきまして、集中豪雨による被害や新大滝橋付近の土砂崩れによります工事費の増額補正となっております。

また、14ページ、消防費におきましては、備品購入費でJアラート受信機一式を購入しまして657万円、また、ドローンを活用しましたスマート防災DXによる未来技術社会実装事業においての地域活性化企業人の負担金を、半年間で295万円増額補正させていただいております。歳出合計2億7,513万2,000円の増額となっております。

以上、雑駄ではございますが、補正予算の詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 議案第41号 令和7年度嬬恋村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） 議案第41号 令和7年度嬬恋村国民健康保険特別会計補正予算について、説明をさせていただきます。

事業勘定、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,960万4,000円とするものであります。

補正の内容についてですが、6ページをお願いいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費ですが、補正額2,000円であります。これは、基幹システムの標準化に伴い、新しい仕様の帳票に係る追加経費となります。

次に、同じく総務費の2項徴税費、補正額109万5,000円であります。こちら、10節需用費では、総務管理費と同じく標準化に伴う帳票類の追加経費となります。

続いて12節委託費ですが、こちらは令和8年度から始まります、子ども・子育て支援金これが徴収されることになっております。これに伴うシステムの改修費となっております。このシステム改修費につきましては、国庫補助金の10分の10を歳入に見込んでおります。

以上、令和7年度嬬恋村国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 議案第42号 令和7年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第

1号)について。

住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） 議案第42号 令和7年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計補正予算について、説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,402万3,000円とするものであります。

6ページをお願いいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費です。補正額220万円であります。こちらは、国民健康保険特別会計と同じく、子ども・子育て支援金が令和8年度から徴収されることになっております。これに伴うシステムの改修費となっております。この改修費につきましては、国保と同じく10分の10、国庫補助金を見込んでおります。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 議案第43号 令和7年度嬬恋村介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 野寺美枝君登壇〕

○健康福祉課長（野寺美枝君） 議案第43号 令和7年度嬬恋村介護保険特別会計補正予算について、説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,068万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億548万1,000円とするものです。

補正の内容ですが、5ページをご覧ください。

歳入ですが、第9款繰越金補正額2,068万1,000円の増額補正になりますが、これは、令和6年度からの繰越金になります。

続いて歳出になりますが、6ページをご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費です。補正額82万7,000円ですが、これは、基幹系システムの標準化に伴う標準化仕様の帳票に係る追加経費等の増額となります。

次に、同じく総務費の第2項徴税費、第1目賦課徴税費、補正額30万5,000円ですが、総

務管理費と同じく、標準化に伴う帳票類の追加経費となります。

続いて、第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金第22節償還金・利子及び割引料です。補正額1,954万9,000円の増額補正になりますが、令和6年度の介護給付費等の額が確定したことにより、国庫負担金等の返還金が生じたものになります。

以上、令和7年度嬬恋村介護保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

---

#### ◎議案第44号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君）　日程第21、議案第44号　嬬恋村行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　議案第44号　嬬恋村行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の全部改正について、提案理由を申し上げます。

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、条例で定めておく必要がある事務等について規定を設けるため、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議をいただきまして、ご議決賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

---

#### ◎議案第45号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君）　日程第22、議案第45号　嬬恋村税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第45号 嬬恋村税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）により地方税法（昭和25年法律第226号）が改正されたことに伴い、本条例における村民税及び村たばこ税に関する規定について所要の改正を提案するものでございます。

慎重なるご審議をいただきまして、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

#### ◎議案第46号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第23、議案第46号 嬬恋村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第46号 嬬恋村地域経済牽引事業の促進に関する地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）（通称「地域未来投資促進法」）第26条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、本条例における規定について所要の改正を提案するものでございます。

慎重なるご審議をいただきまして、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

#### ◎議案第47号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第24、議案第47号 嬬恋村介護保険条例の一部改正についてを

議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第47号 嬢恋村介護保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

保健福祉事業において新たな事業を実施するため、本条例について所要の改正をしたいので、提案するものでございます。

慎重なるご審議をいただきまして、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

#### ◎議案第48号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第25、議案第48号 嬢恋村辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第48号 嬢恋村辺地総合整備計画の変更につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

辺地計画につきましては、辺地に關わる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定に基づき策定するものであり、この計画により事業実施における財政措置として、辺地対策事業債の借入れが可能となります。

辺地対策事業債につきましては、償還時に元利償還金の80%が交付税で措置されるものでございます。

今回変更いたします今井辺地につきましては、既にご議決賜っております今井簡易水道配水池築造工事を行うものでございます。

慎重なるご審議をいただきまして、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

## ◎議員派遣の件について

○議長（佐藤鈴江君）　日程第26、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君）　異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

なお、この際、お諮りいたします。決定された議員派遣について変更が生じた場合は、本職に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君）　異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣につきましては、変更が生じた場合は本職に一任することに決定しました。

---

## ◎休会について

○議長（佐藤鈴江君）　以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、7日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君）　異議なしと認めます。

よって、明日から7日まで休会することに決定しました。

---

## ◎散会の宣告

○議長（佐藤鈴江君）　本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 3時26分

令和7年第5回定例村議会

(第2号)

## 令和7年第5回嬬恋村議会定例会会議録

### 議事日程（第2号）

令和7年9月8日（月）午前10時03分開議

- 日程第 1 認定第 1 号 令和6年度嬬恋村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 令和6年度嬬恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 令和6年度嬬恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 令和6年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 令和6年度嬬恋村簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 令和6年度嬬恋村上水道事業会計決算認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 令和6年度嬬恋村下水道事業会計決算認定について
- 日程第 8 議案第40号 令和7年度嬬恋村一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第41号 令和7年度嬬恋村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第42号 令和7年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第43号 令和7年度嬬恋村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第44号 嬌恋村行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の全部改正について
- 日程第13 議案第45号 嬌恋村税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第46号 嬌恋村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第47号 嬌恋村介護保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第48号 嬌恋村辺地総合整備計画の変更について
- 日程第17 議案第49号 物品購入について（可搬消防ポンプ付きワンボックス型積載車）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（12名）

1番	黒岩智未君	2番	土屋哲夫君
3番	伊東正吾君	4番	下谷彰一君
5番	黒岩敏行君	6番	石野時久君
7番	佐藤鈴江君	8番	土屋幸雄君
9番	松本幸君	10番	伊藤洋子君
11番	大久保守君	12番	大野克美君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	副村長	黒岩彰君
教育長	地田功一君	総務課長	熊川明弘君
会計管理者兼 税務会計課長	宮崎由美子君	未来創造課長	黒岩孝義君
交流推進課長	小林千速君	住民課長	望月浩二君
健康福祉課長	野寺美枝君	建設課長	黒岩建五郎君
農林振興課長	土屋和彦君	上下水道課長	黒岩治信君
観光商工課長	竹渕幹雄君	教育委員会 事務局長	宮崎清君

---

### 事務局職員出席者

議会事務局長　　目黒康子　　書記　　横沢右京

開議 午前10時03分

◎開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 皆さん、おはようございます。

本日、体調管理のための水分補給を許可しますので、自己管理の下で水分摂取を行ってください。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和7年第5回嬬恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

◎認定第1号～認定第7号についての質疑、一括討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1から日程第7まで、令和6年度各会計決算認定について一括議題とし、これより審議いたします。

本案について、本定例会第1日に、既に当局の説明が終わり、それぞれ議案の審査を願つておりましたので、ただいまから質疑を行います。

議事整理の都合により、質疑は一般会計歳入歳出決算認定から順次行います。討論は最後に一括で行うことといたします。

最初に、認定第1号 一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第2号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 国保会計ですけれども、昨年の12月2日から、紙の保険証じゃなくというふうに移行されたと思いますけれども、そうなると、今まで資格証明書とか、短期保険証があったんですけども、そういう方々は10割負担が原則になると思うんですけども、それについて、国保のほうの担当課としてはどのように考えているか、お答え願いたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） ただいまの伊藤洋子議員のご質問にお答えさせていただきます。

昨年の12月2日から保険証が廃止され、マイナ保険証へ移行されました。それに伴いまして、議員おっしゃるように、資格確認書と資格情報のお知らせというものの通知を差し上げる、送付するということになっております。

保険税を滞納されている方につきましては、今まで短期証の扱いを行っておりましたが、制度上、今回それが廃止されておりますので、村としても、国の制度に合わせて、運用を行うほかはないと考えております。

ですので、滞納があれば特別療養費対応ということで、10割負担をしていただくという運用をさせていただいております。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第3号 介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第4号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 子育て支援事業のシステムの補助金ということで、今回予算が組まれておりますけれども、これは各保険、国民健康保険も含め後期高齢者、そして会社の勤めている社会保険とかそういうやつで、子供のための資金を集めるためのという説明を受けまし

たけれども、これはどのような方法で集めるのか、それで、お金はどのくらいの負担になつていくのかをちょっと聞きたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） ただいまの土屋幸雄議員のご質問にお答えさせていただきます。

子ども・子育て支援金制度ということで、来年の4月から運用が開始をされます。

この支援金の徴収の方法ですけれども、国民健康保険につきましては、国民健康保険税と一緒に、税率を定めた上で、税金として納めていただくようになります。後期高齢者医療保険、こちらも、今保険料で収めていただいておりますけれども、これにつきましては、保険料と一緒に徴収をするということになります。

税率につきましては、国民健康保険税で徴収する分につきましては、今、県で税率を幾らにするかということで検討をしております。ですので、今幾らぐらいになるということは、ちょっと申し上げられませんけれども、時期が来れば、200円なのか250円なのかというようなことで、税率が決まればお知らせをさせていただきたいと思います。

後期高齢者保険料につきましても、同様に広域連合のほうで算定をされますので、通知が届きましたら、速やかに村民の方にお知らせをしていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 国民健康保険だと、世帯主に税金がかかるのか、それで会社勤めている人は一人一人会社と後期高齢者の一人一人が税の対象となっていくのか、その辺のあれはどんな方法ですか。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） ただいまのご質問でございますが、そうですね、国民健康保険税につきましては、世帯課税となっております。その世帯の中に、18歳以下の子様がいらっしゃれば、その子さんについては、税率はゼロということになると思います。

後期高齢者医療保険、こちらにつきましては、一人一人の所得に応じて今現在料金を頂いておりますので、保険料を頂いておりますので、一人一人の算定と、一人一人について税率が決められてくるということになると思いますので、よろしくお願ひします。

あと、社会保険ですね。社会保険につきましては、標準報酬制というんですか、幾らから幾らまでの収入に対しては幾らの保険料率ということで、決められるということを聞いてお

ります。ですので、扶養がいれば扶養人数もその中に含まれるのかなと思われますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） そうなると、保険を掛けている人は全員徴収するということでおろしいですかね。そうなってくると、いろんな面で負担がまた増えてくるということなんですかけれども、この辺もどう考えて、まだ論議もしていないうちにこういうことが決まって、国が決めてきたんだと思うんだけれども、この辺の問題は、本当にこれからまた、子育ては重要なと思うんだけれども、何でここに税金をかけるようなことになったのかをお伺いしたいと思うんだけれども。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） こども家庭庁ができまして、この財源どうするんだということでございます。今住民課長が答弁したとおり、国民健康保険で、あるいは後期高齢者等については、村が徴収しておりますので、担当課長とすれば、どういうふうにやって徴収するのかということあります。

総額で4,500億円か5,000億円くらいですかね。これを保険料から、もろもろの協会けんぽであり、あるいは公務員であれば共済から、社会保険料から5,000億円も集めましょうということで、今政府のほう並びに国会のほうで議論されてきたという経緯があると思ってい

ます。

いずれにしろ、財源の論理なくして負担はできませんので、国のほうではそういうふうに決まったということで、我々がどうするということは、ちょっと1自治体で決めることじゃなくて、法律行為がありますので、ご理解いただきたいと思っています。

なお、国民健康保険税につきましては、今担当課長から申したとおり、群馬県のほうで最終的に35市町村、最終的には令和12年だったんですけれども、遅れていますので15年くらいまでは、県がこれを1つにしようという方針で動いていますので、これについては都道府県で格差がありますから、群馬県が決定するということになると思います。よろしくお願ひをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第5号 簡易水道事業会計決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第6号 上水道事業会計決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、認定第7号 下水道事業会計決算認定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 2月に八潮市でああいう事故が起こって、国もいろいろな点検を行っているということをニュース等で知りましたけれども、嬬恋村内はそういう国の検査というか、入ったのかどうか、それと上下水道、特に下水道もなんですかけれども、大体嬬恋村は何年くらいたってというのでは、その後、何年か後にはそういう検査、定期検査をやるというので、そういうものには国の補助とか何かあるのか、特別交付税とかがあるのか、やはりその辺が今後の上下水道の管理維持に大事だと思いますので、お答えいただければと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 黒岩治信君登壇〕

○上下水道課長（黒岩治信君） ただいまの伊藤洋子議員のご質問にお答えします。

下水道の水質環境の検査につきましては、毎年マンホールにカメラ等入れて検査を行っております。今年も一番大きい800ミリの管をこれから検査をさせてもらうところであります。国から指示が出たものは、口径の大きいものなので、嬬恋村では特に対象はないんですけども、一応一番大きいものの検査は、今年またやることになっております。

毎年、コンクリート管の部分の検査は、毎年行っておりますので、そのデータは持っております。腐食具合とかによっては、今年も工事を1か所やらせてもらう予定になっておりますので、今後も引き続きやっていきたいと思っております。

それから、下水道とか水道の検査、今後の検査とかの関係なんですけれども、一応、下水道も30年以上経過しています。で、今は処理場の検査、更新の計画を立ててやっていると

ころであります。管渠の耐用年数が50年ということになつてはいますので、まだ嬬恋村そこまではいかないんですが、一応検査については毎年場所を選定して行っていく予定でいます。

その点の補助金等につきましては、今のところ、検査等の補助金はないところであります。更新工事をやるようになる際には、今県からの要望を国のほうに上げてまして、今のままでは、町村が独自で更新を行うのは難しいということで、全県を挙げて要望を出して、全国的に国のほうに補助金の交付をお願いしているところであります。

水道につきましても同様な内容で、広域化等含めまして国の補助金をお願いしているところであります。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

次に、各会計決算認定について、一括で討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 決算審査の討論をさせていただきます。

私は、一般会計、国保会計に反対、そのほかの会計決算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

審査の中で、私は一般会計ですけれども、不用額について質問をしました。1つの課で2億ぐらいの不用額がありましたけれども、私としては、それを何度か補正する中で、村民のために予算を組むとかして、1つでも多く村民のための予算に回せるよう、途中考えてほしいという気持ちがありました。

令和7年つまごい祭りが中止になったわけですけれども、令和6年の村長の予算編成時のときの言葉では、村民の健康な暮らしとか、元気で暮らせるとか入っていましたけれども、そういった点では、本当につまごい祭りが7年度中止になった、令和6年のことが、当初予算のときの思いが生かされてなかつたんではないかという考えであります。

私は、決算は終わったものだからどうすることもできない、覆すことも何にもできないけれども、数字だけ合えばいいということじゃなくて、やっぱり、いろいろ全課で反省して、次にどうしたらいいんだろうかという、そういうことが村長の口からも、決算審査に当たつ

てのお話があってもよかったですかなという気持ちでおりますが、そういった視点が村長の説明の中にはなかったので、今後やはりそういう、全課で村民のための予算にするにはどうしたらしいかというのを、その都度都度、補正予算を組むたびに考えていくてほしいという思いがあります。

次に、国保会計ですけれども、先ほど質問しましたように、12月2日からは新しい制度になって、本当に今まで資格証明書、短期保険証があったわけですけれども、誰もが滞納するともう10割負担、滞納するような方は10割負担をしてまでお医者さんにかかる、そういう現実も、これから多く現れてくるのじゃないかということで、国の制度だからどうしようもないというのではなくて、それが国会の7月に行った、首相に対する意見書かなんかのときに、緊急なとき、そういうときは自治体の判断で3割負担にできるという答弁も首相が行っていますので、それを自治体にきちんと生かして、どんなときでも、お医者さんにかかるような体制をつくることが、今後必要なんじゃないかというふうに思います。

それから、今上水道についても、質問しましたけれども、本当に地下はどんなふうになっているかというのは見えにくいので、その点で、毎年検査をしているということではっとしたわけですけれども、今度、企業会計になったのでは、やっぱり会計が赤字になれば、それを即村民に負担となったら、村民の負担が増える一方です。これは命にかかる部分もあるので、先ほどの課長の答弁にあったように、国とか県にも、そういう補助支援金とか求めていくように、今後頑張っていただきたいということがあります。

それから、介護について、令和6年度の総括を経て7年度に先日条例改正があって、ヘルパーさんの資格というか、介護できるような人の資格要請をするというのがあって、そこは本当に評価させていただきます。全国的には、介護事業所の倒産とかが多くなって、群馬県でも1か所しかないとか、そういう自治体が2町村もあるような実情もあります。そういう点では、嬬恋村は本当に今の現在は恵まれていますので、引き続き介護体制を十分に取っていただきように要望し、年を取っても安心して暮らせる嬬恋村を目指して、また頑張っていただきたいということを要望しておきます。

これで、私の討論を終わります。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

認定第1号 令和6年度嬬恋村一般会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号 令和6年度嬬恋村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号 令和6年度嬬恋村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第4号 令和6年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第5号 令和6年度嬬恋村簡易水道事業会計決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第6号 令和6年度嬬恋村上水道事業会計決算認定について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第7号 令和6年度嬬恋村下水道事業会計決算認定について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第8、議案第40号 令和7年度嬬恋村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君）　日程第9、議案第41号　令和7年度嬬恋村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君）　ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君）　ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君）　起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君）　日程第10、議案第42号　令和7年度嬬恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君）　ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第11、議案第43号 令和7年度嬬恋村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 6ページになりますけれども、需用費、説明の需用費で、標準化準拠システム仕様書を印刷しているということで、そういう制度が導入されると思うんですけども、そうなると、村の行っている施策との整合性というか、そういうので、支障がないのかどうなのか、村独自で、例えば今度ヘルパーさんの要請とかして、その要請した方々が何か介護に当たるとか何かで、支障とかがないのかどうなのか、すみません、素人なので分かりませんので、説明を願います。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 野寺美枝君登壇〕

○健康福祉課長（野寺美枝君） ただいまの伊藤洋子議員の質問にお答えします。

支障のほうはありません。帳票のほうには、ヘルパーさんの部分とかではなくて、標準化に伴うものになりますので、村独自のということではなく、なので支障は出ないという認識

です。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第12、議案第44号 嬢恋村行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第13、議案第45号 嬬恋村税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第14、議案第46号 嬬恋村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを

議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） この改正に賛成といたしますけれども、ぜひ村のほうがいろいろ発信をしながら、こういうこの条例に合うような企業というか、事業主を応募していただくよう努めていただければと要望しておきます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第15、議案第47号 嬬恋村介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第16、議案第48号 嬬恋村辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君）　日程第17、議案第49号　物品購入について（可搬消防ポンプ付きワンボックス型積載車）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　議案第49号　物品購入について（可搬消防ポンプ付きワンボックス型積載車）につきまして、提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年嬬恋村条例第12号）第3条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君）　総務課長。

〔総務課長　熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君）　それでは、議案第49号　物品購入についてご説明をさせていただきます。

1、取得する動産品名及び規格数量でございます。可搬ポンプ付きワンボックス型積載車、1台でございます。

納入場所または履行場所、嬬恋村大字今井地内。

納期または履行期限、令和8年3月27日。

契約金額、金2,513万5,000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は金228万5,000円でございます。

契約の相手方、群馬県高崎市矢中町821、温井自動車工業株式会社、代表取締役、温井勲雄様でございます。

入札の経過につきましては、2ページをご覧いただきたいと思います。

また、更新前のポンプ車につきましては、平成16年度に更新した車両となり、21年経過

となっております。

以上、ご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎休会について

○議長（佐藤鈴江君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、11日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、明日から11日まで休会することに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 本日は、これにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午前 11時41分

令和7年第5回定例村議会

(第3号)

## 令和7年第5回嬬恋村議会定例会会議録

### 議事日程（第3号）

令和7年9月12日（金）午前10時03分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 閉会中の継続審査申出について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（12名）

1番	黒岩智未君	2番	土屋哲夫君
3番	伊東正吾君	4番	下谷彰一君
5番	黒岩敏行君	6番	石野時久君
7番	佐藤鈴江君	8番	土屋幸雄君
9番	松本幸君	10番	伊藤洋子君
11番	大久保守君	12番	大野克美君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	副村長	黒岩彰君
教育長	地田功一君	総務課長	熊川明弘君
会計管理者兼税務会計課長	宮崎由美子君	未来創造課長	黒岩孝義君
交流推進課長	小林千速君	住民課長	望月浩二君
健康福祉課長	野寺美枝君	建設課長	黒岩建五郎君
農林振興課長	土屋和彦君	上下水道課長	黒岩治信君
観光商工課長	竹渕幹雄君	教育委員会事務局長	宮崎清君

---

事務局職員出席者

議会事務局長　　目　黒　康　子　　書　　記　　横　沢　右　京

開議 午前10時03分

◎開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 皆さん、おはようございます。

本日は傍聴ありがとうございます。

本日は体調管理のための水分補給を許可しますので、自己管理の下、水分摂取を行ってください。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第5回嬬恋村議会定例会を再開いたします。

---

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、一般質問を行います。

伊東正吾議員ほか5名から一般質問の通告がありましたので、これより順次発言を許可します。

---

◇ 伊 東 正 吾 君

○議長（佐藤鈴江君） 初めに、3番、伊東正吾議員の一般質問を許可します。

3番、伊東正吾議員。

〔3番 伊東正吾君登壇〕

○3番（伊東正吾君） 皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、発言をさせていただきます。

村民の思い、議員の思い、村長の思い、役所職員の思い、立場は違い、考えは違い、手

法・処理の方法は違い、進む道は違いますが、日々の暮らしが楽になるよう、よりよい生活が得られるように願い、努力をしているものだと思います。4者者の思いは同じ終着点を向いているものと信じます。

温暖化対策。

さて、昨今の地球規模での温暖化対策について、この嬬恋村でも今年は例年ない猛暑で、エアコンなしではつらい夏でした。近い将来、熱中症に罹患する人が頻発するのではないかでしょうか。また、生活様式も変化を余儀なくされ、そこでお伺いいたします。

村民の生命を守るため、予防策はお考えですか。

次に、温暖化による1次産業への影響です。

現在は、花豆が実らないようになっている現状かと思いますが、影響はまだまだ少ないです。キャベツを筆頭に、影響が出てからでは打つ手がないのが1次産業だと思っております。農家の方々は手段を講じているものだと思いますが、行政としてできる手段は何かありますか。あればお教えお願いします。また、嬬恋村でも温暖化の影響で暑くなつたとはいえ、他の地域よりも涼しい自然環境が売りの3次産業では、コロナ収束とともに涼を求めて来訪する方々がたくさん見えます。移住者も増加傾向にあるようですが、サービス業全般をさらに活性化できる方策をお考えですか。

産業別に質問させていただきましたが、日本はもとより、世界中が温暖化被害にさらされています。そんな中、行政が大規模な対策を今迫られているのではないかでしょうか。火山、河川、傾斜地と災害時の備えはどのように行われていますか。この村の対策は、まだまだ足りていないのが現状です。さあ、どうしますか。

次です。

サーラ嬬恋追加工事専決の件。

約490万円の追加工事を臨時議会で否決、8月8日新聞記事になった件です。村長は専決処分において工事を行いましたが、議会規則や条例を確認すると、手法として認められていますが、社会的道義はどうなつてゐるんですか。村民と議員から酷評されることは、当たり前だと思います。さきの専決報告の中で、3名の方より謝罪がありましたが、村長は村政の一から十までは承知していないなどとおっしゃつてもいましたね。9月3日も村内には見えなく、定例議会、全体議会が行われませんでした。公務でお忙しいのは十分承知していますが、一番は嬬恋村でしょう。また、サーラ嬬恋などの重要案件についても、知らないではお粗末過ぎるのではないか。また、同僚議員が意見を言っていましたが、議会軽視、議

会無視、議員をばかにしている、まさしくそのとおりだと村民は思っていることでしょう。私もそう思います。村民の方々は、議会や議員は必要ないよなどと思われているのではないでしょうか。私たち議員も、反省を口にしなければいけない。否決案件にとどまらず、議会側との意見交換、機会を多く持つことを切に希望いたします。

以上、明快で端的な答弁をよろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 伊東正吾議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、近年は地球規模での温暖化が急速に進み、異常気象による自然災害の増加など、人々の生活に多大な影響を与えており、温暖化は村民の命・健康に関する事項であると認識しております。昨年来より、村といたしましても各地区の公民館や集会施設にエアコンを設置し、利用する方々が快適に過ごせるよう、また、災害時の避難所という性質も持ち合わせている施設でもありますので、優先的に整備を行っているところでございます。

熱中症対策といたしましては、本年の5月から労働者への熱中症対策は義務化されたことに伴い、村のホームページや広報において、制度の概要や熱中症予防行動について周知し、村民一人一人が意識を持ってご対応いただくようお願いしておるところでございます。また、猛暑は今年だけではなく、来年以降も継続するものと予測されております。このため、熱中症による健康被害が生じることがないよう早めに啓発を行うとともに、熱中症のリスクが高い高齢者などへのより効果的な情報提供方法や、公民館等のクーリングシェルターとしての活用についても検討してまいりたいと考えております。

温暖化による1次産業への影響についてでございますが、現状として、今までできている場所で花豆ができなくなってきたというお話があるということはお聞きしております。行政としての対応ということですが、現在取り組んでいる内容としましては、村の環境保全型農業推進協議会において廃資材回収を実施しており、リサイクルできるものは資源の循環という理由で、堆肥や緑肥による土壤改良を行い、温暖化の緩和に努めております。また、現在栽培しておる作物の収穫が難しくなるのではということは、十分予想されていることであり、これにつきましては、村としてもできることというのはなかなか難しいと思いますが、JA嬬恋村、群馬県等との関係機関とも情報共有し、高温耐性品質の開発や栽培時期の調整、10年、20年後を見据え、農家の後継者等の意見も伺いながら、キャベツ以外の野菜、果樹

等の栽培も視野に入れた方策も検討していかなければならぬと考えております。

次に、第3次産業についてでございますが、各種調査の速報値として、本年8月の入り込み客数はかなり大きいものとなっており、涼を売りに集客があつたものと考えております。

しかしながら、安定した雇用が確保できないことから、稼働部屋数を減らして営業している施設も多いことも聞き及んでおります。夏のお客様に対し、他の季節にリピートしていただけるような施策を地域ごとに検討したいと考えております。

続きまして、「温暖化による火山、河川、急傾斜地等の災害時の対応は」についてでございますが、本村では安心・安全に暮らせる地域づくりを目指し、地域防災計画の策定、ハザードマップや災害時の職員応急対応マニュアルを整備し、住民周知と職員対応により、災害時に備えております。議員ご指摘のとおり、温暖化で災害が激甚化・頻発化する中、今後は最新の想定降雨等を反映させた数年ごとのハザードマップの改定や、応急処理対応マニュアルの実効性強化、また、要支援者ごとの個別避難計画を現場で機能させることや、自主防災組織の訓練等により、住民参加と実践を強化し、作成済みから運用・実践へと進めていくことが必要だと認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、サーラ嬬恋追加工事専決の件でございますが、8月7日の臨時議会におきまして、議案第39号として提案させていただきました工事の変更契約に関する件でございますが、採決の結果、否決とのご判断をいただきました。この工事の変更契約では、変更金額は村長において専決処分することのできる事項の規定についての範囲内でございましたが、関連する外構工事の変更契約に関する議案を提出することになっていたことから、当工事につきましても、一緒に議案として提出し、ご説明することが丁寧なのではないかとの判断に至ったものでございます。

しかしながら、否決という結果を受け、府内において協議をさせていただいた結果、この案件が専決処分できる範囲の内容であったことから、議会の皆様をお騒がせしたことを大変申し訳なく感じおりましたが、専決処分での対応をお許しいただいたと考え、専決処分とさせていただいたものでございます。これによって、皆様にご迷惑、ご心配をおかけしたこと改めておわびを申し上げます。

今後におきましては、工事関係に限らず、専決処分及び議会の議決案件に関する取扱いを正しく理解し、疑問を持たれることがないように業務を進めていかなければならぬと考えております。また、議員がおっしゃる議会側との意見交換の機会をというご指摘につきましては、議会と当局が意思疎通を図り、ご意見を賜りながら業務を進めることは、大変重要だ

と考えておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は、一問一答で行います。

3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） 村長、ありがとうございます。

まず、一番最初、温暖化の部分。

僕、一番最後に、温暖化の部分でさあどうしますかなんていいうような言葉を付け加えさせていただいたんですけども、ああやろう、こうやろうというような検討の部分は、多々あると思います。でも、実行に移さなきや意味がない。何年検討しているの、これから先も検討で終わっていくん違うのというのが、村民の意見じゃないでしょうか。僕もそう思います。実行性も反省もない。これから先もない。いろんな事柄、これは当然資金も必要になってくるでしょうけれども、誰一人取り残さない。例えば、どこどこに公民館エアコンつけましたよ、行ける人はいいけれども、行けない人いっぱいいるんだよとか、例えばですけれども、ここへ引っ越して来られた人、浅間地区の方々、傾斜地に建っています。これどうするの。公民館もなけりや、自治会もないんだよ。村長この間、500円ずつ集めていないから、ごみの問題大変だ、言っていましたけれども、そういう部分で取り残しのないために、どういう施策を打ち立てられるかという部分、教えてください。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 取り残さないための施策というご指摘でございました。

現在、嬬恋村には以前議会のほうでもお話をさせてもらいましたが、11地区には既存の地域でございました。区長さんがおり、役員さんが各地域30人前後の各役員さんがいらっしゃいます。それなりの組織があって、既存の地域においては、例えばですが、社会福祉協議会のお金、1世帯1,000円お願いします、あるいは、緑の羽根の募金をお願いします、あるいは、赤い羽根の募金をお願いします等、村がお願いすべき集金業務等も区長さんを通して、各組の伍長さんがお集めいただいて、いろんな寄附等もご指導いただいておるところでございます。衛生班長さんは、各地域の衛生、ごみステーション等の管理等もお願いしておるわけでございますが、区長さんと衛生班長さんにお願いをしまして、ごみステーション全村で220ぐらいありますけれども、旧地区のところにつきましては、衛生班長さんが各地区おりますので、また、衛生については、衛生組合でご負担を各1世帯幾らでご負担をいただ

いておりましたが、浅間高原にはそういう組織、集金組織がございませんので、ございませんでした。そこで、どうしたらいいかということですが、特に民生委員さん、何とか地区面積が非常に広いということ、それから、家が飛び飛びにあるということもございますので、移住者がだんだん増えてきていただいて、大変ありがたいことでございますが、既存のような組織がございませんので、まず、民生委員さんを当初1人だったんですが、過日も議会でも報告させていただきましたが、人数を今度浅間高原地区には4名に増やさせていただきました。以前では、県のほうからの承認を得られなくて、人数を増やせなかつたんですが、一応4ブロックに民生委員さん1人、今度は充てられるようになりましたので、いろんな民生委員さんを通した相談事が伺えるように組織体制をできたと。それから、あわせまして、総務省のご指導をいただきまして、浅間高原、広大な面積について、4ブロックに対しまして集落支援員制度を活用させていただいております。集落を支援しましょうということで、4ブロックにつきましては広報の配布、あるいは、お困り事何かあれば、相談に乗ってくださいよというようなことで、集落支援員がブロックを決めて、毎月1回は各家庭・各地区を訪問しておるような体制もつくらせていただきました。

しかしながら、各地区と同じように、4ブロックに全部区長さんがいたり、集金するときもお願いしますよ、あるいは、ごみの集金もお願いしますよというようなときに、お集めいただける組織が現実ないわけでございましたが、何とか民生委員さんを4ブロック、集落支援員を4地区にやったと。また、防災につきましては、浅間高原につきましては、各地区の自主防災組織がありませんでした。ただ、自主防災組織は浅間のほうにもつくりましょうという意見もあって、有志の方が今動いていただいておるというふうには伺っておりますが、ぜひとも、地区、地区で自主防災組織もできればいいなと思っておりますが、消防団10分団まで、1分団はAブロック、2分団はBブロック、3分団はCブロックということで、各分団がエリアを決めまして、840世帯につきまして、そこの見回り等を必ず訓練をしながら、各分団が旧村の地区の各消防団が見回りの監視、あるいは、いざというときの体制づくりをしております。訓練もしっかりと、年に1回は訓練をして、台風前と同じように、年に1回は訓練をして、嬬恋消防団にもお願いをして、しっかりと訓練をしていけたらと、こんなふうに考えております。

まだまだ十二分に浅間高原に移住してきた方々に対しまして、生活のごみの問題、あるいは、道路改修の問題等もいろんな面で十分ではない面もありますけれども、でき得る限り組織をしっかりと体制つくりながら、きめ細かな対応に努めてまいりたいと、こんなふうに思つ

ております。今後も移住者が年に大体百三十名、四十名増えてきております。また、世帯も増えておりますので、しっかりとそのような対応を今後も可能な限り取ってまいりたい、こう思っております。

なお、住民福祉課を中心に、民生委員さんにもご指導いただきながら、いざ災害のときの要支援者につきましては、リストもできておりますので、しっかりと対応して、いざ災害時には、浅間高原の地域の皆様方にも避難場所も決まっておりますし、要支援者のリストもできておりますから、そして、要支援者については毎年更新を、お亡くなりになった方等もいますので、集落支援員を通じまして、要支援者のリストを見直しを常にやっておるところでございます。今後も浅間高原、9,300別荘がありますが、あの地域に外からのお客様が増えて、そして、活力のある地域に継続的にできるようしっかりと努めてまいりたい、こう思っていますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） ありがとうございます。

浅間地区に限らず、誰一人取り残さないとキャッチフレーズしてもらいたいぐらいだと。というのは、過疎の村にならない、過疎の地域にならない、過疎の人にならないというようなところで、今部分的には物すごく人数が減っちゃって、救急な事象があった場合、取り残されるというような人がいるはずです。現在も。過去にも熱中症で重症になられた方がいるというような方も、僕話聞き及んでいますが、その部分でも村一体、全体カバーできるような体制をぜひともつくっていただきたい。くどく言いますが、誰一人取り残してはいけない、そういうふうに考えていただきたいなというふうに思っております。

それから、サーラ嬢恋の件、村長にお伺いしたわけですけれども、全体議会で謝ってくれよと、どういうことだこれというようなことで、同僚議員からお話をあったと思いますけれども、どうも腑に落ちへん。僕の頭の中では。議会の進行方法っていろんな種類があろうと思いますけれども、1回上げたものを否決されたからといって、専決を使って通しちゃうなんていうようなことはあってはいけない。もしやるならば、再議やってほしかった。村長の説明で、3分の2以上の賛成を持ってきてほしかったというふうに僕は思います。ただ、これ議会用に提出した議案だからというんじやなしに、否決された議案だよと。そこが重要やつたかなと思います。3人謝れよと言うたときにも、お二方は丁重に謝ってくれたかと思いますけれども、村長にはごめんなさいの感情を受けなかった。申し訳ないなという程度。俺の権限だよというようなところ。それって非常に寂しかったですけれども、その辺は村長、わ

びの仕方として、どう思いますか。自分の振り返って。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 先ほどもお答えさせていただきましたが、一旦議案として提案した案件でございますので、それが否決されたということにつきましては、深く反省をし、全員協議会でもお話しさせてもらいましたが、最後は私の全ては責任でございますということで、全協でもお話しさせてもらいましたが、本会議場でもそのつもりでありますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） 最初の答弁のときに、お許しいただいたものだと思って専決をしたというような文脈ありましたけれども、お許しなんてしていないから、全協であれだけの非難を受けたわけです。これから先、このまんまじゃ困るよというのが議会の面々の考えだと思うんですけども、その辺の考えも酌んでいただいて、これから先行うというのは、議事の進行、もしくは議題の選別、それから建物に対してもそうです。お金を使うところ全てのことに関して、軽く考えてもらっちゃ困るというような部分なんですけれども、村長の意志はさっき確認させてもらいましたけれども、補佐する役の副村長って、どのように見ていましたか。

○議長（佐藤鈴江君） 副村長。

〔副村長 黒岩 彰君登壇〕

○副村長（黒岩 彰君） 伊東正吾議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

その前に、伊東正吾議員からいただいた一般質問の冒頭記載されておりました内容、これに対して、伊東正吾議員の熱い気持ちというものをすごく感じました。私もよくこういう話を聞くんですけども、富士山を登るときに富士河口湖口から登るの、そして須走口から登るルート、そして静岡の富士宮口から登るルート、どこのルートを使ってもいいけれども、目的は富士山頂を目指すこと。この目的が明確になっているということがすごく重要だと。組織を動かすために、目的が明確になっていることの重要性というものを伊東議員の冒頭の記載された内容で、伊東議員の気持ちの熱さを感じました。

余談でしたけれども、質問にお答えさせていただきたいと思います。

8月7日の臨時議会において、議案第39号として提案させていただきました案件ですが、否決されました。議員ご指摘の件ですが、先日の全員協議会でもしっかり謝罪をさせていた

だき、その後も経緯の説明をさせていただいたと思っております。先ほど村長も答弁しましたけれども、当局も今後におきましては、工事関係に限らず、専決処分及び議会の議決案件に関する取扱いを正しく理解し、疑問を持たれないようなことをしっかりとしていかなければいけないなというふうに考えております。議会と当局が意思疎通を図り、意見を賜りながら業務を進めていくことは、大変重要だと考えておりますので、今後ともご指導いただきたい、そのように思います。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） ありがとうございます。

富士山の説明、分かりやすくて格好よかったよ。みんなもそういうふうな、ここに座られている方同じ方向を向いているというふうに信じたいというふうに言いました。ありがたい話です。

それから、さっき言われた議会に対して、真摯でありたいというような話をしていただいたわけですけれども、本当に真摯なん。真摯であると真摯はまた別やからね。何ていうのかな、この議会のやり方というのはあると思います。過去のことです、それは。新しい方法とか新しいものを取り入れていくときの中に、この間のようなことがあっては困る。専決の専という字は、村長に随分教えられましたけれども、先という字じゃないんだよとおっしゃったことがあったと思います。私が先に考えて決裁することじゃないんだよ、選ぶんだよというようなことを言わされましたけれども、これから先そういうことがないようにお願いしたい。

それから、村長忙しいのは分かります。でも議会の中でほかへ用事に行っちゃうというようなことがあっては、非常に困る。議会1週間ぐらい前から、いろんな事柄を精査して、議会に臨んでいただきたい。僕はそういうふうに思っています。僕ならそうしますという部分で、この間、3日の日も村長の所用でなくなって延期になった。4日になったのかな。というようなことがこれから先あつたら困るなというようなことで、最後くくらせていただいたわけですけれども、これから先も議会、嬬恋をおろそかにして、ほかに行くということがあるんじゃないかな。お答えください、村長。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） ふるさとの山はありがたきかな、ふるさとの山に向かいて言うことな

し。ふるさとの山を忘れたことは今まで一度もありません。今後におきましても、嬬恋村を愛し、このふるさとを未来に向かって、しっかりととした方向性を議員のご意見をよく賜り、地域住民の意見もよく賜り、村民一人一人の心が同じ方向に向くように、しっかり努力してまいりたい。この信念は今まで変わりませんが、今後も変わらないつもりでございます。

ただし、以前も議会においては、私の日程で、どうしてもこの用事だけはということで、議会運営委員会において幾つかのスケジュール、議運で日程決めますので、初日が幾日、中日が幾日、それから報告事項、承認案件、あるいは議案案件、認定案件と、議会運営委員会で決めますけれども、そこで私も日程がこれだけはひとつご理解いただきたいというのは、今まですみません、空けていただいたことがございます。今回は言い訳するつもりはございませんけれども、3日は全国疏水フォーラムということで、全国から群馬県前橋市にお見えになられまして、山本知事さん、ほかは前橋市長さん等も参加し、私も群馬県の代表としてどうしても出席しなければならなかったということで、議会運営委員会にお話をして、この日は空けていただきました。4日が全国町村会の全国町村会、47人町村会長いますけれども、その会議があったんですが、2日続けて休むこともできませんので、全国町村会長会議は欠席とさせていただきました。今後もどうしてもこの会議は出させていただきたい、例えばですけれども、群馬県道路協会の上信自動車道の国土交通省陳情、これは私がスケジュール決めるものではございませんので、組織で決めておりますから、こういう陳情が議会中に入ったときは、11日間なり12日間の議会中のこの日だけは空けていただきたいというお願いがあるかもしれません、できる限り今まで議会のご了解を得ながら進めてきておりまし、今後も重要なダブルブッキングに注意を十分にしながら、当然可能な範囲で村民の議会で代表でございますから、議会のほうを重視して対応してまいりたい、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） 村長の思い、十分分からせていただきました。

さっきの答弁の中に、以前もあったことやみたいなところがあったんですけども、これたまにあるのは仕方ない。いろんな役職持っておられますから。でも、多々あっては困る。前回何日あかんだって、その前は何日あかんだって、これはやっぱりあかん。今回のこれだけは許してくれという話やと僕は思っています。村長は以前から私は変わっていませんと、変わっていいんですけども、昔の古い村長は今劣化している、そのように受け取ってしま

います。脱皮して脱皮して、新しい村長でいていただけないと、この村は変わりませんし、なおかつ新しいことが受け入れられないというふうに判断してしまいます。だから脱皮してください。劣化しないでください。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員の一般質問は終わります。

---

### ◇ 下 谷 彰 一 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、4番、下谷彰一議員の一般質問を許可します。

4番、下谷彰一議員。

〔4番 下谷彰一君登壇〕

○4番（下谷彰一君） 議長から一般質問の許可をいただきましたので、私は少子高齢化時代に向けた村政、村の対策について考え方を質問させていただきます。

第3期嬬恋村まち・ひと・しごと創生総合戦略では、本村の人口は平成27年、ちょうど今から10年前になるんですけども、2015年に1万人を下回りました。その後も人口減少は続いて、これから25年後の令和32年、西暦で言うと2050年になりますけども、2050年には4,968人となって5,000人を下回りますと、そういう予測をされております。

そのために、本村は教育費などの無料化による子育て支援や、結婚を目指す若者の出会いの場の提供、さらには、移住・定住促進事業などによる人口減少対策を講じてきました。

しかし、予測よりも早く進む人口減少に歯止めがかからないのが現状であります。また、国内の人口減少については、国立社会保障・人口問題研究会、通称社人研と言われておりますけども、社人研によると、現在1億2,400万人いる総人口がこのまま推移すると、年間100万人のペースで人口が減少し、76年後の令和82年、西暦2100年には6,300万人に半減すると推測をしています。

さらに、合計特殊出生率、これは2023年に1.20まで低下し、年間出生数も約73万人ということで、少子化の流れに歯止めがかかっておりません。この合計特殊出生率は、現状維持するためには2.07人必要なんですが、現在は1.20、東京都においては、もう0.99になつていると、こういうことでございます。

加えて、地方消滅の原因の一つとされている若者男女が東京圏へ流入する東京一極集中、

この傾向も依然変わっていないとのことです。人口問題は国と地方自治体が責任を持って取り組む最重要課題だと考えます。

しかし、地方自治体での人口減少の克服は、極めて厳しい状況にあります。まして、本村のように条件がよくないところに位置する自治体では、人口の維持さえ現実的に難しいのが実情です。その意味で、人口を克服するのではなく、人口減少といかに共存していくか、これがこれからに問われるものだと私は思っております。

そこで、本村も少子高齢化並びに人口減少が進行する中で、これから村政の運営方針等を今から検討していく時期だと思いますが、当局のお考えを何点かお伺いをさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、国は地方創生2.0の基本構想で、関係人口を可視化させて、居住地以外の地域に継続的に関わる人をふるさと住民として登録して、今後10年間で1,000万人、延べ人数が1億人ですけれども、1億人の創出を目指すとしています。村長は6月定例会の行政報告の中で、関係人口について今後どうなるか注目したいと発言をされています。現在どのように考えているのか、お尋ねをいたします。

次、2点目でございますけれども、村の総合戦略が策定されて約10年経過しました。この間、当局では様々な少子化対策などを実施してきました。そうした中で、3月に庁内に設置された少子化対策プロジェクト会議、これの進捗状況について伺います。実施した事業の効果検証と各課の課題を共有することは重要です。新規事業含め、今後どのように連携し、少子化対策に取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

次、3点目、人口減少の要因は出生率が上がらず、死亡者数が上回る自然減と若者が村から離れていく社会減、この2つしかありません。本村は令和17年から65歳以上の老人人口の割合がトップとなり、本格的な高齢化社会を迎えます。

そこで、人口減少の速度を抑えるためには、この世代の健康寿命などを延ばす対策が重要となります。既に実施をしていると思いますが、どのような取組をされているのか伺います。

4点目、生産年齢人口、これは15歳から64歳までなんですけれども、この減少は村税の低下や労働力が不足することによって、村の経済への影響が大変心配をされます。

そこで、若者の働く場の確保を検討していくべきだと思います。企業誘致など難しい状況ですが、将来に向けてどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

5点目、村の公共施設等総合管理計画では、人口減少や社会・経済状況の変化による公共施設の必要性や在り方が大きく変化するとしています。

そこで、公共施設再編の見直しや、今後建設を目指す役場庁舎などの規模や複合化については、今から検討をスタートさせるべきだと考えていますが、併せて考え方をお聞かせください。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 下谷彰一議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

第1点目のご質問は、少子高齢化時代における関係人口について、どのように考えておるのかというご質問でございました。少子高齢化時代に向けた村政の対策についてという質問事項でございましたが、嬬恋村における人口減少の将来推計につきましては、議員ご指摘のとおり、大変厳しい状況にあります。人口減少を急速に歯止めをかけることは、難しい状況にあると認識しておりますので、いかに持続可能な地域社会を築いていくことが重要ではないかとも考えております。

ご質問の1、関係人口についてどのように考えているのかというご質問でございますが、令和7年6月13日に地方創生2.0基本構想が閣議決定され、関係人口の量的拡大・質的向上を進めることが求められました。国の目標値として、議員ご指摘のとおり、今後10年間で関係人口を実質人数で1,000万人、延べで10年間ですから1億人を目指すとなっております。関係人口を可視化する仕組みや、関係人口の量的拡大・質的向上に向けた環境整備等を講じていくこととなっているところでございます。

本村といたしましては、現在企業版関係人口創出事業を展開しており、現在3つの団体と事業を採択し、民間企業と連携しながら、地域課題の解決を目指していくような取組を行っているところでございます。このほかの事業展開につきましては、府内でもどのような事業が効果的なのかということを精査しながら、実施していくことも重要ではないかと考えておるところでございます。一度来てもらう観光から、継続してつながるような関係へ発展できるような展開ができるような策も、一つの案ではないかと考えております。

続きまして、今後の少子化対策についてのご質問でございました。

質問2つ目の新規事業を含めて、今後どのように連携し、少子化対策に取り組んでいくのかというご質問ですが、議員ご指摘の少子化対策プロジェクト会議の進捗状況でございますが、昨年度においてプロジェクトが発足し、各課における現状と課題、今後の事業展開、次

年度における事業の確認について協議を実施してまいりました。

今年度においては実施しておりませんが、課題として、世帯での出生者数は変わってはおりませんが、出産可能な女性人口が少ないことが少子化の要因の一部としてあると考えておりますので、女性を増やすというところを着眼点にし、策を考えていくことも一つではないかと考えます。女性を増やすという観点では、当村においては婚活支援事業を実施しておるところでございますが、個人の価値観や経済的不安等、考え方方が多様化しているため、募集方法や事業の実施について検討が必要ではないかと考えているところでございます。このほかでは、子育て支援という観点で事業展開することで、今まで以上に子育てしやすい村として発信できるのではないかと考えております。

第3点目、健康寿命の件でございますが、お答えをさせていただきます。

健康寿命の延伸に向け、令和6年3月に生活習慣病予防、重症化予防に加えまして、生活機能の維持向上も取り入れました第3次嬬恋村健康増進計画・食育推進計画を策定し、平均寿命の延伸分を上回る健康寿命の延伸を基本目標として掲げまして、様々な健康増進対策に取り組んできているところでございます。

具体的には、健康診断を受けた方で、受診が必要となった方への受診勧奨、メタボリックシンドローム、糖尿病対策としての保健指導や健康教室、運動不足への対策としての運動教室や啓発、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業などを実施しております。

続きまして、若者の働く場所の確保についてになりますが、生産年齢人口の減少は、税収や労働力の確保に大きな影響を及ぼす重要な課題であると認識しております。若者の働く場の確保につきましては、本村の基幹産業である農業や観光分野での活躍の場を広げるとともに、体験型観光やスマート農業などの新たな取組を進めることも必要ではないかと考えております。

企業誘致につきましては、難しい状況ではありますが、機会があれば、企業へのアプローチも考えていきたいところでございますし、企業誘致にとらわれず、リモートワークやサテライトオフィスなどの仕事の場所にとらわれない働き方の支援をし、若い世代が村で働き、暮らせる環境づくりを進め、将来に希望の持てる村づくりを推進していきたいと考えております。

続きまして、人口減少、社会経済状況の変化に伴う公共施設の再編の検討についてでございますが、公共施設の再編や役場庁舎の在り方につきましては、村民生活に直結するものであり、人口減少や少子高齢化の進行により、施設の利用状況や必要性は大きく変化しており、

将来を見据えた検討は、重要な課題であると認識しております。

しかしながら、本村の財政状況は依然として厳しく、拙速に結論を出すことは将来の村民負担を増大させるおそれがございます。そのため、まずは財源の見通しをしっかりと立て、必要な機能や規模を精査しながら、段階的に検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 一問一答で行いますので、よろしくお願ひいたします。

4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） 村長、どうもありがとうございます。

それでは、最初の地方創生2.0、これについてからちょっとお尋ねをします。

この基本構想については、2025年6月13日に閣議決定をされております。しかしながら、今回自民党の総裁が内閣総理大臣になるんですけれども、石破現総理大臣は総裁選に出ないということなんですけれども、そうなった場合、この国が示した地方創生2.0基本構想、これの取扱いというのは、どういうふうになるのか。村長、大変失礼な質問で申し訳ないんですけども、長く国会議員の秘書をされていたんですね。このまま終わってしまうのか、あるいはどうなのか、その辺、最初まずは教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 今現在、日本の政治は大きな転換点にあります。それはもう公知の事実でございますが、いわゆる政権与党という形ではなくなりました。衆議院でも参議院でも唯一の立法機関、最高の議決機関である衆議院、参議院が与党、野党という構図が変わりまして、与党が絶対的多数を握っていないということです。

したがいまして、来年の予算編成は、通常であれば6月の骨太方針で来年度の予算方針を決めますが、今年も決めましたけれども、今後6月の骨太方針で予算編成、あるいは、今下谷議員が言いました地方創生2.0、1,000万関係人口、1,000万人掛ける10年で1億人増やしましょうと、すばらしい構想だと私も思いますけれども、このまま閣議決定はしたけれども、今後進めることについては、そのとおりに行かない部分もあるのではないかなど、こう思っております。また、あわせまして国土強靭化、減災・防災対策事業、5兆円掛ける5年ということで、これを閣議決定して20兆円以上という話がありましたが、これは国土交通省の担当の皆さんにもお話を聞いたり、いろいろ調べた結果、何とかこの件につきましては、野党

さんのほうも御理解があるやに伺って、何とか20兆円以上、上信自動車道も補正予算で大分お金をいただいている案件でもございますし、国の安心・安全のため、国土強靭化・減災計画は、何とかいい方向で行くのではないかなど考えております。

いずれにせよ、骨太方針も地方創生2.0も状況は大分変わっていますので、閣議そのもので決めたものについては、変更が起こる可能性があるというふうには思っております。一番いい方法で進んでもらえればいいな。このとおり、関係人口増大に政府も進んでもらえればいいなと思っておりますが、変わる可能性はあるのかなというふうに思ってはおります。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） 基本構想が恐らく変わるんだろうと私も思っています。村長が言われたとおり可能性があるというのは、内閣が……

○議長（佐藤鈴江君） 彰一さん、マイク。

○4番（下谷彰一君） 今度新しい内閣ができて、この基本構想はやっぱり見直そうということであれば、変更が生じてくるということは私も承知をしております。

そうした中で、今回質問させていただいたのは、こうなる予定じゃなかつたんで、ちょっと質問をさせてもらったんですけども、まず、一番最初に質問した関係人口、関係人口ってどういう人口なんだろうかということですね。ちょっと書物とか読んで調べたところ、関係人口というのは、移住をした定住人口でなく、また、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人と明記をしているんですね。そんなことで、しばしば関係人口については、観光の交流人口以上、住んでいる方の定住人口未満と、そういうふうに言われています。非常に分かりづらい。このもし状況が続いたとすると、関係人口がどんなに増えても、本村あるいは日本のこの関係人口を受け入れた自治体は、人数が増えたことにならないと思うんですよ。違うところに住所がある方が嬬恋に来てやるわけですから。そういうふうになっちゃうと、本当に人口を増やすための対策になっているのか、これについて、私はそうではないんじゃないかと思うんですが、村長、もしご意見があれば、あれですけれども。

じゃ、質問をそのまま続けさせてもらいます。

例えば、嬬恋村は今まで1期、2期、3期の地方創生の計画をつくってきたわけです。今は3期目です。その中の3回とも何を決めたかというと、雇用を創出して新しい仕事の流れを作るということ。若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえて、安心な暮らしを守る。

そうした4項目の施策について、嬬恋村は今まで総合戦略の中で計画を立ててきた。ところが、今回の地方創生2.0、これを読むと、政策5本柱を見て、もう子供を増やすとかそういうことではなくて、少子化をどうしようとかそういうことじゃなくて、人口減少に対応した新たな制度なんです。この関係人口というのは。これをやるということは、じゃ、少子化や高齢化の対策は、一体これからどうなるんだろうな、そういう実は心配があつたんで、関係人口のほう言わせてもらったんです。村長、その辺はどうでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君）　村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　質問の趣旨がちょっとよく理解できなくて、誠に申し訳ございません。

まず、定住人口があり、そして政府のほうは、いろいろ交流人口増やしましょうということで、ある意味、政治の世界で定住人口から交流人口という大きな流れがございました。ここ四、五、六年前から関係人口ということで、嬬恋村に関わりのある方々、何回も何回も嬬恋にお越しいただきましょうと。例えば、観光大使である我が村でいえば、キャベツ大使、こういう方々と関係していただいて、何回も何回も嬬恋に関係を持っていただいて、週末には嬬恋に来てもらうようなということを含めて、いろんなチャネルでビジネス界でもいろんな形で、村と関わりのある人間の拡大をしていきましょうという関係人口という概念が最近生まれてきました。ただ、今、彰一議員の言ったように、現実特殊合計出生率を2.16に増やせというのは、全く不可能だと思っています。

したがって、今2億1,600万が今2億1,200万ぐらいまで毎年減ってきています。彰一議員は100万人減るって言うけれども、前年度は90万人、人口が自然減で減っています。お亡くなりになる方が圧倒的に多くて、生まれてくる方が少ないという自然減で、今後も90万人ぐらいが毎年減っていくのかなと、こう思っています。

したがいまして、この特殊合計出生率を全国的に2.幾つに上げるということは、ちょっと不可能だろうなと、こう思っています。嬬恋だけそれを増やすということも、目標は嬬恋も増えなくちやまずいと思っていますから、そういう気持ちではありますが、なかなか非常に厳しいなと、こう思っています。

したがいまして、ある意味で関係人口、今回の調査で、2.0で基本構想つくっていただいたんで、そういう形で疲弊する地方、ローカルを一極集中を是正する一つの手段ではあるなと思っていましたので、交流人口から関係人口へ、その関係人口を増やすことによって、地域の活力をしっかりと維持しようという基本的な考え方だと思いますので、考え方はそのとお

りだなと思っています。

したがいまして、決して嬬恋村で子供で人口を増やすつもりはもちろん持っておりますが、ある意味、現状は現状でしっかりと認めるものは認めなくちゃならんと、こう思っている部分もあります。吾妻郡の人口は、昭和35年、9万3,000、現在の吾妻郡の人口は4万8,000である。国勢調査が10月1日基準日で行われますけれども、9万3,000の人口が吾妻郡は既に4万8,000人になっているということです。それから、昨年1年間の出生した吾妻郡内で生まれた子供が135人。亡くなった方ははるかに多いという数がございます。こういう現実もございますので、特にコロナがありましたから、出生率が非常に全国的にも落ちているということですので、非常に厳しい人口問題の現場があると思っています。

いずれにせよ、一極集中を是正して、ローカル、基礎的自治体、市町村、特に町村は926ありますが、町村が元気になること、こういうことが日本全体の活力の維持につながると、こう思っておりますので、ぜひともほかの自治体ともスクラムを組んで、しっかりとローカル、地方創生、そして関係人口を通じてでもローカルの力を維持できるように努めてまいりたいなと思っています。ちょっと答弁となっているか分かりませんが……

○議長（佐藤鈴江君） 村長、関係人口が人口減少の対策になっているのか、村長の考えをお聞かせいただきたいというのが質問の趣旨で、人口減少が新たな政策が必要ではないかということが下谷彰一議員の質問だと思います。だから、村長の考えをお聞かせくださいということだと思いますが、関係人口が人口減少の対策になっているのかという村長の考えをお聞かせくださいということです。

○村長（熊川 栄君） 先ほども述べましたけれども、定住人口、交流人口、そして新たな概念、関係人口ありますが、キャベツ大使を中心として、それなりの関係人口は動態しておると思っていますし、今後も関係人口を増やしてまいりたい。移住定住も考える、あるいはサテライトオフィスを考える、働く場所も考える。こういうことでございますので、関係人口については、今後も増やしていきたいと思っています。それと、いいですか。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） 質問が下手で大変申し訳ありません。

私が言いたかったのは、今議長が言ってくれた部分もあるんですけども、1期、2期、3期で村は雇用の場をつくること、人口を増やすこと、そういう取組をしてきたのに、今回国側が今進めている地方創生2.0、これはそうじゃなくて、人口減少に対応した新たな制度をつくると言っているんで、その制度の一つが関係人口ですから、関係人口がどういうこと

ですかということを質問をさせてもらったんです。決してこれを否定しているわけじゃなくて、ただ、関係人口が増えても嬬恋村の人口の中に加えられるわけじゃないですから、それは増えたように見えるけれども、実際は増えていないだろうと、そういうことをちょっと言いたかったんで、すみません、そういうことでした。ありがとうございます。

それから、じゃ、次に、今まで何で人口が増えなかつたのか。これは次の質問にも影響するんですけども、少子化が改善できないのは、若い人の雇用が不安定で、非正規雇用のよくなもので賃金が上がらない。それで、将来に希望が持てないから結婚もしない、会いもない。まして、女性は女性の就労と育児の両立は困難、そして子育てにお金がかかる。それで、あと離婚を仮にした場合、ほとんどの女性が別れたその旦那からお金をもらっていないと、こういうことのようなんですよ。そういう中で、やっぱり結婚をしない女性が多いのは、そういう現実があるから、恐らく結婚しないんだろうなというふうに思います。これは答弁は結構です。

じゃ、時間がないんで、2点目いきます。

少子化プロジェクト、これについては、さっきも申し上げたのは、女性の数を増やしましよう、少ないと村長言つていらして、婚活事業は実施をしてきました。子育てしやすい村にしたいということなんですねけれども、この会議で示されたプロジェクト会議の資料を見ると、確かに婚活支援事業ということで取り組んでいただいているんですけども、まだ今の未来創造課が政策推進課といった時代からずっと続いてきたものが、こういう吾妻広域、あるいは上田定住自立圏、そういうところにお金を払って、投げて実施をするわけでなく、自分たちで農協さんだとか社会福祉協議会だとか商工会とか、そういう人たちの代表に来ていただいて、自分たちで企画運営をしてやってきました。恐らく十何件かカップルができるはずなんで、そうした中で今吾妻広域、あるいは上田定住自立圏のそういう中に委託をして、何組結婚に結びついた数があるのか、お願いをしたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 黒岩孝義君登壇〕

○未来創造課長（黒岩孝義君） ただいまの下谷彰一議員のご質問にお答えさせていただきます。

人数についてですが、はっきりは把握していないところがあり、申し訳ありませんが、定住自立圏の婚活、そちらのほうでおととし嬬恋村の方が1件成立したということは聞いております。その郡内については、はっきりした数字が先ほどもお答えさせていただきましたが、

把握はしておりませんので、申し訳ありませんがよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） 参加をされる方も役場の職員だとか知っている人がいたほうが、結構話し相手になつたりして、いい場合もあると思うんで、せっかくプロジェクトで話し合って、恐らくこの中の婚活のこのやつは、未来創造課のほうから出されているんだと思います。質問にもあったように、せっかく事業をするわけだから、実りあるもの、成果のあるものであったほうがいいわけですので、ぜひそういうことでお願いをしたい。これは要望も兼ねてお願いをしておきます。

次に、交流推進課、移住資金事業補助金であるんですけれども、報告によると移住支援金事業補助金とあるんですけれども、これって働く世代の単身者が60万円とか、そういう100万円とか額が決まっているんですけれども、これってどのぐらいの利用があるんですか。これはイコールこちらのほうに来ていただいた、定住していただいた人の数が含まれていると思うんで、何人あったのか教えていただけますか。

○議長（佐藤鈴江君） 交流推進課長。

〔交流推進課長 小林千速君登壇〕

○交流推進課長（小林千速君） 下谷彰一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

令和2年から実績ございますけれども、令和6年度につきましては4件、7年度、これまで2件申請があり、支援金のほう交付をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） ぜひ村民を増やすために、このお金がたくさん使われるようにお願いをしたいと思います。

次に、健康福祉課にお尋ねをいたしますけれども、この数を見ると、かなり健康福祉課で子育ての関係の事業をしていただいているなというふうに思うんですけれども、移住だとかでこちらのほうに来られた方、恐らくこの要綱とかそういうものについては、村のホームページにありますよとか、そういう回答になるんだと思うんですけれども、そういう方って内容がよく分かっていないと思うんですね。それで、こないだちょっとまたま中之条に行ったら、中之条で結構いろんなものつくっているんですね。第3期中之条町子ども・子育て支援事業計画とか健康カレンダー、これ嬬恋村も作っているんですけれども、暮らしの便利帳、

これは個人向け補助金等の一覧表、こういう見える化しているもの、こうしたものを作つて説明をしたほうが、どうせ利用いただくならそのほうがいいのかなというふうに思つているんです。この事業の内容を1つずつ聞きませんけれども、初めてこちらのほうに移住で来られた方、あるいは移住を希望している人たちは、どういう制度があるのか、ホームページにありますよじや分かりづらいと思うんですね。こうしたものを作つて中之条町では実際やつているみたいなんで、こうしたいいことはまねをして、費用がちょっとかかってあれなんですけれども、利用するべきだと思います。参考までに、嬬恋村のこの未来通信というんですか、ここに総合計画が載つかっているんですね。こういう概要版みたいなものでもいいんで、ぜひそういう取組をしていただきたいとそういうふうに思ひますが、健康福祉課長はどのようにお考えですか。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 野寺美枝君登壇〕

○健康福祉課長（野寺美枝君） ただいまの下谷彰一議員の質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、概要版、計画のほうは策定しておりますが、概要版のほうは策定しておりませんので、今後そちらについても、中之条町さんのもの等を参考に検討をさせていただきます。また、嬬恋村では子育てガイドブックのほう作成しております、転入の方等につきましても、そちらの資料をお渡しして、事業の説明をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） ぜひ、引き続き少ない人数で大変だと思いますけれども、頑張ってやっていただきたいと、そういうふうに思います。

じゃ、これは以上で終わりにしたいと思います。

次に、健康寿命を延ばす対策、これについても恐らくやつていただいていると思います。もし、課長のほうで説明できるものがあれば、お願いをしたいのと、私なんかもよく東部地区を見ていると、夕方とか朝とか歩いている方、ウォーキングをしている方がたくさんいらっしゃいます。こういう人たちのある程度グループ化がけて、道路に駅から何キロ、そんなようなちっちゃな看板があれば、一つの目標になるんじゃないかなと、そんなふうに思つてゐるんですけども、人は亡くならない、また、それは亡くならないことも嬬恋の人口を維持する一つの方策だと思うんですが、健康福祉課長さんの方でお考えがあつたら、お願いしたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

[健康福祉課長 野寺美枝君登壇]

○健康福祉課長（野寺美枝君） ただいまの下谷彰一議員の質問にお答えします。

まず、健康寿命に関してですけれども、国が発表する健康寿命ですが、こちらが国民生活基礎調査の情報を用いていますので、嬬恋村ではちょっと算出ができない状況になっております。ですので、嬬恋村、あと市町村等では、補完的指標として用いられます平均自立期間という指標のほうを健康寿命として用いております。令和6年度の平均自立期間につきましては、男性が82.1歳、女性が84.1歳となっております。男女共に国・県の平均自立期間を上回っている、そんな状況になっております。

今回、第3次の健康増進計画のほうを策定しましたけれども、その前の第2期の計画の中で実施してきた内容で評価をしておりまして、令和元年度の平均自立期間、男性が80.4歳、女性が84.3歳、令和5年度の平均自立期間、男性が82.5歳、女性が86.2歳となっておりして、男女共に平均自立期間のほうが延伸しているという状況になっております。

今後につきましても、様々な事業のほうを展開して、これを延伸できるようにしていきたいなと思っています。議員おっしゃっておりましたが、嬬恋村の健康課題として、全世代において運動不足というのが上げられております。ですので、自主的に活動している方たちのグループ化等は、非常に効果的かと思われますので、そちらについても、今後実施していくらかと思っております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） ありがとうございます。

それでは、次、4番のほうの働く場の確保、こちらのほうに移させていただきます。

今回の議会で、青山国有林の中に火山砂防の関係のストックヤード、これについて、来年度からは事業が始まりますよと、そういう説明をいただきました。図面も見せていただいたんですけども、村長、過去において、あの地帯に何とか道の駅を造って、それでいろんな企業を回って、ぜひ協力をいただけないかとそういうふうに歩かれて言われた時期があるんですけども、私はそうした中で、道の駅を予定しているあそこのところも、これから今ストックヤードの部分は別として、その前後、例えばゴルフ場寄りのほうの県道沿いとか、そういうところを林小班に分けてもいいんで、活用していくもう時代が来ているんだと思うんですよ。そういう中で働く場所をつくっていく、そういうようなこともすごく重要なこと

うんですけども、また、加えて、今回仮称ですけれども、鎌原インターから東御嬬恋線主要地方道、そちらまでの路線の説明会を今度はしますよと、そういうお話を聞いていますけれども、こういうものと合わせた中で、一緒に雇用の場をつくるための取組をするべきだと思うんですが、お考えをお聞かせください。

○議長（佐藤鈴江君）　村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　まず最初に、青山の話がございましたが、61ヘクタール、議会のご承認をいただきまして、全員一致であれを測量しましょうという話でございました。5,270万円当時のお金で測量させていただきました。測量するについて、いろいろと課題もあったんですが、何とかきちんと測量が完成したということあります。その過程の中で、国土交通省の砂防部のほうでストックヤード5ヘクタールというお話がありました。第一義的には国道146号の砂塚の下に、もう既に5ヘクタール、これも議会の承認を得て、5ヘクタール、国土交通省はストックヤードを造りました。

さらに、浅間山の減災・防災対策事業の一環として、青山地区に5ヘクタールでストックヤードを造りたいと。私ども村のお金であそこ全部開発することは、とっても不可能だということで、縦断図作りなさい、横断図作りなさいというようなことと、あと、測量も相当お金がかかる。なおかつ、中の道路を整備するというのも、とてもお金がかかるということで、議会にもお話をさせていただいて、中にストックヤードを5ヘクタールについて、国土交通省のお金で中の道路を造りましょうということでございました。その道路ができた段階で、青山の活用をどうしましょうかということで、一旦は林野のほうに私どもの原案を出してございますので、それで現在まで来ております。

今後、上信自動車道の今話もございましたとおり、嬬恋バイパス433億円という事業費ベースも公表されましたけれども、議会にも先日上信道の説明させて、工事事務所の所長さん等にご説明いただきました。やっぱり今は青写真をつくるときだと。青写真をしっかりとつくると、未来の嬬恋のためにということで、現在村では副村長を中心にグランドデザインの検討会議を立ち上げておりますので、予算もいただいております。承認もいただいていますから、今年度今作業中でございますけれども、議会の皆さんのお意見も聞きながら、しっかりとしたグランドデザインをつくるつもりでおります。

それから、民間企業の話が出ましたけれども、現在嬬恋に、公にはなかなか、決まれば公にできますけれども、幾つかのオファーがありますけれども、いい形で何とか決まればいい

なと思う節のところのディベロッパーもいらっしゃいますが、公にできる状況にはございませんけれども、ぜひとも村民のためにいい形で、何とかいい企業があそこに出資してもらえばもっといい、PFI、PPPにつきましても、議会の皆さんも勉強会もしていただいていますので、ぜひとも民間資金が産官学金連携した形、あるいは、PFI、PPP、こういう手法を使いながら、何とかいい形でできればいいなと、このように思っています。民間からいろいろな意見のありますけれども、もう少ししっかり精査しながら、また、商工会からもご存じのように、インターチェンジには地元の業者は出られるようなゾーンを造っていただきたいという要望がありました。当局にも出て、議会にも要請書が出て、採択もいただいておりますので、みんなでまた議会ともしっかり議論しながら、今こそ青写真をつくる。今後50年、100年、それから公共施設再編の関係もありますけれども、先ほどもお答えさせてもらいましたが、すぐ役場を造られるというふうな状況にはございませんので、しっかりと青写真だけは上信道も決まってきましたから、青写真、上信道の本年度の今4,000万円で先日説明ありましたとおり、しっかりとした嬬恋バイパスの方向性を定めていく状況になっておりますので、しっかりとした青写真、青山を含めてしっかりまとめてまいりたいと、こう思っています。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） 青山については、ぜひいろんな面で活用を検討をしていただくということでお願いをしたいなというふうに思います。公共施設の再編、これの見直しなんですけれども、兼ねて村長も村道の総延長が468キロもあるんだと。それとそのほかに農道もあるよと。この社会資本を整備するときになれば、莫大なお金がかかるわけです。本当に。そうした中で、先ほど村長も言わされました。すぐできないけれども、役場の問題もあると。私も全く同感で、ただ、今からその公共施設を計画をつくってあるからいいということでなくて、将来的にじや、少子化時代の中で東部・西部の小学校の数、これから生徒数がどんどん減つてくる中で2校必要なのか、あるいは、もしそうなった場合、耐震でクリアしているわけですから、どちらかの小学校なり体育館は違う目的で使えるんじゃないか。一番分かりやすい例は、私が言うまでもなく、東吾妻町は岩櫃城を役場にしているわけですね。そのようなことも検討はやっぱりしていかないで、パッケージだけ少子化だって言っても、何かがやって、ぐっと減らすようなものを検討をしていくべきだなと、そんなふうに思うんですが、お考えをお聞かせください。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） おっしゃるとおり、建物につきましては、公共施設再編計画つくって、議会の承認もいただいておりますけれども、108ある建物を73に減らすということで、これからも計画的に解体すべきものは予算の都合を見ながら解体していくと思っています。集約化すると。それから人口が減少するに通じて、公共施設の在り方、要するに108ある建物については、減らすということあります。それから、冒頭、道路の465キロ、それから林道は21キロ、これは村が管理すべき道路でありますので、非常にコストがかかる。間違いなくコストがもうもう公共施設はかかります。それから、ご存じのように、今上水、飲み水ですね、それから下水、これも今後非常にお金がかかる状況になっています。簡易水道の地区もございますし、今から地下にあるものについては、耐用年数が来ておりますので、日本全体でございますが、非常に大変な公共的なコストがかかるという時期にもありますので、一概に青写真だけはしっかりとつくる、そういうことを見据えた形の青写真をつくることが求められていると思っています。人口が想定でこれだけ減っていくでしょうと。それに応じたものを規模も縮小して、道路を造るのは重要ですけれども、維持するのはもっと大変な作業でございますので、そういうもののランニングコストも維持管理の、イニシャルコストも考えるけれども、もっと重要なのはランニングコストだということだと思いますので、ランニングコストも入れた形で未来の嬬恋の在り方をしっかりと考えていくということだと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） ありがとうございます。

ちょっと長い質問になって恐縮です。いずれにしても、今から、これから先送りをしないで、これから先のことを今しっかりと考えておく、そういうことってこれからすごく重要なんだろうなと。先ほどの村長さんの答弁の中で、関係人口は村長が始めたキャベツ大使、私もそうだと思います。そのほかに、特に村として大切にしていかなければいけない関係人口、関係のある人口だとすれば、これは浅間高原の別荘を持たれている方たちをどうするのか、あのひとたちは固定資産税もお支払いいただいていますけれども、場合によっては、村民税の均等割ですけれども、払ってもらっているんですね。こうした人たちも一緒に含めて、対策をしていく。これから村が検討していくいろんな輪の中にその人たちもどんどん入っていたい、これから村がやるべき方向性をつくっていく。そういうことがすごくこれから重要

になってくるんだと思います。少子高齢化というのは、それほど地方自治体にとって大きな問題なんですね。ぜひやっていただきたいのと、先ほど村長さんのほうから、副村長を中心としたグランドデザインの話がありました。前も村長に質問したことがあるんですけども、こういう時期だから、本当にもう、もうすぐお年寄りの65歳以上の人口が1番になるんだよと。子供の数はもっと減るんだよと。こういう時代に即したグランドデザインをもう少し考えていいかないと駄目なのかなと、これはもちろん答弁は結構ですけれども、通告していないんで。そういうことを当局が一丸となってやっていただくことをお願いをして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、4番、下谷彰一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をしたいと思います。また、再開は12時30分から再開をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

休憩 午前11時26分

再開 午後 零時29分

○議長（佐藤鈴江君） 再開いたします。

---

◇ 伊藤洋子君

○議長（佐藤鈴江君） 一般質問、続いて、10番、伊藤洋子議員の一般質問を許可します。

10番、伊藤洋子議員。

〔10番 伊藤洋子君登壇〕

○10番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

今日で9月定例議会が終わりになります。9月議会は決算認定を中心に審議を行います。決算審議は、当年度の事業を振り返り、反省、総括し、今後に生かすことなどを確認し合う大事な場になります。このことを認識していないと、決算は過ぎたことなのでと簡単に済ませかねません。議会初日における村長の決算の報告は、数字上の説明に終わり、村政執行

に対する思いが伝わってきません。このような姿勢が議会と両輪で行政を進めるという言葉とは違った結果になったりするのだと考えております。決算議会を終えるに当たって、私は村民が納めた税金は、村民の暮らしを豊かにするために生かすこと、地方自治の趣旨に沿った村政を進めることを期待する立場で一般質問を行います。

まず初めに、令和6年度決算についてを質問します。

なぜこの質問を取り上げたのかというと、先ほど述べたように、決算の意義を再確認してほしいからです。先日、決算のあらましが報告されました。実質収支額が3億9,000万円余になり、健全な財政運営に努めたとのことです。私は、決算時において、毎年数字の間違いなどがないのは当たり前のことと考えています。あわせて、予算提案のときに話された予算に対する思い、村長は令和6年度予算の説明のときに、各事業を効率的に執行することにより、人口減少をできる限り制御し、抑制し、豊かな暮らしと全村民が健康で活躍できる社会の実現に向けて取り組んでまいりますと話していることについて、当局の取組内容と総括についてお聞きします。

この予算執行に対する目標を実現するために、①全課でどのような取組を行ったのか。②その結果、評価できる点、不十分だった点、次年度に引き継ぐ点などを協議されたのか、そのことについてまとめていることがあつたら、説明をお願いいたします。

次に、JR吾妻線を守る決意と具体的な取組についてお聞きします。

先日の全員協議会において、JR吾妻線の検討会議の報告がありました。協議では、嬬恋村の将来のためには、JR吾妻線を含む公共交通を残すようにする必要があるという意見が多くたったように思っております。今、全国にあるローカル線は、自然災害で被災したこと機に廃線の危機に陥っている鉄路が多い状況です。JR吾妻線は2019年の台風で2か所大きな被害に遭いましたが、先日の全員協議会で報告があったように、村長、議長、担当課が国会に要望活動を行ったことが功をなし、早急に復旧してくれたということです。村長は常日頃から吾妻線を守ると語っています。現在の協議会はまだ任意という位置づけです。今後、法定協に進んでいくと、後戻りできません。今こそ、村当局、議会、ひいては村民を挙げて吾妻線を守る取組が必要です。

そこで、村長に3点質問いたします。

①JR吾妻線を守る決意を述べてください。

②先日の全員協議会で、松本幸議員の質問に対し、必要があるなら議員の方々と要望活動に行くという答弁がありました。関係省庁、地元国會議員、JR高崎支社、群馬県知事など

に行く取組を行うのかどうか、お答えください。

③渋川吾妻線活性化協議会との取組も必要かと考えます。村長の考えをお聞かせください。

3番目の質問、民泊、貸別荘営業への具体策を求める、このことについて質問いたします。

6月議会では、民泊、貸別荘に対応する条例策定を求めるを中心質問をしましたが、それに対し、時間を要するという答弁でした。私は実際に起こっている問題、多発する火事への対応、ごみ、騒音問題への対応を求めましたが、6月議会以降、具体的に実施したことがありましたら、まず、このことについて説明をお願いいたします。また、今回は、条例、要綱の策定をしなくてもできることも提案しますので、考えをお聞かせください。

①6月議会のときに、民泊、貸別荘の数を調べましたが、実際に営業されている数と違があるように見受けられました。県や吾妻保健事務所から情報を入手し、実際営業されている施設と一致するかどうか確認し、県や吾妻保健事務所と協力して、営業者に指導すること。

②6月議会において、消防署と協力し、まきストーブの使い方、定期点検を行うことなどを知らせるチラシの配布を考えているということでした。このチラシ配布がまだでしたら、ごみとか騒音についても知らせるチラシを作成したらいいと考えますが、いかがでしょうか。

③先ほど条例まではとは言いましたけれども、今年の夏のように、暑い日が続くと本当に嬬恋村の涼しさ、さわやかさを求めて来るからでしょうか。魅力なんでしょう。別荘地には例年より多くの方々が来ておりました。そして、民泊や貸別荘などの建築状況も多く見られます。これまで述べてきたごみ、騒音問題、無許可営業など広がる懸念があり、早期に対応が求められると思います。6月議会のときも申し上げましたけれども、住宅宿泊事業法、旅館業法、公衆浴場法などに基づいた条例や要綱を早期にやっていかないと、これは大変な問題に広がっていくと思いますので、このことも最後に求めます。お答えをよろしくお願ひいたします。

以上、大きく3点について質問しましたので、これで私の質問を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 伊藤洋子議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けまして、令和6年度決算について、JR吾妻線を守る決意と具体的な取組について、第3点目が民泊、貸別荘営業への具体策を求めるという質問でございました。

まず、第1点目のご質問にお答えをさせていただきます。質問内容に関連性がございます

ので、一括してお答えをさせていただきます。

まず、予算におきましては、各事業を効率的に執行することにより、人口減少の抑制や、豊かな暮らしの実現、全村民が健康で活躍できる社会の構築に向け、全庁一体となった取組を進めてまいりました。

具体的には、各課の事務事業につきまして、事務事業評価を活用し、年度ごとに事業の目的、効果、実施状況等を整理、評価することにより、成果が見える形で事業運営を行っております。

この評価を踏まえまして、令和6年度の事業につきましては、効果的に執行できた点として、住民サービスの向上や地域経済・振興への寄与など、一定の成果があったと確信しております。

一方で、事業目標の一部において、成果指標は想定を下回った部分や、今後において改善策の検討が必要な部分も見受けられました。これらの点は、事務事業評価を通じて、議会への報告や、庁内で共有することで、次年度以降における展開方針として、効率化・簡素化等の改善策や重点施策として反映させております。今後におきましても、事務事業評価に基づくP D C Aサイクルを通じ、計画と実績のギャップを精査しつつ、村民の皆様にとって、よりよい施策の実施に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、第2点目、JR吾妻線の件でございました。

3つある質問項目の1つ目のJR吾妻線を守る決意についてでございますが、昭和46年に長野原草津口駅から大前駅までの延長開業が実施され、今日まで地域住民、観光客等への交通機関として多くの方を輸送してきました。嬬恋にとって大切な鉄道であります。

しかし、東日本旅客鉄道株式会社により、長野原草津口駅から大前駅間の沿線の交通体系に関する協議の申入れがあり、利便性の向上する交通体系の在り方につきまして、現在議論をしておるところでございます。嬬恋村としては、吾妻線は重要な交通機関として村民、観光客の皆様にとって、重要な交通手段という認識でありますので、存続していただきたいという認識でございます。

2つ目の要望活動に行く取組の考えになりますが、先日全員協議会でも発言させていただきましたが、必要があれば議会とも調整いたしまして、適切な時期に要望活動をしていく考えはありますので、ご理解いただきたいと思っておるところでございます。

3つ目の質問の渋川吾妻沿線活性化協議会との取組についてのご質問になりますが、渋川・吾妻地域在来線活性化協議会のことであると認識しておりますが、この協議会におきま

しても、平成15年に発足し、渋川、吾妻地域のJR吾妻線及びJR上越線の活性化に向けた取組を行っているところでございますが、今年度においても活性化に係る取組を実施していくところでございます。先ほど述べました渋川、吾妻地域の活性化というところもありますので、長野原草津口、大前間での取組とはいかないところもありますが、協議会とも一体となって、活性化策に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

第3点目、民泊、貸別荘営業への具体策についてのご質問でございましたが、この件につきましては、条例改正、条例等との関わりもある、あるいは、保健所の許認可の問題等もございますので、担当課長のほうよりお答えをさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） ただいま村長から答弁の指名をいただきましたので、3番目の質問の民泊、貸別荘営業への具体策ということで、私から答弁させていただきます。

初めに、6月定例会での伊藤洋子議員の要望、意見に対して、それ以降、取り組んだ具体的な事項があるのかということですが、大変申し訳ございません。今現在取り組んだ、実施した事業はございません。担当ともこういった質問があったということで、協議はしましたけれども、具体的にどういった方策があるかということを結論が出ていませんので、今現在は実施した対策はございません。

続きまして、1つ目の提案で、民泊、貸別荘の数を調べたところ、実数と乖離があると思われると、群馬県と協力し、確認、指導したらどうかとのことでありますが、これにつきましては、まず、宿泊事業経営を始めるには、旅館業法に基づく許可、または住宅宿泊事業法、これに基づく届出が必要とされています。これは、いずれも群馬県知事へ提出することとなっております。許可するのも群馬県であり、市町村の権限に及ばないものであります。

よって、許可届出の件数と差異があると言われましても、村としましては、現状取るべき対策がないのが現状であります。無許可、無届営業につきましては、把握が非常に困難であると思われます。事故や事件が疑われる場合は、警察のほうへ通報していただくほかないと考えております。

続いて、2つ目のご質問ですが、消防署と協力し、まきストーブの使い方、方法等についてチラシ配布をすると併せ、ごみ、騒音についても同様のチラシを作成、配布したらどうかというご意見であります。作成して配布することは可能かと考えますが、宿泊事業の許可

申請や届出をしている事業者宛てに送付することも、一つの手段ではあると思われます。

3つ目のご質問です。

民泊、貸別荘によるごみ、騒音、無許可営業等、早期の対応を求めることがあります、許可や届出は先ほど申しましたように、群馬県知事へ行うこととなっております。嬬恋村が許可したり、届出を受理したりする権限はございません。

したがいまして、現在のところ、条例や要綱を制定することは難しいのかなと考えております。ただ、最近では多く聞かれる民泊サービスについては、消防法に基づく安全確保のための措置が取られていないなど、問題があるものと承知をしております。これも住宅宿泊事業法に基づき、届出許可制となっております。村の権限に及ばないことでありますので、ご理解をいただきたく思います。また、民泊には部屋を貸したい者と利用したい者が、これがインターネットを通じて、直接に結びついてしまうことも指摘されております。抜本的な対策については、国において法整備をするなり、権限が今ある群馬県において、しっかりと取り組むべき問題であると考えております。

以上、簡単ではありますが、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は、一問一答で行います。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 先ほど、1番目の質問ですけれども、村長から事務事業評価を見ていただければ、そういった点がきちんとうたわれていますということで説明があったんで、その点は私ども決算審議議会に出ていますので分かるんですけども、そうすると、その反省が本当に生かされているかどうか、例えば具体的に言いますと、住民サービス、効果的というところで、住民サービスに努めてきたというところで、本当に細かい点ですけれども、例えば役場に電話したときに、職員の研修等、いろいろ受けているというのも事務事業評価にありましたけれども、その人、その人によって、はい、何々課の何々ですきちんとお名前まで言っている方と言っていない方が多い。それはやっぱり自分の名前をきちんと言ふことが一つの責任につながり、きちんとした仕事ができるようにもなると思いますので、そういった細かいことですけれども、やっぱり気をつけていくこと。それから、たらい回しされるというんで、議会としては、いろいろ窓口をちゃんと1つにしたほうがいいんじゃないとか、いろいろあるけれども、そういった点もまだまだ村民から聞かれる。そうしたところを本当細かに反省することが次年度に生かされると私としては思っているので、そういう反省が一つもなく、研修を行うというのは、確かに事務事業評価にはありました。重点項目に

もなっておりましたけれども、そういった点の細かなところを改善する策なんかは、どのように研修など充実しようとしているのかが見えなかつたので、それでは、1点、研修制度について、細かくというか具体的なことをどうしているか教えてください。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤洋子議員のご質問にお答えさせていただきます。

職員研修につきましては、年に一度、外部の講師の方を招いて職員に講義を行っていただいたところでございますが、昨年につきましては、予算の関係から講師の方を招かずに、各課に書籍を購入しまして、その書籍を読むよう職員に通知したところでございます。今後もこの職員研修につきましては、議員ご指摘のとおり、共通した認識を持って、職員が住民の方に対応できるように職員研修をしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） すごく細かいことを言って申し訳なかつたなと思うんですけども、やはり地方自治というのは、住民の福祉向上が一番の私たちの仕事としてうたわれているわけですから、そういう点で、今年度つまごい祭りが中止になつちゃって、すごく村民は残念に思つていて、子供から大人までが耳に聞かれるのが、サーラ嬢恋よりもつまごい祭りがあつたらよかつたという声が本当に聞こえてきて、それが本当に村民の思いとかに応えたのだろうかというのが1点、私としてはすごく疑問ですので、6月議会のときも、つまごい祭りは来年度はやるという答弁はいただいているから、これ以上は言いませんけれども、やっぱり村民の思いに応えるとしたらば、本當につまごい祭り中止はすべきじやなかつたという、そこがやっぱり6年度の反省、5年度の反省が生きていなかつたということは指摘しておきたいと思います。それから、村長からも反省しているという声が先ほども説明がありましたけれども、これまでの伊東正吾議員の質問にもありましたけれども、この間の否決されたことを専決にするというのでは、私は自分も一人の議員として、とても信じられないこととして思つてゐたわけですから、村長には令和5年度の鎌原観音堂周辺整備のとき、1億2,000万円、5,200万円の工事に対しても、議会として厳しい事を言いました。それから、令和6年度では、ポンペイへの住民を連れて同行するということについても、議会は厳しい指摘をして、やめさせることをしました。でも、そうした反省が生きていて、なぜこの間のサーラ嬢恋の否決したのを村長権限でやる専決にしたかというのは、本当に村長は反省が次

年度に生きているかというと、私は生きていないと思っていますので、今後、村長にはその点は本当に厳粛に受け止めて、議会と両輪と言うなら、きちんとやることを求めておきます。それと、もう1点は、これはある村民から言われたんですけれども、先ほど言ったように、例えば、はい、何々課の何々ですというのを簡単なようでできないでいたら、各課でも全課でもいいから、今年の目標はこういうふうに何か全課で取り組もうかという、そういう本当にみんなが取り組める事も1つやって、村民に見えるような、職員の向上が見えるような形をしていくことを、私はこの2つのことをこの6年度決算についてでは求めておきます。答弁は要りません。

次に、JR吾妻線を守る取組ですけれども、1つ目、村長は吾妻線を守る決意を、やっぱり守っていきたいと言っております。ただ、ひとつここで大事なのが、今このJR吾妻線の検討会議が行われている背景が2022年の国が行っている再構築協議会、その流れで今ローカル線の廃止の動きが始まっているわけですよね。それで、先ほども述べましたけれども、全国でこういう大雨とかで被災したローカル線は、今廃路に追い込まれております。そんな中、2019年の嬬恋の台風では、村長とか議長、担当課長が行って、本当に早い復旧をさせた。これはすごく私は感動的で、これは吾妻線を守ることができるかなって、本当にこういう点では敬意を表したいと思っております。せっかく……

○議長（佐藤鈴江君） 質問は。

○10番（伊藤洋子君） まず、2019年のときに、交渉したとき、村長がこの工事には幾らかかったというのを言っていましたけれども、幾らかけたのかを教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） このJRが行った金額が……

○10番（伊藤洋子君） 2019年の復旧工事は幾らだったのか。

○議長（佐藤鈴江君） それJR吾妻線に関することですか。

○10番（伊藤洋子君） はい、2番目の質問に今移っているんですけども。

○議長（佐藤鈴江君） だから、JR吾妻線にどこにどれだけのお金がかかったかというのは、例えば国が出たとか、JRが幾ら出したか、そういうことが知りたいということでしょうか。

○10番（伊藤洋子君） 村長は過去にこの工事に幾らかかったというのを言っていたので、それが……

○議長（佐藤鈴江君） 一応、通告にはそういうことがないので……

○10番（伊藤洋子君） すみません、議長、これはJR吾妻線に関することですのでいいと思うんですけれども。

○議長（佐藤鈴江君） その数字とかが通告していただかないと、今すぐ答えるというわけにはいかないと思うんですね。だからそういうことが……

○10番（伊藤洋子君） 村長が今答えられなかつたらいいんですけども、通常、いつも村長その数字言っていましたので、改めて言っていただければと思いますけれども、記憶がないようでしたら結構です。

○議長（佐藤鈴江君） じゃ、次の質問を。

○10番（伊藤洋子君） 村長、記憶がないわけですね。

○議長（佐藤鈴江君） 村長、答弁できますか。

○村長（熊川 栄君） 金額は正確なものは分かりません。

○議長（佐藤鈴江君） ということです。

○10番（伊藤洋子君） じゃ、次の質問に移ります。

2番目、②番の先日の全員協議会のことを言って、国とかに交渉に行く、要望活動に行くという、その気持ちはありますと言いましたけれども、それでは、今このようにせっぱ詰まつた状況のときに、村長としてはいつ行こうとするか、どこに行こうとしているかお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 令和元年10月12日に台風19号、東日本台風が参りまして、莫大な被害が出たということであります。JR吾妻線につきましては2か所が、JR万座・鹿沢口駅東、袋倉駅東地区において、大きな崩落事故がございました。これも治山については県の治山の担当者にお願いをし、復旧事業、崖の分でございますが、していただきました。JRの本線どうするんだと。村長、これであれだな、吾妻線廃止だなという話も何人かから私に直接電話が来たこともございましたけれども、それでも復旧しなければ、通学生もいらっしゃいますし、通勤者もいらっしゃるということで陳情に行きました。当時の議長と私とJR本社にアポイント直接取ることができなかつたので、関係する国会議員の方にお願いをし、ご同行を願つてJRの本社に行ってお願いをいたしました。快く何とか復旧しましょうということで、翌日には袋倉の工事現場に30人の工事の方々がお見えになつていただいたということであります。そういうことで、崖崩れの分については、治山事業で県を通して行って、公

共治山ですから村の負担はございません。JR吾妻線2か所については、JRさんが復旧事業をしていただいたということで、非常に感謝しておるところでございます。今後同じように陳情に行くかということですが、ぜひとも日本共産党、伊藤洋子さんも一緒に行くならどうでしょう。みんなで議論して、みんなが行くと言うなら、アポイントを取ることは可能ではないかと、こう僕も思っていますので、先方が何て答えるかは分かりませんが、アポイントは取ることは可能だと思っていますので、もし、みんな議員の皆さんがある、特に伊藤洋子さん、ぜひとも日本共産党、伊藤洋子として陳情に行くんならば、ぜひともご同行いただいて、アポが取れれば一緒にいかがでしょうか。私は、議員の皆さんもぜひともそういうことであるなら、アポイントを取ることはやぶさかでない。相手は何て言うか分かりませんけれども、アポイントを取ることは可能だと思っていますので、高崎の支社長さんについては、もうご存じのように任意の協議会がありますから、県の交通政策課が中に入って、群馬県と長野原町と嬬恋村とJR東日本高崎支社とが協議をしておるところであります。そちらの作業も一つ一つ確実に前に進んでいると思っておりますので、そちらの意見も尊重しながら、ただ、どうしてもということで、存続で1回陳情に行こうということであるなら、議員の皆様とよく相談をして、陳情することはやぶさかではないと、こう思っています。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） ちょっとその前に、議会側としても、9月2日の全員協議会を終えた後に、村長に対して、事務局長と共に要望に行きたいという要望を村長にお願いしてあります。そういうことで、一応議会としても、そういう全員協議会でもそういうお話があったので、村長に要望活動、議会としてもさせていただきたいということで要望はしておりますので、今日程調整を村長のほうでして、今答弁がありましたとおり、日程調整をしてくださるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） ちょっと今の村長の答弁で、私はなぜ今日本共産党の伊藤洋子と言うのか分かりません。今議長が言ったように、議会を通してやっていることなんです。それちょっと謝ってください。おかしいです。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 日本共産党、伊藤洋子さんって、いつも日本共産党、伊藤洋子ですが一般質問等を質問していらっしゃいますので、敬意を表して日本共産党、伊藤洋子さんとい

う話をさせていただきました。自らも本会議場で名乗っていらっしゃいますので、かえって言われて自分が名乗っておりますので、そういうふうにお話をさせていただきました。それがまずいというなら、また私も考えますので、訂正させてもらいます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は議員の1人としてやっていて、今議長から言ったように議会として動くというのもありますし、私は当局にそういうことをやってほしいというのを言って、私と一緒に行きましょうは言っていません。私はここで個人的には吾妻線を守る活動は個人的にも行っていますけれども、私は当局の姿勢を問う場だから、こうやってさせていただいているので、その点は村長は混同しないほうが私はいいと思いますので、今後はそういうふうに言わないでください。以前にも、首傾げなくていいです。トイレの問題取り上げたときも、トイレ一緒に洋子さん掃除しましょうという答弁をして、それもびっくりしたことがありますので、ここでやっぱり一言言つておきたいと思います。

次の質間に移ります。

村長は先ほども吾妻線の歴史を言いましたけれども、吾妻線を造るときに、大前駅まで引張るときに、どのような経緯で本当に大前まで昭和46年に来たのか、いろんなご苦労を知っていると思いますけれども、その辺、何十年かかって地元がどういう活動をしたか、もし存じでしたらお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

吾妻線が敷かれた経緯をお話しくださいということだと思います。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 私の知っている範囲ですと、昭和46年に開通いたしましたが、福田赳夫先生、中曾根康弘先生、小渕恵三先生、山口鶴雄先生、群馬3区、中選挙区制でございましたから、当時の4名の皆様方が力を合わせて、長野原から大前まで延伸したというふうに伺っております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私も村史を見させていただきました。そうしますと、昭和25年頃から、そして46年3月7日、吾妻線が開業するまで20年以上を超える歳月をかけたということがうたわっていました。これには歴代村長、これは村史からの記録を読みます。歴代村

長、村議会議員をはじめとする先人の労がようやく報いられたわけであるということで、それで村史には、議会は何度も全員協議会も開いて、そして議会も要望に行って、その数が多く過ぎるので、ここには記録しかねますがという、そういう備考も載っていました。やはり今、村がきちんと先頭に立ってやるときだと思いますけれども、吾妻線を守るという言葉を行動に移すとしたら、村長としては、じや何をしようとしているのか、私が求めたら行きます、伊藤洋子議員が行くなら行きますって、そういう言い方では弱いと思うんですけれども、村長としては何をどうしようとしているのかが、決意がまだ足りないと思いますので、お答えください。

○議長（佐藤鈴江君）　村長。

〔村長　熊川　栄君登壇〕

○村長（熊川　栄君）　旧国鉄が1980年代に民営化されました。現在は各ブロック別に、新しいJR東日本、JR東海、JR西日本等、分割されて全く民営化されました。国鉄であるならば、国にやっぱり旧運輸省がセットしたわけですので、みんなで国鉄に、国の金でございますので、お願いすればいいわけだと思っておりますが、民営化したわけで、現在はJR吾妻線については、大前駅が、前ちょっと具体的な数字、ちょっと間違があるかもしれません、前にお話もさせてもらいましたが、大前駅で1日の乗降客が12人前後、万座・鹿沢口の乗降客が120人前後、袋倉駅が4名というような1日の乗降客が、そして株式会社になりますと、やっぱり経営責任も問われますので、国鉄と株式会社とはまるっきり経営主体が違うということあります。そんなことで全国の旧国鉄が民営化されて、民営化されれば、現在ご存じのように、JR北海道あるいはJR四国については、廃線が相次いでいます。その地域の皆さんも了解した中で、各協議をして法律も一部あるかと思われますが、赤字が続いているところを民営化されれば、いつまでも続けていけないと、こういうことで、今各地区、JR東日本については、JR吾妻線の長野原草津口から大前駅の年間公表されている数字ですと、年間に4億6,000万、7,000万円の赤字が出ているという現実もあるわけでございます。株式会社になった以上、赤字と分かりながら続けられないということでございます。

しかしながら、昭和46年に何とかしても公共交通ということで、多いときは1日に350人とか400人が乗り降りしておったんですが、現実は赤字路線になっておるという現実もあるわけでございます。また、株式会社に変わったということもあるわけであります。そして、国の方では赤字路線については、地域の関係する自治体等との協議をしなさいよという手続も決まってきて、各々の地域、各々のJR東日本の会社と各地域は今協議をしているとい

う現実がございます。

JR東日本については、私どもの吾妻線の課題が一つの課題になっておるというふうに、現実があるわけでございますので、その辺の理解は私も民営化されて、今赤字があるという現実は現実でしっかり確認しながら、また、県の仲人によりまして、先ほど申しましたように、任意の協議会ができておりますから、これはこれでやっぱり慎重に、みんなで担当側と協議しておりますので、しっかりこれはこれでしっかり進めていただき、また、その回答を待って、回答も尊重する必要があると、こう思っておりますので、何でもかんでも存続ということも当然ありますけれども、あったほうがいいに決まっていますが、今やっておるのは利用者のアンケートを取ったり、実務的な話を任意の協議会でやっておる段階でございます。

それらの意見も踏まえながら、議会とも相談をして、それでも行って話すのも無ではないと、こう思っておりますので、また、相手の考え方、JR東日本の本社の考え方も分かるのであるならば、ぜひとも議員の皆さんと一緒にお願ひに行って、また現状をお聞かせ願うこともやぶさかではないなと思っております。

ただし、現在協議会が進めてられておると、うちの担当もそこにメンバーに入っておるという現実もございますから、その辺との兼ね合いも見ながら、しかるべきときに、またお願ひはお願ひで行くのも意味はあると思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 先ほど議長からも議会としてもというのもあったから、そこに期待するとして、ただ、背景として、2022年群馬県交通まちづくり戦略では、知事は長野原から大前は補助幹線ということで、バス路線にするというのを県のほうは方針を出している。そういう背景があるということを承知の上で、やっぱり知事にもお願ひに行かなければ、これは知事がすごく大きくて、只見線が実現したのも福島県知事が大きな力を表したわけだから、そういうことを背景にはあるということでは、知事への要望もしていく必要があると思います。

次に、③番の質問に移ります。

渋川吾妻線活性化協議会ですけれども、今村長が先ほど最後に、吾妻線活性化協議会でもきちんとやっていかなければと言いましたけれども、村長、8月2日に吾妻線の80周年記念号の列車が長野原まで来た、そういうイベントがあったのをご存じでしたでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 群馬県内ＪＲ上越線のデゴイチ、あるいは吾妻線の話、耳にはしておりましたが、参加はしておりません。連絡もございませんでした。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 連絡もなく、村長はいつも吾妻線は渋川から大前までですと言っているじゃないですか。それなのに、なぜそのイベントの連絡がＪＲから来なかつたのか、そこからして何か心配になりませんか。もう長野原までしか頭にないんだと思うんですけれども、その辺で吾妻線活性化協議会にも、やっぱり共にやっていこうという気持ちを言っていかなければ、渋川吾妻線活性化協議会と一緒にやっていかなければ、嬬恋1つだけでは大変だと思うんです。その点で、今村長は80周年記念号のことは1つもなかつたというのは、ひどいと思いますけれども、どう思いますか。

○議長（佐藤鈴江君） 80周年記念号の周知がなかつたということについてどう思うかということで、村長としてお答えいただければと思います。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 80周年記念については、前も担当課長にも聞きましたが担当課長も分からないと。それから、先ほど知事さんの話が出ましたが、私も知事さんからは聞いておりません。公に知事さんが先ほど伊藤さんが言ったようなことを公に言っているという発言をしたということも聞いていません。今、担当にもちょっと確認したら、知事はそこまで言つていないと、こういう話でございます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） それでは、それについては、群馬県のホームページから群馬県交通まちづくり戦略（群馬県地域公共交通計画）というので検索してもらえばと思います。そういうふうに2022年にはうたっていますので、その点について。

ただ、今80周年号も知らされていない。それでは、渋川吾妻線活性化協議会も共に頑張れるという何かちょっと拍子抜けしましたけれども、担当課長にもそのことは聞いたら、ネット上では知っているけれども、声はかかっていなかったというのは確認しておきましたけれども、これ以上吾妻線について質問しても何かないので、ただ、私としては、草軽鉄道が1962年に廃止になって、私がこの村に来たのが1974年に来たんですけども、そのときに村の人たちは、草軽鉄道が残っていたらな、観光地としてもっとよかつたなという声をあちらこちらからすごく聞きました。だから私は吾妻線を守りたいという気持ちもあるけれども、この村にとって、吾妻線がもしもなくなつて、将来に禍根を残さないかどうか、そういう視

点で、やっぱりきちんと村が村の将来にとってどうなのかという点からも考えて、真剣に取り組んでいってほしい、そういう思いで私はこの質問を取り上げましたので、今後いろいろなことを調べて、先ほどの群馬のあれもそうですし、先日の全員協議会で言いました県のリノベーション課は、7月14日の検討会議のことはすぐ公開している。村は発表できない。そういった点から、本当に知らされないままで行っているから、そういう意味では真剣に吾妻線問題は取り組むことをお願いするし、来年度予算にきちんとこのことを取り組むかどうかを入れるかどうか、最後にお聞きします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 活性化協議会につきましては、渋川市長さんが歴代会長をなさっておって、吾妻郡の全町村が加入しておる組織でございます。これはこれで、みんなで力を合わせて吾妻線の存続、また活性化について、みんなで協議をしておると。もちろんＪＲ東日本さんもメンバーに入っていまして、群馬県の交通政策課もメンバーに入っておるところでございます。みんなでこれはこれで、その組織を中心として、しっかり取り組んでまいりたいと、予算もそれなりの負担を我々もして取り組んでまいりたい、こう思っています。

いずれにせよ、本当に必要なものについては、必要な予算は当然確保できるように努力したいと思っております。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） じゃ、この問題については、村の将来にとって、それで公共交通も重点項目にも入っていると思いますので、ぜひ予算を取るだけじゃなくて、具体的に職員が何をどうするかも予算のときまでには、はっきりさせていただくことを要望して、この質問は終わります。

3番目の質問ですけれども、民泊、貸別荘のことでは、6月議会以降、ちょっと取り組んでいなかったということでは残念なんですけれども、ただ、課長の説明には、確かに民泊も貸別荘も、県の知事の許可によるというのはなっていますけれども、その民泊とかのやるためのいろいろなことを調べると、例えば自治体ができる法令遵守の継続とか、あとは、申告をきちんとして、やっぱり村長が先ほどのことで言いましたけれども、嬬恋村は2月20日の新聞に載せたように、空き家を活用し、移住促進を進める。そうするといろんな問題が起こっていることは、今現在も起こっているし、今後も起こると思うんです。それで、これをやる目的は、やっぱり村の税収も増やすとか、交流人口を増やして活性化をする、それが目的

だと思うんです。

でも、そのためには、何でもよしじやなくて、ここに書かれているように、調べれば村の条例で決めて、民泊はちゃんとうたわれている中には、鍵を渡す、宿でいえばフロントがあって、鍵を直接泊まる方に渡してやるというのが旅館業法ではあるんですけども、民泊にはないわけです。でも、条例で決めて、そうすると、民泊営業者は条例に基づいてやる必要があるわけです。だから村は知事が許可するから関係ないって言っていられないんです。こういうことを決めて、秩序が守られるようにするのが村の仕事だと思うんです。その点で、もう一度6月議会でも私は旅館業法、簡易宿泊業法、それから公衆浴場法、そういうものを見て、条例を考えていくべきだと思うんですけども、その点は当局として、今例に挙げた例えは窓口、フロントを用意するという条例をつくりたりすれば、秩序がよくなるわけですけれども、その点考えて、そういう法律とかを勉強して、やる気持ちがあるかどうかお聞かせください。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） ただいまの伊藤洋子議員の質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、住宅民泊を始めるには、法律に基づいた届出が必要となっております。住宅宿泊事業法、旅館業法、公衆浴場法に基づいて、条例を整備したらということでありますが、まず、法律の立てつけとして、例えばなんですが、住宅宿泊事業法では届出が県知事にするとなっております。法規定には、その法律の規定には宿泊者の衛生の確保、宿泊者の安全の確保、外国人旅行客である宿泊者の快適性及び利便性の確保など、事業者が講じなければならない規定が設けられております。

さらには、周辺地域の生活環境への悪影響防止に関し、必要な事項の説明をしなければならないという規定もございます。これら全て、宿泊者に対して事業者が説明しなければならないとされているものであります。ということで、苦情等への対応につきましては、事業者が適切かつ迅速に対応しなければならないということで考えております。また、業務改善命令や業務停止命令の罰則規定も法律にはございます。この権限も県知事にあるわけでありますので、その点もご理解いただければと思います。

さらに、条例による住宅宿泊事業の実施の制限に係る条文もありますので、これについては都道府県の条例で定めるとされております。ここで区域や実施期間、そういうものの制限を加えることができる事となっているものであります。

以上のことから、基本的には群馬県が対応していただくということかと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 例えは私が調べたのでは、民泊は本当にフロントで鍵を渡すとか、そういうのは義務づけられていないと思うんです。だから、それを地方自治体が条例でうたえば、それを宣言することができて、それに基づいた民泊でなければ駄目というふうにちょっと私が見た資料では載っていたので、じゃ、その辺はあれを見た、これを見たって言っても分からないので、実際に嬬恋村では2月に起こったサウナの火事の人は、届出もしていなかった。公衆浴場法の届出もしていなかった。そうすると、その取締りは県がちゃんとやるのかどうか、吾妻保健事務所がやるのか、その辺も確認しなければ、あれ本当にあそこで消すことができたからだけれども、冬、生木が燃えたら本当に延焼して、別荘地の人たちの安全が脅かされる。そして、音の問題では生活圏も脅かされる。それをどこが取り締まって、じゃ、誰が、県がやってくれるのか。県がやらなかったら、やっぱり村だと思うんです。1つ例を挙げておきますけれども、先日鎌倉のアニメのメッカということでやっていましたけれども、すごい電車は本当にトイレも何もないような電車で、鎌倉にもトイレも公衆トイレもないから、大勢の人が押しかけて、本当に汚い話だけれども、人間の排泄物までも道路やら、どこにもいろいろにあるわけですよ。それをやるために、鎌倉市が1,500万円の予算をかけてやっているって言っていました。それを見て、私は今まま民泊とかやって放置していたら、絶対こういう施策を村が進めながら、何の対策もしないでいたら、本当に浅間高原の人たちの生活圏も脅かされる。ごみの問題も脅かされる。ごみは先ほど言ったように、地方自治法の2条でうたっている住民の福祉向上を図るという点では、自治体の責任でもあると思うんです。だから、その辺、県知事の許可だからって、何にもしないでいたら、私は大変なことになるし、こういう施策をそしたらやめて、民泊も貸別荘も禁止っていうぐらいの強い姿勢にしないと、解決できないと思うんです。ですから、条例とか要綱、軽井沢町みたいに、軽井沢は民泊禁止、貸別荘はやっている。それは宿泊日数によって決まっているわけですから、民泊は180日以下でも1泊でも2日でもいいから、便宜的にやっていて、法のあれを抜けて、いろいろやっている人が多いわけです。その辺の取締りをじゃ県に求めるごとをしてくれるかどうか、お答えください。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長。

[住民課長 望月浩二君登壇]

○住民課長（望月浩二君） ただいまのご質問にお答えします。

民泊における事業者の責任という点においては、消防庁がこういったチラシをホームページに載っついているのをご存知かと思いますけれども、こういったものを使って、宿泊利用者に説明を使ってくださいということで、消防庁が作成して載っつけています。ですので、こういったことを許可申請を受けるときに、または、届出を受けるときに、県が責任を持って事業者に説明していただくのが一番効率的かと考えております。

村としても、何かできるかということは、加えて検討はすべきかとも思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） もうこれは、やっぱり県にだけ任せていちゃ駄目だし、村長がそういう点で問題が起こっているという意味で、県に大きく声を上げていくことと、それから、今私が調べた中では、地方自治体のそういう条例に載せると、民泊が現地に管理人を置かなくてもいいというのもあるから、先ほどの消防署のも、宿に置けば守るかどうかと言うと、モラルの問題になってくるから守らない。それに対する対応をしっかりやらないといけないと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 時間ですので、これで伊藤議員の質問を終了したいと思います。

---

◇ 大久保 守君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、11番、大久保守議員の一般質問を許可します。

11番、大久保守議員。

〔11番 大久保 守君登壇〕

○11番（大久保 守君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、何点かにつき一般質問をいたします。

まず最初に、財政についてであります。

この9月定例会は、令和6年度決算認定の議会であります。決算認定の重要案件の一つでありますサーラ嬬恋建設も令和5年より建設が始まり、右往左往いたしましたが、10月1日には竣工を迎える運びとなりました。この建設費は今まで、外構工事が施工中ではありますが、今までに23億、ちょっと不確かなんですけれども、300万円ぐらいかかるとおると

の説明がありました。私がざっと拾ってみますと、令和5年度で2億9,580万円、令和6年度で10億4,400万円、令和7年度で12億400万円で、合計金額が25億5,380万円となります。説明とは若干のずれがありますが、いずれにいたしましても、莫大な工事費であります。いよいよ多額の借金がのしかかってまいります。現在、村債の残高は84億3,100万円であります。そこに25億5,380万円プラスとなりますと、大変厳しい時代に入ります。

嬬恋村では、平成19年、国営パイロット事業、下水道事業や学校の建て替え等の事業をいたして、財政難に至った時期がありました。その当時の執行部は、苦渋の思いで財政再建計画を作成し、計画に沿って立て直してまいりました。そのときは、村民、職員、各事業所等の縮小予算で乗り越えた時代がありました。そして、熊川村政に引き継がれ、今日に至っています。現在、サーラ嬬恋建設のしわ寄せによる財政の厳しさを乗り越えていかなくてはなりません。

そこで、何点か質問をいたします。

まず最初に、村は村債、地方債の金額が全体で幾らになっておるのかお尋ねいたします。また、その金額のうち、補助金等として見込まれる金額はどのぐらいあるのかお尋ねいたします。

2番目として、この先、インフラの維持、修繕整備が必要になってまいります。特に、決算認定でも出てまいりましたが、上下水道に至っては、村民に協力を求められるのかお尋ねいたします。

3番目として、6年の決算書では実質収支率、いわゆる予算に対しての執行率は93.56%で、3億9,400万円強の繰越しがありました。3月時点での収支が分かるはずであると思います。なぜこの金額をつまごい祭り等に予算をつけなかったのかお尋ねいたします。

次に、大きな2番目として、人工透析通院費について質問いたします。

嬬恋村では、腎臓機能障害による人工透析で通院なされている通院費の補助を受けておられる方が約7名ほどおられます。補助をいただくには幾つかの条件があり、その中には非課税対象者とあります。補助率は通院距離によりますが、2,600円、3,200円、5,200円となっております。また、村は県より48%の補助金が参ります。透析をしてくださる病院も少なく、患者数によっては、遠くまで通院しなければなりません。村当局は、透析患者の通院費に対して、どのようなお考えなのかお尋ねいたします。

以上、明快なる答弁を求めます。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 大久保議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けまして、第1点目が財政について、大きく分けまして、第2点目が人工透析通院費についてでございました。

まず最初に、財政についてのご質問にお答えをさせていただきます。

令和6年度末の一般会計におきます地方債残高は68億39万4,253円でございます。このうち、交付税措置が見込まれる金額につきましては、交付税措置の方法が一律ではなく、元利償還金の一定割合を基準とするもの、起債許可額を基準とするものなど、複数の制度が存在しております、一概に算定することは困難であります。令和6年度決算におきましては、元利償還額の7億3,040万円のうち5億3,144万6,000円、償還額の72.8%が交付税措置をされます。今後も地方債の発行や償還に当たっては、交付税措置の有無や規模を十分に勘案し、健全な財政運営に努めてまいりますので、ご理解をいただきます。

なお、議会にもご報告させていただきましたが、過疎債につきましては、最も有利な過疎債、これを12億4,000万円ほど過疎債を起債しました。7割が補填されますので、9億円ぐらいが国から補填されるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、2点目、インフラの維持、修繕、整備について。上下水道については、村民に協力を求めるのかというご質問でございますが、簡易水道、下水道事業も昨年度から公営企業会計となり、独立採算が原則となっています。決算報告の際にも説明いたしましたが、一般会計からの補助金で黒字化している状況であり、総資産に対して収益が極端に少なく、今後、計画的に施設の更新工事をしていくには、資金不足などが明らかであります。現在行っております上下水道事業経営戦略の見直しでは、人口減少を考慮した料金収入と、今後必要な施設の更新費用の算出により、適正な料金体系のシミュレーションも行います。その結果につきましては、議会にも報告させていただく予定でございますが、その内容を踏まえて、検討を行っていきたいと考えておるところでございます。

次に、3点目のご質問にお答えいたします。

次年度予算編成に当たりましては、通常2月中旬には予算案を取りまとめ、議会に概要を説明させていただく流れとなっております。

一方で、前年度の決算における繰越額につきましては、行政の支払いが3月から5月にかけて集中いたします。そのため、歳出の確定や精算により繰越額がどの程度になるのか、予

算編成時点では正確に把握するのが難しいという状況にございます。

こうした状況の下、当初予算編成の段階では、繰越額を見込んで、積極的な事業展開を行うことは、財政運営上リスクが高く、健全な財政管理の観点からも困難でございます。そのため、村民の皆様にご期待いただいております行事につきましても、やむを得ず見送りや規模縮小をお願いせざるを得ない場合がございます。地域のにぎわいや交流の場となるつまごい祭りは、村づくりにおいて、大変重要な問題であると認識しております。今後は、決算見込みの精度向上や財源確保の工夫を含め、できる限り住民の皆様の楽しみや期待に応えられるよう検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、人工透析の通院費についてのご質問でございましたが、人工透析を受けられている方の通院に係る交通費の支援といたしまして、腎臓機能障害者等通院助成制度により、通院費用の一部を助成しております。乗合送迎サービスでありますチョイソコつまごいにおいても、透析実施医療機関である櫻井医院が停留所となっており、障害手帳をお持ちの方も利用できる制度となっております。また、手帳をお持ちの場合、自動車税の減免や所得税、住民税の障害者控除の対象にもなっております。人工透析に関しましては、通院日数も多く、身体状況により、通院に係るご負担があることは承知しておりますが、現行制度の周知、利用促進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は、一問一答で行います。

11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） ありがとうございました。

まず、財政のほうですが、今村長の答弁のほうで68億円、そして今年度の返済金が7億円で、そのうち72.8%の5億円が交付税措置をされているというような話でありました。先ほど言ったとおり、嬬恋村は平成19年、大変財政が厳しい中、各補助金等々を切って、それから我々も歩切りされたり、歳費を一部返還したり、職員の皆さんも切ったりして、ようやくここまで今持ってきたというような状況であります。その中で、また今度はサーラという大きな建物の中で、25億円の借金ができるわけですけれども、全体的に確かにバランスがやはりいろんな交付税の仕方なんで、実際には幾ら補助金が来て、幾ら返すかというのが難しいと思うんですけれども、当時から見れば、25億円できたとしても、今100億円超すぐらいの借金になるんですけれども、今聞けば、72.8%の交付税が来るというような話になれば、うまく計画を組んでいけば、あの当時のような苦しさはないのかなと思うんですけれども、

当局はどうお思いでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君） ただいまの大久保守議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど質問の中にございました村債の残高84億3,100万円、これにつきましては、令和5年度の一般会計、それと特別会計、公営企業会計を合わせた村債残高となっております。先ほど村長の答弁にもございましたが、一般会計ですと、今年度末で約68億円の一般会計で起債残高となっております。この25億5,380万円というのが、例えばサーラ嬬恋の建設費になるかと認識しております。サーラ嬬恋の起債総額につきましては、3年間で17億5,700万円ほどとなっております。これにプラスされて、起債残高が増えるわけですが、この17億5,700万円の起債につきましては、先ほど村長も申し上げたとおり、過疎債も充当されておりますので、交付税措置されるのが8億3,100万円ほどとなっております。3年間でこの起債を借りまして、前の2年間につきましては過疎債、後の1年間につきましては一般単独債を充当させておりますので、起債残高につきましては、議員ご指摘のとおり、これが25億円が全て起債として増えるというわけではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） この前頂いた決算のときの資料によると、各会計全部足すと84億円の起債残高があると、期末では88億円あるというような数字が出ておるんですけども、ちょっとと言われた数字とは20億円ぐらい違うのかなっては気がするんですけども、そこ辺は違うんでしょうか。村債のほうは全部で88億円残高があるというような様子ですけれども。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君） ただいまの大久保守議員のご質問にお答えさせていただきます。

大変説明不足で申し訳ございません。議員ご指摘の88億2,700万円、これにつきましては、一般会計と特別会計、それと公営企業会計を全て足したものの6年度末残高となっております。一般会計に限りましては、68億円が起債の残高となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 一般会計で68億円、それは分かるんですけれども、借金は借金で、村全体は88億円あるわけだから、その一般会計ですからこれだけです、じゃ、特別会計はこれだけですという話じゃなくて、村、村民がみんな抱えている金額は88億円ということで理解しなければおかしいと思うんですね。一般会計だけだからという話はよしとして、やっぱり村民に伝えるには、全体の借金はこれだけあるんだということを村民に伝えないと、村民が一般会計だと特別会計って言われても、なかなか理解しにくいんで、そこはやっぱりその88億円という金額を私は言うべきであると思います。

それから、あと基金のほうなんですけれども、このちょうど6年度の決算のときは、村長は、私がずっと言っていた庁舎の基金はつくるべきだということで、そのときは振興基金だったですか、そこに入っているんだって村長は言っていたんですけども、実際にこの決算の資料を見ると、庁舎の基金というのではないんですけども、今つくっていないんですか、まだ。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君） ただいまの大久保守議員のご質問にお答えさせていただきます。

庁舎建設に関する特定の目的を持った基金条例というのはつくっておりません。それで、先ほど議員ご指摘のあった嬬恋村の振興開発基金条例、これについても目的基金にはなっておりますが、この中の基金を充てられる事業といたしまして、公共施設の整備等が明記されておりまして、この中に庁舎の分も含め管理させていただいているところでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長、補足説明がありますか。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） ただいまの基金の補足説明をさせていただきます。

ただいま総務課長が庁舎建設基金条例がまだ制定ないと答弁しましたが、制定はされております。基金に積立てを行うには予算を通さないと積立てができません。ですので、振興開発基金に今庁舎分として幾らか残高があると思いますが、それを予算を通して、庁舎建設基金のほうに移すと、そういう予算立てをしないと移すことができないので、今現在その予算を6年度も組み立てておりませんので、積立てができるないという状況ということで、答弁させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） そうすれば、村長が私が質問したときには、つくりましたというたしか答弁だと思うんですけれども、つくつてあるんであれば、なぜ議会にかけて分けるものは分けて、ちきんと村民の目に見えるような形にしなかったのか、ちょっとお聞きします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 平成23年に東日本の大震災があって、公共施設全部耐震にしなさいよというお話があって、役場も公共施設再編の過程の中で、議会の皆さんも承諾を得て、建て替えましょうと、耐震補強じゃなくて、補強したけれども、補強も必要だけれども、結果は補強だけでも補強するんじゃなくて、建て替えましょうということで、今日来ております。いつもお話をさせてもらいます種類がないとできないので、嬬恋会館にまず最初は1億円、1億円。2年目で1億円、1億円。3年目で1億円と8,000万円でしたか、確か。それで嬬恋会館が3億円。5,000万円と8,000万円だった、3年目が。それで議会のほうにも説明してきました。そのうち、今総務課長が言ったんですけれども、振興開発基金の中に一応1億円、1億円、5,000万円、2億3,000万円だったかな、その振興開発基金の中の分が。振興開発基金が全部で14億円ありますが、説明不足で申し訳ございません。

ただし、しっかりする場合には、一昨年の12月議会で条例ができて、しっかりしたあれをできるようになってきておりますので、どこかで機会を見て振興開発基金14億円ありますけれども、例えばこの中には千代田区から愛妻の宿の解体費用1億8,000万円、千代田区が解体費用を認めていただいた基金も入っています。それら振興開発基金の中に幾つか項目がありますが、全体で14億円。そこには嬬恋の役場建て替え費用も入っておりますので、議会にいつも積立ててしまうやということで、積立てをしてきた経緯があります。

ただし、最終的に嬬恋会館と役場、どっちをやるのかと言ったら、やっぱり村民のことを考えれば、役場は我々が働く場所は一番最後だなという話。議員の中からは、役場は最初、役場のほうが先だと大久保議員、当時お話をありました。防災関係上あるから、嬬恋会館より役場が先、どうなんだという意見も当時ありましたが、順番からして一気に両方建て替えるということは不可能でございますので、この過程の中で嬬恋会館のほうを建て替えてきたということでございます。

もう1点、先ほど来、88億円の令和6年度の借金残高でございますが、総務課長からも今お話をさせてもらいましたが、それにプラスそっくり25億円ということではございませんの

で、大久保議員、ひとつご理解、課長が説明したとおりでございますが、そっくり25億円がプラスになるというわけではございません。やっぱり5月に出納閉鎖、決算が5月末で終わりますから、出納閉鎖をして、5月末にはしっかりと支払い等がありますので、4月、5月に支払いをして、8月に監査を受けるという手順に毎年なっていますので、そこをちょっと時間の差がありますから、繰越しをせざるを得ないと、こういうことでございます。今総務課長が説明したとおりでございますので、それはご理解いただきたいと思っております。よろしくお願ひをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 基金のほうはそういう準備ができていれば、村長もきちんとした基金をつくるんだと明確に言っておるわけですから、それは議会にかけて、ちきんとした基金をすべきだと私は思います。この振興基金というのは、当時、太平洋クラブが借りてくれるときに地代とはまた別に、地上権だというような名目をうまくつけて、10億円持ってきたものを積んでいたわけですから、当時の古い議員さんなんかは、この10億円は使っちゃ駄目だなんて言う議員さんもいたような当時だったので、実際には、パイロットのときに事業費で使ったのが一番最初だったんですけれども、いろんな資金が入っているのは分かるんですけども、村長は明言してあるわけですから、基金はきちんとつくっていただきたいと思います。それから、私が言いたいのは、一般会計で68億円だとか何とかじやなくて、全体的に村民に教えるにはそういう金額じやないのかということで、補助率があるものをきちんと返済するなりしているんで、当時の19年頃の苦しさはないと思いますが、ただ、きちんとした計画がない限りは、また同じような痛みを感じるんじゃないかなと思いますので、それはきちんとお願ひしておきたいと思います。1番はそんなことで、よろしくお願ひします。

あと、2番目ですかね。

水道関係になるんですけども、水道に限らず、いろんな村民さんに使用料を払ってもらっているところはあると思うんですけども、特に今回、決算時で上下水道の赤字がちょっと大きかったかなという点で、やはり村民の方には、いずれはそれなりの料金改定をさせていただくという時期が来るかなと思います。長野原の北軽井沢の簡易水道が日本一高い料金だという時代もあったわけですけれども、そんなようにならないように、ひとつ施設の管理とか、そういうものをきちんとしていただいて、していくようになると思うんですけども、どうですか、課長、何かございましたら。

○議長（佐藤鈴江君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 黒岩治信君登壇〕

○上下水道課長（黒岩治信君） それでは、ただいまの大久保議員の質問に答えさせていただきます。

これまでのじや、料金改定が過去の経緯もちょっと言わせていただきますと、最初私が資料集められた限りでは、平成8年度に基本料金を300円を400円、10トン以上の超過料金を35円から45円に上げています。当時は、水源確保という理由で議会のほうに説明をして、料金改定を行っております。その次は、平成13年、これ400円、今度500円、45円を55円ということで、これに関しましては、石綿管の更新工事のためということになっています。そして、直近が平成18年、これは経営改善ということで、500円を550円、55円を61円ということで上げております。

今回、料金見直しを行うことになってくるとは思いますが、この当時と違うのは、人口減少が必ず止まらないということで、当時は議員さんからの質問の中にも、それだけ上げれば、幾ら収入が増えるという話で、1割増えれば1割だって答弁ができたと思うんですけども、今後は、例えばこれ1割上げれば、来年は1割上がるかと言われると、そういうわけにはいかないというふうに考えております。今後、事業が継続できることを前提に、料金を見直すことになりますので、更新費用については、施設の縮小であるとか、統廃合を行って検討をする。それと、あと補助事業の活用と、あとは効率化DX事業等、今もやっていますが、そういうことを取り入れまして、効率化していくことを広範囲にわたって検討を行って、議会のほうにまた諮っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 確かに人口減少になると、課長おっしゃるとおり、1割が1割じゃなくなっちゃうのかなという気はしますし、施設も老朽化しているんで、そういうところを統合なりとか、水でそういうことができるのか、ちょっと自分分からんんですけども、そういうことを鑑みながらしていただくということしかないと思いますので、なるべく村民が弱ったなというような金額でないようなことを模索していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、3番目の執行率ですね。執行率のものなんですけれども、今回、自分がしてみると93.56%ということで、前も一度言わせてもらったんですけども、前も8億円ぐらい残っていて、村長、執行率が悪過ぎるんじゃないかというような話をさせてもらったことが

あるんですけども、今回も実際には、6億円のお金が残っていて、実際に繰越明許しなきゃいけないのが2億円ですんで、それで余ったお金が3億9,000万円ということで、実際には自治法の233条の2の規定で、残った金額の半分は基金へ募れということなんすけれども、今回はそれが書いていなくて、実際に全部村債として雑収で入れていたと思うんです。収入に。それだけ足りないところが出ているのか、ちょっと分からんすけれども、実際に5月が出納閉鎖なんで、村長おっしゃるとおり、3月ではちょっと無理かもしれないんですけども、5月になれば出納閉鎖で、あらかたの数字が出ますよね。それで6月議会があるわですから、例えつまごい祭りがどれぐらいかかるというようなことであれば、その残った3億9,000万円の中で、そういうことは動けなかつたのかなというところなんです。どうでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君） ただいまの大久保守議員のご質問にお答えさせていただきます。

6月補正でつまごい祭りの経費を補正すればということでございますが、今後、決算見込みの精度を高めまして、できる限り、可能な限り早期に柔軟な対応が取れるよう工夫してまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） そういう答弁であれば、もうそれしかないのかなと思うんで、仕方ないんでしょうけれども、いつも億単位で残っているわけだから、実際に何千万の残りじゃなくて、3億、4億残っているわけですから、そのとき気持ちがあれば、そういう組み方もできるんじゃないかなと自分は思うんですよね。ちょっと残念かなと思っております。

それから、財政の中で、この前総務委員会でちょっとやつたんですけども、固定資産税を上げていくという講演をちょっとしていただいたんですけども、ちょっと聞く限り、そういうのかなというところがあったんですけども、税金にはいろいろあると思うんですけども、税金、いろいろ目的税とかいろいろあって、法定外目的税ということで、各地方自治体が独自に取れる税金があるわけですね。見るに、これ面白いなと思ったのが、静岡県の熱海市が別荘等所有税というんで、別荘持っている方にお金をもらうという税金をかけていくんですね。これ法定外の目的税ということでおるんですけども、この前の空き家の改修等々あったんですけども、これ見るに、こっちのほうが確実にお金が入ってくるのか

など。ちょっと800棟ぐらいの計算すると、およそ20坪ぐらいの家で、1,500万円とか、2,000万円ぐらい税金が上がってくるんですね。こういうようなユニークな税というか、そういうようなことを考えたようなことはないでしょうね。どうでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 憲法30条に、全て国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負うと崇高な条文がございますが、これによって、国税庁は国税5税、所得税、法人税、そして、酒税、たばこ税、消費税と国税5税があります。こういう税体系があるわけですが、全て法律で原則法律で決まっています、税は。ただし、皆さんご存じのように、昨年の12月議会ですか、土屋哲夫議員から宿泊税について考えるはどうなんだという提案をいただき、その後、6月議会ですか、宿泊税どうなんだと。今は全国各地で宿泊税があって、オーバーツーリズムの長野県は宿泊税、県でやりましょうという話があります。軽井沢も検討している、草津のほうもどうなんだという議論がある。群馬県も宿泊税どうなんだという税の話がございます。今言った熱海の別荘所有税、これは総務大臣の許可が当然必要になると思われますが、あまり僕勉強不足で申し訳ございません。宿泊税については、今こういう動向で、特に自治体も大分増えつつあるなという動向は、新聞等があればいつもチェックしております。嬬恋村はいずれどうなのかなといつも気にしながら、宿泊税の動向を見ておりますが、熱海市の別荘所有税、これ税が認められるということは、総務大臣の許可があると思っておりますが、法律に基づいて許可が必要だと思いますけれども、ちょっと申し訳ございません、勉強不足で分かりません。担当課長のほうが勉強しているかと、税務担当がおりますから、もしあれば回答させますけれども、私のほうからは以上で、お答えとさせていただきます。勉強はしてみたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 大久保議員、これに関しては、一応通告がないので、答弁はいいですね。

○11番（大久保 守君） いいです。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） ということで、3番のほうはそれで、5月閉鎖しても駄目だという話になれば、また話は違うんですけども、そういうところを細かく見ていくっていただければと思うんで、今後そういうことはよろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、2番目の透析のほうなんですけれども、今透析患者さん大分増えてきておるんで

すけれども、やっぱり条件が厳しいというか、非課税の方というような話になると、多分7名程度の方しか貰えないのかなという気はするんです。ただ、だんだん患者数が増えてくる、それから受け入れる病院がない。そうすると、やっぱり遠くまで行かなきゃならないという話になると、どうしても送り迎えの自分で運転していたりする人がおるわけですから、そこは距離数で金額で行っているんですけども、その48%から県から補助が来ているという話になれば、もう少し手厚いことはできないのかって。村長は条例にのっとっているからという話なんすけれども、その条例なんだけれども、どうにかしてくれないかという話なので、ちょっとそこら辺の考えはどうなんでしょうか。本当に条例は条例なんすけれども。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 野寺美枝君登壇〕

○健康福祉課長（野寺美枝君） ただいまの大久保守議員の質問にお答えします。

こちらの事業なんすけれども、群馬県の腎臓機能障害者通院交通費補助要綱等に基づいて実施しているところでして、県の対象と同じような形で嬬恋のほうも決まっております。こちらなんですが、嬬恋村だけではなく、郡内も同じような条件で実施しているところになっております。群馬県のほうは、こちらの腎臓機能障害者通院交通費のほうに透析の方だけではなくて、小腸機能の障害ですとか、そちらの方が含まれておるところですので、より多くの方に受けていただくというところで考えるとしましたら、嬬恋村の今の腎臓機能障害者の通院交通費補助については、腎臓機能、人工透析の方のみとなっていますので、そちらの検討をしていけたらとは思っております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 分かりました。

ただ、条例が条例だからっていう話になればそこまでなんで、やはり村民に手厚く福祉をするんだって話になれば、そういうことも考えていただければという話なんで、条例が条例って通されれば、そうなのかなというやっぱり思いはします。今後ちょっと、今課長さんおっしゃったとおり、そういうようなことができるんであれば、その中に入れていただくというようなことでお願いを申し上げて、自分のじや質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 以上をもちまして、11番、大久保守議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をしたいと思います。

再開を14時20分から再開をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時19分

○議長（佐藤鈴江君） 再開いたします。

---

◇ 松 本 幸 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、9番、松本幸議員の一般質問を許可します。

9番、松本幸議員。

[9番 松本 幸君登壇]

○9番（松本 幸君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、中学生座間味村交流事業について。

この事業は、平成元年より行われてきた海外交流派遣事業と同じように、平成14年より行われてきた事業です。海外交流派遣事業は、受入れファミリーが見つからぬいため、何年か前から中止状態になっております。座間味村交流事業だけ実施されているわけですが、姉妹提携している観点から、私たち議員も何年か前に行つたことがあります。那覇から高速艇で1時間ぐらいかかったと思います。とてもきれいな海で、ウミガメも見えたりして、我々山育ちの者にはインパクトの強い景観だったことを覚えています。たくさんの子供たちに、この景色を見せてあげたいと感じてきました。

そこで、質問に入ります。

決算審査で伺ったところもありますが、改めてお願ひします。

1つ、今年の参加希望人数と派遣生徒数は。

1つ、生徒の負担金はどのぐらいですか。

1つ、全事業費は幾らぐらいですか。

派遣生徒、これ数じやなくて、これは派遣生徒の選出方法はということでお願ひします。

あと、冬場のスキーに来る座間味の生徒数はどのぐらいなのでしょうか。

続きまして、夏休みの子供のプール利用について。

次に、小学校の夏休み中のプール利用の日数が少ないとの意見を父兄より聞くが、現状を教えていただきたい。

以上、明快な答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 松本幸議員のご質問、まず初めに、中学生の座間味村交流事業についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、那覇市から高速船で約50分、西へおよそ40キロメートルの東シナ海に浮かぶ亜熱帯の島々、慶良間諸島。座間味村はその西半分の島々から成る離島村です。透明度抜群の海、慶良間ブルーと世界屈指のサンゴ礁、数々の熱帯魚に彩られた美しい海中景観。一度目にしたら決して忘れることはできません。できれば多くの子供たちにこの景色を見せてあげたいと私も思います。

それでは、本年度の座間味村交流事業についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、応募人数と派遣生徒の人数ですが、応募人数は男子8名、女子8名、計16名です。そのうち派遣生徒は男子6名、女子6名の計12名です。

続いて、生徒1人の負担金になりますが、負担金は4万円で、生徒負担金の総額、12人ですの48万円ということになります。

続いて、全事業費は211万1,562円です。本年度は突発的な行程変更、要するに、天候の都合で入村ができませんでしたので、全ての日数を本島で過ごしたということになります。そういうことなので、通常の行程に比べ、総額で90万円ほど増加となってしまいました。

次に、派遣生徒の選出方法ですが、中学校にて応募のあった生徒について、日常の学習態度、学級活動の積極性、部活動等への取組等を考慮して面接を行い、併せて応募作文等を参考にして、男女推薦該当者を校長が教育委員会へ推薦をいたします。教育委員会は、校長からの推薦者について、可否の確認を行い、教育委員会が可とした男女別の生徒数が男女それぞれの派遣可能人数を上回る場合は、参加希望者及び関係者立会いの下で、抽選により派遣者を決定いたします。

最後ですが、嬬恋村での冬季交流、嬬恋で行われる交流ですが、本年度座間味村の生徒については、12名を予定しております。

続いて、夏休みのプール利用について答弁いたします。

小学校での夏休み中のプール開放は、子供たちの安全な遊び場や泳力向上、体力づくり等に大変役に立ちますが、近年、幾つかの課題が指摘されてきています。猛暑による熱中症対策や、登下校の安全対策、水質や水温、気温の管理、指導者及び監視体制等です。このような課題を背景として、近年では、多くの小学校における夏休み中のプール開放について縮小や廃止を含め、慎重な対応というのが顕著に見られています。

そんな中、本年度における本村小学校の夏休み中のプール開放についての現状ですが、まず、東部小学校については、本年度から学校としてのプール開放は行っていません。主な理由としては、群馬県小学生水泳記録会の廃止、これに伴い、吾妻郡小学生水泳記録会が廃止となったことから、各学校、校内での水泳強化練習を行わなくなつたということ、社会教育との連携で、村民プールとしての東部小学校のプールを開放しているためということになります。

次に、西部小学校についてですが、学校のプール開放は全8日間。各学年4日間の割当てとなっています。徐々にではありますが、年々プール開放の日数が減少傾向にあるのが現状といえます。その背景については、水泳の強化練習の廃止、そして、危険な暑さの増発、感染症リスクの回避、スクールバスの調整困難及び活動時間の制約、さらに、教職員の多忙化解消等が主な理由となります。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、再質問に移ります。一問一答で行います。

9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） どうもありがとうございました。

最初の参加希望の人数、男8、女8で一応16名。3年生って60人ちょっとぐらいはいるよね。その中でこれだけの人数しかいないというのは、これは何かが原因があると思うんだよ。それ何かというと、やっぱり1人当たりの負担金4万円ですか。これ海外派遣事業は、たしか10万円だ。それで10日間ぐらい。これは4万円で3日間ぐらいだよね。3日か4日か。だからわりかし割高だよね。割高だし今のご時世、やっぱり子供たちが幾ら行きたいと言っても、この予算の関係があるから、ちょっと止められるような状態があるようなことは、私ちょっと耳にしたことがあるんだけれども、その辺は教育長、どのように感じていますか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 松本議員のご質問にお答えいたします。

負担金の件ですけれども、4万円あるいはホームステイは10万円と。この金額が適切であるかどうかというのは、これ実は始まった当時からの金額だったかどうか、ちょっと確認ができないんですが、はつきり言ってこれまでと多くを変えてきていないというのが現状です。今おっしゃったように、いろいろな家庭の、あるいは生活背景の子供たちがいます。議員おっしゃったように、ややもするとその負担金によって、参加ができないという子もいるかもしれないというのは、前々から思っていることです。私、自分で現場にいたときにも、そういった課題、問題点というのはありましたが、あえてそれを取り出して検討したということがこれまでませんでしたので、その辺のところについて、現場と含めて、今後これが適切であるかどうか、今後どうしたらいいかということも含めて、ちょっと検討していければなというふうに今思っています。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） ぜひ検討していただきたい。というのは、やっぱり特に中学3年生とか、これから高校生になる人たち、これ嬬恋村の財産だよね。宝物。だから、やっぱりこの宝物たちが出て、また帰ってきて、それは何をもとに帰ってくるかと言ったら、もう一回自分の生まれ故郷で生きたいな、育てたいな。そういう何かがあると思うんですよ。ですから、ひとつちょっと比べていただけだと、県立の嬬恋高校に対しては、結構村の予算を投資している。浅間寮から始まって、あるいは、この村営住宅の改築まで。だけれども、本当の嬬恋村立、幼稚園、小学校、中学校、この村に住む子供たちに対しては、今教育長言ったように、昔から変化がない。やっぱり昔は結構いろいろなお金の面も、多少はいろいろ優遇されるぐらいの経済力だったのかもしれないけれども、今現在の嬬恋においては、やっぱりそれほど余裕を持っている、余裕のある家族というのは、そんなに多くは私は耳にはしません。ですから、やっぱり嬬恋のこの宝物を育てるための教育というのが今後何年かしなければ、午前中同僚議員からも出たけれども、少子高齢化の対応なんていうのは、口先ばっかりのことだと思う。ですから、来年の予算でがらり変わるような方向を教育長、私は考えてもらいたいんだよね。どうでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 松本議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、すごくその辺のところは共感するところであります。あとは、せ

つかくの機会をどのぐらいの人数を派遣できるかということもふだんから思っているんですが、あるんだなというふうに思います。議員おっしゃったように、なかなかその年によって、応募人数というのが違います。ちょっと手元にあるだけで言いますと、今年は16名応募してきましたが、昨年度は9名です。その一昨年前、令和5年も実は9名。この年は実は前日まで台風が来歩いて、急遽、前の日になつたら、次の日、一切飛行機が飛ばないということで、これが中止になったということもあります。その3年前まではコロナの関係、遡っていきますと、31年度が11人応募、29が10人、28年度が13人、27年度が11人応募、26年度が10人と、大体10人前後、あるいは多いときで14人ということです。

実は、3年前からこれまで固定されていた出発の日なんですが、それをずらしました。というか、ホームステイはもう2日から行くということが決まっていて、この座間味村も2日とか3日とか4日というふうに決まっていたんですが、幸議員おっしゃったように、実はその年によって中体連の関東大会がずれて入ってきます。行きたくてもそこが行けないという意見が出てきましたので、3年前からそれを学校のほうから、この日からこの日ということで指定していただいて、それを座間味村のほうで調整をしていただいて、できるだけそれでお願いしますということで、これまで調整をしてきました。ただ、その辺のところは議員おっしゃるとおり、その年によってちょっと人数的なところが違いますので、この辺の発信の仕方というのも含めて、多くの子供たちが興味を持っていただけるような、そんな働きかけを学校と一緒に考えていくべきふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） この座間味村の景観のよさというのは、我々も行ったから、これはもう立証済み。子供が感激しないわけがない。橋の上から海を見ると、ウミガメが見えるんだ。俺は感激したね。だから本当に子供たち、いっぱい連れていくってやりたい。60人なら60人そっくり連れて行ったって、俺はいいと思う。それぐらいの気持ちがあつてもね。子供は村長、宝。だから、何かを子供って敏感に、我々みたいにもう老化しちゃっていると駄目だけれども、若い感情で見たものって、すごく一生印象に残って、何かを感じているんだ、きっとね。だから、そういうものはもう変えない。そういうものに絶対予算投資を私はしてもらいたいんだよね。だって、こんなの、こんなのなんて言つたら失礼だけれども、二百なんぼだろ、事業費が。この前の専決490万円、ねえ、村長。これはちょっと同じお金の使い方がいかがなものかとちょっと思っちゃうね。今度その辺、村長どうですか。お金の感覚から見

て、この子供たちのために種まきをしよう、その気持ちがあるかないか、どうですか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 銀も金も玉も何せむにまされる宝子にしかめやも、山上憶良があつて、やっぱり子供はこの地域の宝だと私も思います。私も沖縄行きましたけれども、本当に今は慶良間諸島ということで国立公園に、今7年ぐらい前ですか、慶良間国立公園になって、宮里村長さんも沖縄町村会長をなさつたりして、環境省にしおちゅう来ておったという状況で、私が上信越高原国立公園、向こうは慶良間諸島ということで、美しい海、青き海、青き空、沖縄ということで、青い海、青い空、沖縄。山と海の交流、魚とキャベツの交流、向こうに海なし県の我々の子供ですから、ぜひともいい形で交流ができたらと思っています。お金の価値の話でございますが、高山村が今オーストラリアに全生徒を、5年生ですか、全生徒をやっぱりオーストラリア連れていくんですね。そんな事例もあって、平等にみんな連れて行けということで、大胆な決断したなと思っておりますが、今コーダレーンやアメリカのほうにつきましては、いろんな問題あって、なかなかここ数年できなかつたんすけれども、青き海、青き空、沖縄、ぜひとも平和教育のする拠点もあそこにはありますし、アメリカ軍が入って来たという第1号に入って来たのは、座間味村の丘だというふうにも伺っているところもありますので、やっぱりいろんな教育面からもいいところだなとも思っています。

予算の話ですが、どこかでまた議会ともよく相談しながら、コーダレーンのほうがうまくいかないということもあるのであれば、生徒数も大分60人、70人に1学年なってきていますので、どこかで決断することも必要かなと思っています。いずれにせよ、そういう状況があれば、また議会とよく相談させていただいて、決断したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 今取りあえず来年の3月の予算には最低半額2万、もっと気持ちがあれば1万、そのぐらいの感覚で、ちょっと子供たち、子供たちというか親だね。父兄のちょっと様子を探るというのも大事かと思います。ただでやってくれれば、一番すばらしいことなんですけれども、その辺はじゃ約束しましたよ。来年考えると。それと、あとその次の派遣の生徒の選出方法、取りあえず学校、校長先生の判断といいますか、そういうもので選んでいるんだよというようなことで、それはそれでいいんですけども、やっぱり人数的なも

のが増えるためには、何かよほど言葉悪いけれども、悪いことをしたとか、校則を破ったとか、そういうのがない限りの子供たちには、平等に同じような条件を俺は与えてもらいたい。もし、悪い事をした人は、あなたはこういうことをしたから、今回駄目だったんだよということをはっきり教えてやる。そんなような方法でいけばいいのかなと思う。ただ、今年最終的に何か会議室で決めたらしいよね。それが今年は正確かどうか分からぬけれども、くじ引きで決めた。くじ引きで勝った人も負けた人も俺は気持ちよくないと思うよ。そんな親と子供の帰る姿と残された親子の姿、ちょっと目に浮かべたら悲しいよね。どうせそんなのじゃ、あと1人ぐらい、何人がくじ引きしたのか知らないけれども、そのぐらいは今回は人数を増やしますからって何で言えなかつたんですか。教育委員会事務局長と教育長、2人でお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 松本議員のご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、すごいそういう意味では同じ気持ちではあります。ただ、12というふうなこの数字については、これはルール上、12人連れていきますよということなんです。実は、10年ほど前に1名漏れた子がいました。事実です。ただ、1名ならいいのか、2名ならいいのかという、そういうようなところも含めて、一応この要綱、ルールに従って子供たちには事前指導をしていただいている。教育的な観点から、そこは譲れないというところです。幸議員おっしゃったように、くじで引いたということなんですけれども、まず初めに、学校で選出、先ほど言いましたように、素行とか学習の態度とかというふうな文言は載っていますが、今までに学校段階で駄目ですよという子はいません。校長ともよく話しますが、そういうところでは特に優劣をつけないということで、上がってきたものについては全て上げてきています。教育委員会としての可否ということですが、上がってきたものについては、全て可ということで臨んでおりますので、これまでそういう形でやってきました。

抽せんの件なんですが、一時はこんな話があって、このくじ引きにする前に、校長あるいは教育委員会が先ほど言ったように、そういう学習態度とかそういうものを含めて、選出するというようなことも考えたということだったんですが、当初から一番公平なのはくじ引きだというふうにしたということです。それが残っているわけなんですが、基本的には本人が引いてということになります。なかなか人が選ぶというのは、やっぱりその選ぶ基準も

そうですし、選ぶ人の力量とか見方も違いますので、なかなかそういう他が人を選ぶというのは、なかなか難しさがあるということです。ひとつ参考に、すみません、時間取って申し訳ないんですが、ただ単にくじを1回引くということではありません。もし人数をオーバーした場合、応募生徒数が予定人数を上回った場合は、最初に受付順に本抽せんを引くための順番を決めます。それで、応募者が欠席の場合は、出席した応募者が抽せん簿を引いて、中学校長が五十音ごとに引いていくと。さらに、その予備抽せんのを基にして、本抽せんをやるということなんですが、たしか外れた子はとても後ろ姿はというふうに言われると、後ろ髪を引かれるところはたくさんあるんですが、だからといって、今年は1名だからいいですよ、5名だからいいですよと。10名ならいいのかとか、そういう話になっちゃうし、一応一番大切なのは、受入れ側のほうの問題もあります。座間味村の宿泊場所というのがたくさんあるわけでもないし、団体でじや15人、20人、30人を受け入れられるかというようなことも含めて、そういうこともありますので、大変幸議員のおっしゃることもよく分かりますが、教育上、12人のものを13人にしたり、14人にしたり、時には15人にしたりというようなことは今後も考えておりません。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 宮崎 清君登壇〕

○教育委員会事務局長（宮崎 清君） 松本議員のご質問にお答えいたします。

抽せんのとき、私も初めてそういう場に立ち会ったわけですが、抽せんで漏れた方が帰る姿というのは、本当私もつらいものがありましたけれども、教育長が先ほど申し上げたとおり、ルールがある以上はそういうことも仕方ないのかなと思わざるを得なかつたなという記憶がございます。また、抽せんで選ばれても沖縄に行って、最後まで行けなかつたと。せっかく選ばれたのに行けなかつたと。そこでもまた生徒がつらい思いをしたわけですけれども、なかなかそういう思うように行かないこともあるんだなというのも、一つの教育といいますか、そういう経験も大事だったかなと思います。そういう抽せん方法とかということは、先ほど教育長が申し上げたとおりで、私もそう思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 意外と教育長は教育者上がりだから、なかなか自分の信念というものがあるらしいけれども、ここは行政の場。嬬恋村のためになるんなら俺は全然どういう方向、

思想を変えたっていいと思うんだよ。また変えなくちゃならないと思う。昔から何十年も同じパターンで同じことをしているよりは、もういつそのこと、これはもう学校に全てお任せして人選してもらったほうが私は父兄のためにはいいと思う。ここに全て寄せて、そこで最終的にくじ引きして、あなたは行ける、あなたは行けない。これをつくるということ自体が、それは教育の厳しさはあるかもしれないけれども、人生そこでへこたれちゃうよ、人によつては。何となくその辺を、それは中学校校長先生にお任せして、今回は教育長、村の教育委員会事務局、こういうことでこういう結果になったんだけれども、どうでしょうかねというような案を承って、じゃ、いいですよ、それだけいるんならやりましょうということでやつてもらうのが私は地田教育長の仕事だと思う。あなたは教育関係の教師が長過ぎるから、そういう関係でちょっと俺はおろそかなのかなとも感じている。その辺教育長お願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 松本議員のご質問にお答えいたします。

私も現場、嬬恋中学校にいたときに、平成29年にこの座間味村に隊長として参加させてもらいました。30年、こういうこここの場に就いたわけですが、そのときに実は幸議員と同じように戸長に学校でこれの人選をしてほしいというふうにお願いしました。何でかというと、自分自身ができないかったので、変な話、託したんですが、やはりそのときの校長も、実は、いや、それはできませんと。何を基準になって言われたときに、基準が明確でないということです。じゃ、テストをするか。点数は出できます。そういういたテストってあんまり聞いたこともないですし、そうなるとかえって学校不信や、ある意味、校長不信というようなことを引き出すことになるだろうというようなことで、校長は断固としてそれを認めませんでした。それなので、これまでと同じように、校長ともよく話ししましたが、要するに一番公平と、一番かどうかは分からぬけれども、子供が自分の力で引き抜いたそれを、当たり外れはもちろんありますけれども、納得できる範囲のものなんだろうというようなことで、自分たちはそういういた理解をしました。何を言いたいかというと、自分の道は自分でということなんですが、もちろんなかなか子供たちもそこはよく分かっていまして、当たったとかやったとかという声は、一切聞こえません。当たっても外れてもお互いをというような、そんな会場の雰囲気だったということを覚えていましたし、今なかなか耐性とか、嫌なことを我慢するとか、悔しい思いをぐっと自分の力に変えていくとかという、そういうようなものを身につける場面というのが少なくはなってきているというふうに思いますし、だからそれでいいんだ

とは思っていませんが、最良とは言いません。ほかの人に決めていただくよりは、自分の道を自分で切り開くというような意味からして、そちらのほうが少しあはいいのかなというふうに思っています。ただ、もっといい方法があれば、そういった方向に変換していきたいということは、心より思っています。今のところはそんな状況ですので、現段階でどんな方法を変えるというようなことは、今考えていません。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 教育長がここまでいろいろ言うことは、別に悪いとは思いませんけれども、やっぱり応募が多くなれば、それは子供たちは簡単に言えば行きたいわけだから、行きたい子供たちには、ある意味、この事業は行かせてやるよぐらいの幅の広いような受け止め方といいますか、そういうことも私は村行政のよく言えば、行政がそれをやったから、私は行けるんだ。みんなそれだって子供たちは自信になると思うんだよ。やっぱり怒られて育つ子供はいないよね。大人もそうだけれども。褒められりや誰も育つんだよね。それと同じように、この事業はやっぱり参加人数が多くならなければ、こんな交流事業なんて呼びたくないよね。60人の世界で。こんなの最低30人ぐらいでやっていいんだよ。それを連れていっちゃえばいいんだからというような太っ腹というか、そういう子供たちのあなたたちはそれだけ大事なんだよというのを誠意を見せて、これをやるのが今の現状のこの世の中の流れの中で一番やらなくちゃならないんじゃないのかなということを思います。だからそう言っているんだけれども、教育長はまた同じことが返ってきそうだから、村長どうでしょうか。副村長でもいいや。ちょっと新鮮なところで。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） すみません、お答えしたいんですが、先ほどお話ししたとおり、私もできれば多くの子供たちを連れていきたい。それはあります。ただ、ちょっとお話しさせてもらいたいのは、検討していなかったわけじゃないんですね。検討というか、もしかして1クラス分ぐらい連れていけるかどうかということを、ちょっと実は向こうに行ったときに、あるいはまた、こちらに交流で来ていただいたときに校長さんと話したことがありまして、幾つかちょっと課題があります。それだけの人間を連れていけないという。いけないというか、かなり課題だなというのは、一つは、先ほどもちょっと話しましたが、座間味村のところにはホテルというホテルというのではないんですね。行って交流は子供たち一緒に、向こ

うの皆さん一緒に2日間泊まってやるんですけれども、実は40名を超える、要するに交流センターみたいなものがたくさんあるわけではなくて、なかなかその人間を収めるための施設というものが今のところはちょっとないということです。何か座間味村のほうでは、そういうような交流ができるような広場を持っていたり、あるいは食堂を持っていたりというのを、そういういったものを施設として整備していきたいということは聞いていますが、少なくともここ一、二年のところでは、そういういった施設がなかなかないというのが1つです。

もう一つは、今年思ったことなんですが、実は先ほど90万円ほど総額が上がったという話しましたけれども、突発的に入村ができませんでした。となると、本来泊まるべきだったところがなくなりますので、子供たち本島で宿泊施設を探さなくちゃいけません。もちろん探すんですが、これが10名、今回は引率も入れて15名ですが、どうにか確保できましたが、これが20名、30名とかってなったときに、果たしてこれが急遽それを確保できるかどうか、事前に二股かけて、取っておくという方法ももちろんあるかもしれません、その辺のところはまたお金の問題とかあるでしょうし、さらに、ただ遊んでいるわけにいきませんので、本島で観光なり学習をするとなると、移動のバスがあったり、さらには予約していなかった食堂とか食べ物の関係があつたりすると、なかなか何人までならいいんだろうというようなところが、ちょっとなかなか難しいんだなというところを考えています。マリンスポーツもそうです。専門指導員じゃないとなかなか見られません。7メートルから8メートルある深水ですので、そういうところの中で、子供たちを安全にすると、何人までいいのかということも含めて、ちょっといろいろ課題を解決すればというようなところで検討していくないと、なかなか今すぐってはいかないんじゃないかなというのが私の立場としての考えです。

以上です。すみません。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） その旨私も分かるは分かるんだけれども、そこは検討して、今回あの辺台風とか、いろいろな線状降水帯、いろいろな自然状況の場所だから、いろいろあるとは思いますけれども、座間味村が駄目なら沖縄でということで、今回沖縄だったんだよね、きっと。そういう変更だって絶対にあり得るわけだから。ただ、泊まる場所とかそういうものは、俺なんか行ったとき、結構あったような気がしたんだけれども、子供だから1人1部屋じゃなくたっていいんだから、複数で雑魚寝で全然いいと思うんだけれども、そこも早急なことはというのは、今は出ないかもしれないですけれども、基本的なこの負担金をちょっと

減らして、応募の人数の出方をちょっと見てみると私が必要だと思います。だから、来年はそんな形で、ちょっと応募のこの負担額というのをちょっと変えてみて、何でそんなのころころ変えたんだって、今村で一番必要なのは、子供たちの少子高齢化を伴ったあなたたちの子供たちなんだよということを村は痛感しているからって言やいいんだと。そんなことでぜひとも変化をつくっていただきたいと思います。

あと、冬場の座間味村のスキーに来る子供たち、これもやっぱり12人ってあるけれども、座間味村はもっと規模が学校ちっちゃいよね。何人体制なんだろう、学年で。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 幸議員のご質問にお答えいたします。

座間味村には3つ学校があって、座間味中学、それから阿嘉中、あとは慶留間中。大体全部3校合わせると、10人弱ということですか。阿嘉中と慶留間中のほうは、やっぱり二、三人というのが通常で、座間味のほう行くと、五、六人という。なので、今年度12名が予定されていますが、去年は5人です。中学校2年生が来るんですけども、その前が12、4年が10人、3年、2年が中止になります。31年が8人、3人、12、12、11。大体10人前後ということになります。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） その座間味の子供たちにも、冬場、座間味は座間味で雪なんか見たことない子供たちばかりだから、スキー教室とかスキーを教える先生、PTAでいっぱいいるよね、きっとね。傭恋の。だからそういうPTAの皆さんを協力してもらったり、あとはリフト券はパルコールにちょっと協力してもらったりとか、いろいろなこのサービス精神的なもので交流を深めていただければと思います。これは答弁はいいです。そういうことでお願いします。

あと、この一番下のプールの利用なんだけれども、さっき教育長いろいろ聞いたなんだけれども、実は俺んちの孫が、今年7月末でプールが終わっちゃうってなんて言って、結構プール好きらしくて、何で8月行かないのと言ったら、終わったからという答えだったなんだけれども、今暑いから、逆に言えば、暑過ぎてああいうプールがちょっと危険度があるという意味合いなのかな。どうでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

[教育長 地田功一君登壇]

○教育長（地田功一君） 幸議員のご質問にお答えいたします。

それも 1 つです。最近、ここ二、三年、その熱中症というようなことを考えますと、かなり危険な暑さというようなのがあります。本村はおかげさまで室内プールという大変すばらしいプール、そのおかげで 6 月から入れるということで、6 月、7 月いっぱいを、要するに夏休み前までが授業になりますので、約 6 週間を使って、各学年が 8 時間から 12 時間ぐらいを水泳をやることになっています。その時数については、これまでも変わっていませんし、これからも変わることはないと思うんですが、夏休み中のプールってなると、何が基本 7 月、8 月の頭までできたかというと、高学年を中心になるんですが、強化練習なんですね。吾妻郡の水泳記録会に出るための強化練習をやってきたっていうのがこれまでです。去年から県の記録会がなくなると一緒に吾妻の郡大会もなくなりました。そんなことから、強化練習この暑さの中であえて強化練習というのは、ちょっと厳しいだろうということで、今は今年度からはやらないということになりました。そんなところで、決して全て縮小されたということではなく、そういう子供たちの安全を含めて考えられていることということで、ご理解していただければというふうに思います。

○議長（佐藤鈴江君） 9 番、松本幸議員。

○9 番（松本 幸君） 強化練習、特別なスポーツ選手的な言葉ですけれども、一般の泳げない、やっと泳げたこのレベルの子供たちだってプールに入りたいんだよね。だから、私の希望としては、夏休みの盆ぐらいまでは監視をする人がいないのかどうなかつて俺はまず思ったんだけれども、その辺もどうにか先生にお願いするとか、もしできれば父兄の皆さんもお願いするとか、何かの方法で、若干 1 週間やそこら延ばしていただければななんて思いで、ちょっとこれを話題に置いたんだけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

[教育長 地田功一君登壇]

○教育長（地田功一君） 幸議員のご質問にお答えいたします。

シーズン的なものでありますし、水泳って克服的スポーツと言って、要するに 1 回泳げるようになれば、一生泳げると。特に、水難事故とかというのが今いろいろ出ていますので、やはり身につけておきたいことかなと思います。これを身につけるべきものが基本的には授業の時間を使って身につけるということで、あとはそれを定着とか、さらにとか、また新しい泳ぎ方でというようなところは、夏休みのある程度時間を使ってというのは必要なのかな

と思ひますけれども、今おっしゃったように、プールは昔は私なんかは2人ぐらいで見ていました。私は体育ですから、特に水泳得意なほうなんで、1人で見ていましたことがあります、今の状況は、まず授業中は先生は少なくとも2人つきます。さらに、西部小学校の場合は、保護者による水泳ボランティアを募集していますので、その人たちが3人から4人常に入っています。夏休み中なんですが、これも昔は当番というんで、先生1人で入っていましたが、これ指導もそうですけれども、大変危険だということで、少なくとも2人はつくことになっています。さらに、西部小学校については水泳ボランティアが5人から8人ついていただいていると。そういうような状況でやっています。水泳のボランティアは水泳、スキー、スケート、ミシンとかって4月の段階で募集をして、その人たちにそのシーズンなり、あるいは必要なときに声をかけさせていただいて来ていただく。保護者の方の本当に協力の下に、特に大きなかがや事故等なくやっていますが、これを1週間とか10日とかって延ばしてくるとなると、やはりそれだけの監視体制、あるいは指導体制、安全安心なそういう場づくりというのが必要になってきますので、その辺はまた学校等の事情もありますので、できるだけそういうふうな要望、あるいは子供たちにとって、そういう機会をしっかりとつくってほしいというようなことを含めて、校長会等で今後のできる範囲の中でお願いをしていきたいなというふうには思っています。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 私も、もう大分昔だけれども、子供の頃いろいろなスポーツをしていた。自分でスポーツがこれはうまくなつたなと思えるのは、1人で何かをこつこつしているときなんだ。教わったときスポーツってうまくなつたななんて絶対思えない。みんな自分の努力だよ、努力。努力というのはやっぱり、子供の頃は努力なんていう言葉知らないから、一生懸命、できなかつたから一生懸命やるんだよ。それが今言う努力なんだけれども、やっぱりそういう時間をぜひともいろいろ危険は伴つたとしても、監視する人たちをちょっと工面して、ぜひとも一日でも長いちょっと子供たちが自分で泳ぎが成長できるような時間をぜひともつくっていただきたい。これは要望として、まだ即答できないですから、要望としてお願ひいたします。

以上で、私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、9番、松本幸議員の一般質問を終わります。

---

### ◇ 大野克美君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、12番、大野克美議員の一般質問を許可します。

12番、大野克美議員。

〔12番 大野克美君登壇〕

○12番（大野克美君） 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきたいと思います。

1番、外国人移民について。

前回、参議院選挙が終わり、この時期に大きなテーマになったのが、これから日本に入ってくる外国人とどう付き合っていくかが問題となりました。外国人の占める市区町村の人口が約10%を超えると、その地域に住んでいる住民と文化摩擦が生じるとよく言われていますが、まだヨーロッパのように問題が発生しているわけではありませんが、いずれ日本も同じような問題を抱えるようになると言われています。

群馬県の大泉では、外国人比率が25%を超えていていると言われています。嬬恋村では夏のキャベツの収穫期になると、外国人が働いている数は800人ぐらいと言われています。夏の期間、外国人比率は9%ぐらいになりますが、キャベツの収穫が終えると帰ってしまうので、300人ぐらいになっています。外国人の共生では、この問題が起きる前に対策を考えていかなければなりません。

1、そこで、村長に質問ですが、大局的に見て、どのような備えが必要であるか答えてください。

2、次に、外国人に関する各課の課長に、今どのような問題が現場で起きているか、代表的な問題を上げてください。例えば、外国人が払うべき税金、住民課長ですかね。それと、外国人とうまく付き合っていく、こういうのは交流推進課長。不法滞在など警察とかに関係する総務課長かな。外国人労働者に対するのは農林課長。

3番目、副村長は嬬恋村の将来に関して、グランドデザインを担当していますが、外国人に関する各課を横に横断する部署をつくって、二、三か月に1回ぐらいミーティングを持っていく考えはありますか。それで、ここには一般の村民にも入ってもらうのはいいでしょうか。

それでは、次の大きな質問。

嬬恋村を日本の最高の避暑地について。

日本でも世界でも、天候異変の問題は大きな問題と取り上げられています。水害、特に洪水が線状降水帯の発生により発生しています。これにより、緊急避難が毎日繰り返されています。群馬県では、前橋、高崎、桐生、館林、気温が急に上がり、体温を超える熱風線状帯が続いています。暑い日は外で働くことができなくなっていますし、夜もクーラーなしでは寝られない日が続いています。以前にも話しましたが、嬬恋村の涼しさが日本の中でも暑さから避難する最高の避暑地であることを言ってきました。最近の暑さの中で暮らしている人たちにアピールしたらどうかと言つてきました。嬬恋村の不動産業者に聞いても、最近は不動産の問合せも非常に増えてきています。不動産物件もかなり売れるようになっていると聞っています。この気温上昇傾向というものは、あと10年以上は続くかもしれません。

そこで、村長に質問です。

気温の上昇に伴い、嬬恋村の農業、観光の産業はどのように変化していくと思われますか。

2、農業、観光の産業に続き、不動産業を育てていく必要があります。暑さからの避難を望む人たちをターゲットにした移住の宣伝が必要です。村長はどう考えますか。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野克美議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大野議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

外国人との共生においては、問題が起きる前の対策が必要であると、村長は大局的に見て、どのような備えが必要であると考えているかというご質問でございました。

外国人の移民について、外国人との共生では問題が起きる前の対策が必要であると思っております。そのためにどのような備えが必要だと考えているかというお尋ねでございますけれども、想定される問題に対して、事前に備えることは非常に重要であると認識しております。その上で外国人住民との共生におきましては、まず相互理解の促進、2点目で円滑な意思疎通の確立、第3点目で相談支援体制の整備、この3つが重要であると考えております。具体的には、イベント等を通じた交流機会の提供、日本語教室開催による日本語能力向上の支援、府内における各課間の連携強化による問題の早期解決を図る体制の整備などによりまして、問題発生の備えとしてまいりたいと考えております。

以下、副村長を含めて各課長から具体的なお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 最初、副村長。

[副村長 黒岩 彰君登壇]

○副村長（黒岩 彰君） それでは、大野議員の質問にお答えさせていただきます。

私は与えられた質問ですけれども、グランドデザインを担当する立場でというところを少し話をさせていただきたいと思います。

大野議員のおっしゃるグランドデザインと外国人の抱える課題が必ずしもリンクするとは分かりませんが、必要であれば、関連する各課で横の連携を取り、ミーティング等をやっていくことは積極的に取り組んでまいりたいと考えております。土屋幸雄議員が会長を務める国際交流協会としても、JA嬬恋村の組合長ともお会いをし、JA嬬恋の理事にも会員に登録してもらいたい旨、お願いをさせていただきました。JAのみならず、嬬恋村の関連する団体にも同様なお願いをしてきております。嬬恋村の発展につながるようなイベントへの参加、また日本語教室への参加など、できることから始める努力はしております。

いずれにしても、嬬恋村で暮らす外国人も明るく楽しく健康的に過ごせる嬬恋村を目指したいと、このように考えております。大野議員が以前からおっしゃるITを組み合わせた大学、また、企業を誘致するということは重要ですし、自治体、民間、教育機関が一体となってビジョンを共有することは大事だなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、交流推進課長。

[交流推進課長 小林千速君登壇]

○交流推進課長（小林千速君） 大野克美議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今どんな問題が現場で起きているか、代表的な問題についてのお尋ねですけれども、その中でも外国人とうまく付き合うことについて、嬬恋村では在住外国人の増加に伴いまして、戸惑いや不安を感じられている住民の方がいらっしゃることや、雇用主の方からは、地域と関わる機会がなかなか持てないとのお声も頂戴しているところでございます。お互いがうまく付き合っていくためには、相互理解が不可欠です。そのために日本語学力向上に対するサポートや交流機会の提供を行い、相互理解の促進や、問題の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、総務課長。

〔総務課長 熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君） 大野克美議員のご質問にお答えさせていただきます。

次に、本村における不法滞在等は、現在確認されておりません。ですが、引き続き治安や安全確保の観点からも、警察との連絡を密にしまして、情報交換や必要に応じた対応を図つてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 土屋和彦君登壇〕

○農林振興課長（土屋和彦君） 農業分野における問題であることのご質問でございますが、関係団体に確認しましたところ、現状としては特に問題はないとのことでした。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 村長、2番目の質問に対する村長答弁をお願いします。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 嬢恋村を日本の最高の避暑地についての2番目の大きな課題の質問でございます。

既に真夏に関しては集客があり、周辺の避暑地も含め、オーバーツーリズム気味の飽和状態が続くことが近隣の町村等の状況を確認しますと予想されております。また、暑さが落ち着く9月から11月にかけて、にぎわった地域の大手キャンプ場などから、涼しい嬬恋へのシフトがあるかもしれませんと想いますので、お客様が多分夏も増えましたが、これから嬬恋へのお客様は若干増えるのであろうという推測をしております。

続きまして、不動産業を育てていく必要性と、暑さからの避難を望む人たちをターゲットにした移住の宣伝についてのお尋ねでございますが、不動産業の育成の必要性につきましては、令和元年度から空き家バンクを開設し、空き家等の所有者や移住希望者の方々にご利用いただきまして、これまで高い成約率で推移してまいりました。また、今年度新たに取扱事業者が2社追加になり、現在合計6社でバンクの運営を行っております。今後、取扱事業者の方々との意見交換を通じ、連携を強化しながら不動産業の活性化にもつながる取組を進めまいりたいと考えております。

次に、暑さからの避難を望む人たちをターゲットにした移住の宣伝についてでございますが、嬬恋村が避暑地であることにつきましては、移住相談を通じましても、一定程度認知されていると考えておりますが、夏の冷涼な気候に特化した情報発信が十分にできていないこ

とも感じております。現在の猛暑が継続した場合、暑さからの避難を希望される方がさらに増えることも予想されます。そのような方々に向けて、今後も朝晩の過ごしやすさを体験していただくツアーの企画や、嬬恋村と東京都の気候データによる比較なども行いながら、移住候補地としての一つとして取り上げていただけますように、工夫しながら嬬恋村の魅力の発信をしていきたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願をいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は、一問一答で行います。

12番、大野克美議員。

○12番（大野克美君） 今の外国人が日本に入ってくるので、大変多くの問題をどこでも抱えております。特に、外国人の人が前にも書かれましたけれども、10%を超えると、生活がどうしても違うために、ごみの問題とか、あるいは、その騒音の問題とか、そういうものが発生してよく来るというのが、大体問題になっています。今ちょっと聞きたいんですけども、嬬恋村では今は全然そういう問題は全くない。それと、もう一つは、先ほど触れましたよく税の取りっぱぐれで税務課長、これは今、嬬恋村は発生していないですか。

○議長（佐藤鈴江君） 税務会計課長。

[会計管理者兼税務会計課長 宮崎由美子君登壇]

○会計管理者兼税務会計課長（宮崎由美子君） ただいまの大野議員のご質問に回答させていただきます。

税としましては、一応外国人につきましては、国保税が現在実習生等で農家のところに入つて来た方にかかっております。6年度の決算時にも伊藤洋子議員からちょっとご質問がありました。回答させていただいたんですけども、6年度の未済額が356万5,526円となっておりますが、外国人が全体で218名のところ、外国人が128名、58.7%を占めております。金額にしましては収入未済全体の23.9%と少ないんですけども、こちらのほうが外国人の国保税について未納分、ちょっと税のほうで問題になっているところであります。この令和7年7月1日に外国人の滞納者につきまして、入管と協定を結びまして、1年以上の滞納をしている外国人の情報を村から出入国管理局のほうに情報を渡しまして、そちらのほうで外国人の取り締まりをしていただいている状況でございます。今回、7年7月1日時点で、一応66名の外国人について入管のほうに情報を提供しております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野克美議員。

○12番（大野克美君） 今不法滞在の問題が出て、今アメリカでもいきなり、最近皆さんテ

レビ見ていて、どこかの工場でしたつけ、あそこに何かそういう移民取締りがいきなり行って、その工場で労働者のところみんな手錠をかけたり、何かをしてそれを送り返す。それで今日もそうですよね、テレビでやっていたけれども、日本人も3人そこへ入っていて、それで今日帰ってきたのかな、何か。だけれども、ああいうふうに不法滞在が問題が発生していないのか、実態調査が実際はできていないのか、どうなんですか。この不法滞在とかそういうのは、実際何か分かる。さっき課長のほうでは、入管のほうに言ったりしているというか、そのほかの今はそういう実態調査、警察とか何かとか相談したりするそういう機会というのは何かあるんですか。もし知っている人いれば。

○議長（佐藤鈴江君） じゃ、村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在、群馬県の人口は、力を合わせると190万。力を合わせりや190万と。人口憲章で今190万と、上毛かるたで200万超えましたが、今は190万。そのうち、群馬県で外国人が今ざっくり7万3,000人ぐらいだと思われます。この数字、客観的なデータありますんで、調べれば県の統計調査見れば分かりますが、伊勢崎市が一番多くて、今2万二、三千ですか。大泉は大野さんの質問のとおり24%、大野さん25%と言いましたが、4人に1人は昔からブラジル人が多かったということもあって。あとは皆さんご存じのように、今ロヒンギヤがこれは館林市に集中していると。我が村ですけれども、過日、全協でも担当課長が言いましたけれども、8月末現在で830人ぐらい。うちのほうの人口が8,600人、移動人口で。

したがって、約9%は現在は外国人。10月1日から国勢調査、基準日がありますが、国勢調査は今ここに住んでいる住所じゃなくて居所、ここに誰が住んでいますかということを調査するのが国勢調査ですが、この人口等をうまく外国人が今やっぱり我が村でも9%、大野さんの言うとおり増えてきているということあります。それでどうなんだということなんだけれども、今一番問題なのは、やっぱり群馬県の中小企業団体中央会を通して、車関連の伊勢崎、太田、大泉、東毛地区の車関係、サンデンもそうですね。何て言ったってスバルがありますね。ミツバもありますね。大手の車工場がいっぱいあるわけですが、あちらのほうを含めて、相当数の外国人が働いていると。企業でも。

したがって、労働力人口の話が先ほどほかの議員のところでも出ましたが、労働力が足りないということあります。そういうことで外国人が必要なんだけれども、片や、一方、選挙でもいろんな結果が出ておるということで、新しい政党がぐんと伸びた理由は、外国人こ

んなに入れていいのかという意見も相当あって、SNSにおいても相当拡散したという現実もございます。

したがいまして、今はちょっと外国人の在り方については、我々も不法滞在をしてもらつては弱るので、これはこれで警察としっかりと対応してまいりたい。これは私も思っています。治安維持についても、しっかりとやりたいと思っています。

したがいまして、ピースマインドという吾妻郡の長野原警察署の組織がありますけれども、初代の会長、不肖、私が仰せつかってピースマインドの会長を務めました。警察ともしっかりと連絡をして、捜査2課なり、あるいは警備課なりとも連携した形で、しっかりと外国人にも研修といいますか、そういうものを指導していきたいと思っています。また、不法滞在についても、一番危惧するのは不法滞在者であります。働いてもらう労働力人口も必要だと。かといって、犯罪も非常に多いと。しかも巧妙化されておると。窃盗事件も銅線を盗んだ、盗まれたというようなのは、我が村でも大量にあったわけですが、長野原警察署管内でもほとんど外国人であると。あるいは、もう彼らは警察組織を認識しつつありますから、同じ犯罪グループが松本と安中と日光で起こすと。県境を越えると、県警の壁があると、こういうここまで認識して犯罪を犯すというような、強盗ですか、そういう犯罪もするとか、こういう犯罪もあるので、相当数、やっぱり治安維持も非常に日本全国の問題かと思いますが、我が村でも非常に重要な労働力の確保の問題、また、不法滞在にどう対応するか。あるいは、今税金の話がありましたが、ご存じのように、国保税の所得割については、我が村は課長から答弁しましたけれども、税金取っているからいいんですが、群馬県内でも税金取っていないところはいっぱいある。基礎的自治体、市町村で。それが今大きな社会問題にもなっているのも現実であります。

したがいまして、今後、外国人の在り方につきましては、国全体での大きな課題でもあると同時に、我が村でも第1次産業を発展させ、第1次産業を守っていく、若い諸君が希望を持って持続可能な農業をやるには、どうしても優秀な人材で、しっかりとルールも守って、我々も受け入れ体制もしっかりとつくって、そして対応をして、しっかりと外国人をしっかりと受け入れる体制もしっかりとつくって、それから日本語教育もしっかりと我々ができることをやって、第1次産業を守らなくちゃならんという大きな課題もあるわけであります。

したがいまして、今大きな課題が外国人についてはいろいろある。我が村にもあります。したがいまして、今後、関係行政機関、入国管理、あるいは群馬県、あるいは警察、これらとも連携しながら、第1次産業を守るためにもしっかりと対応してまいりたい、こう思って

おります。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野克美議員。

○12番（大野克美君） 今村長が答えてくれまして、ほかのところも大体理解できます。それで、今うちの場合は農業を中心にして、今外国人が来ていただいているだけでも、ほかではいろいろな製造業とかいろいろ入っていますね。それで、今後ずっとここ10年ぐらい考えると、そういう働き手が不足で、とにかく労働力を入れたり日本はしてきたんですね。それで、今私がちょっと心配するのは、これ農業も関係するかと思うんですけども、例えばミャンマー随分来ている農家さん、結構いますよね、嬬恋ね。だけれども、今ミャンマーから、もう来年ぐらいから来る人は、ほとんどもうできないし、その国から今出していないんですね。ミャンマーなんかはね。それで、最近ちょっと心配なのは、例えばの例ですけれども、インドネシアとかそういうところも、もう非常に今は政権が安定しないで、今デモだらけ、やっているわけ。もう大変ですよ、インドネシアは。その次、カンボジアとか、あるいは、そういう政権がやっぱり安定しないために、今後こういう労働が来てもらえるのかどうかも非常に今後不安定になってくるんですね。ですから、今のところは何とか、一番この村に来ているのはインドネシアとか、この間、随分、タイ、ラオス、カンボジアって。でもみんな非常に不安定ですよ、こう見ていると。ですから、万が一、向こうの国が不安定になってきて、じゃ、第二のミャンマーとかそういうふうになってきて、じゃ、嬬恋さんに研修生とか何か送りたいと言うけれども、なかなかそういうことが難しくなってきましたよなんて言わされた場合は、本当にその確保難くなると思うんですよ。そうなってきた場合は、今の東南アジアが政治的にも不安定にして、研修生、あるいは技能実習生とかそういう人を送れなくなった場合に、次の今場所から来てくれるところはどこかというと、インドとか、変な話ですけれども、アフリカぐらいを言っている人もいるんですよ。ですから、その辺のレベルになると、村では対処できないかも分からんんですけども、何かそういう、仮に東南アジアの今のところから嬬恋村に来てもらえなくなるような情勢、そういうことに対しての備えは何か誰か考えたりしていますか。

○議長（佐藤鈴江君） 今来ていらっしゃる外国人以外で考えているかという質問でよろしいですか。じゃ……

○12番（大野克美君） 今私が言ったようなことは、起きにくいかも分からぬけれども、起きる可能性あるんですよ、本当に。もうミャンマーでは起きていますからね。今後、ネパール、今ネパールもそうですよ。そういう意味で非常に不安定になっているし、だから聞き

たいのは、そういう……

〔何事か発言する者あり〕

○12番（大野克美君） いや、私の質問はそういうことで、非常に送り出し先とか送り出しひの国が不安定になるから、そういうときに次の派遣国、そういうところに対する何か準備か何か考えていますかということですよ。

○議長（佐藤鈴江君） 大野議員、この質問はなかなか難しくて、日本が対応することではなくて、送り出してくる国がミャンマーみたいに軍事政権になって、送り出しをしなくなつたということですね。そうなつた場合どうするんだという質問ですね。だけれども、なかなか厳しいと思うんですが、村長、それに対して……

○12番（大野克美君） ちょっと答えられないよね。

答えられなければいいよ、次の質問いくから。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在、ミャンマーにつきましては、軍事政権ということであります。近隣の国々もミャンマーについては、先ほどロヒンギャの話もさせてもらいましたが、北部では中国との連携が深まつておる。ラオスとは国境でいろいろある。タイとも国境でいろいろある。あるいは、振り込め詐欺グループがあの周辺で中国の関係者を中心として、いろんな形で犯罪も多いということであります。

したがいまして、今質問で、向こうの国から送り出さないということになれば、一自治体ではそれに対して何の対応もできないのが現実かと思っています。しかしながら、ご存じのように、業者がたくさん来ていらっしゃるんですね。資格を持った業者が。それが今は833人、今ちょっと数字確認しましたが、833人現在外国人が婚恋しておりますけれども、いろんな業者を通して、各生産農家にしっかりと確認をしながら、そして役場にちゃんと連れてきて、手続もしたりしながら働いていただいておるということであります。いずれにせよ、833人いますから、国もたくさんありますので、27か国あるわけでございますから、相手の国がどうかって、駄目だったら駄目なわけでございますけれども、業界の皆さんも悪い悪徳業者もいるのも現実なんですね。

したがいまして、それはそれで、国のはうがしっかりとクリアをして、ちゃんとした業者がちゃんとしたことをやってもらわないと困ると。例えば借金を100万円やるからと言って、借金で連れて来て、その借金を成すためにこちらでいろんな働き方をさせるみたいな業者もいらっしゃると。したがいまして、業者は業者でしっかりとした免許を持って、入国管理局

にも届出も行ったりして、そういうことをしっかりと確認しながら、我々も関係する行政機関ともしっかりと連携をしながら対応してまいりたい、こう思います。これに尽きると思っていきます。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野克美議員。

○12番（大野克美君） そうですね。今村長が言ったように、大変私が言った問題は、本当に起きたら大変ですけれども、村で解決できる問題ではないですね。ですから、最近は外国人が日本にこれから入ってくる大量なことについて、つい最近の閣議だったかな、何か7項目か8項目、内閣でどういうことをちゃんとしなければいけないかということを今決め出しているらしいです。そんなような情報は、村で今どんなことを今政府で検討した、そういう村にまだ連絡は来ていないと思いますけれども、それも政府のほうでは検討に入っているって言っていますよ。ですから、そういうことは嬬恋村にすぐ来るわけではないと思いますけれども、何でもなるたけ問題が起きる前に準備するというのは大事ですから、ちょっと頭の中に入れておいていただきたい。

その次が、涼しさを宣伝するということが非常に今後大事になる。今の現状として、アピールの仕方とか、そういうんでは具体的にどんな方法を今取っていますか。嬬恋村はこういうんで涼しいんですというのをただホームページに書いてあるだけなのか、積極的にどこかにこういう方法でそれをやっている。そういうのはどこの課が、誰がやっているんですか。涼しさを宣伝しているのはどこの課で、どういう方法でやっているのか。やっていないのかな。

○議長（佐藤鈴江君） 大野議員、移住定住に関して、どうアピールしているかでいいですか。

○12番（大野克美君） そう。

○議長（佐藤鈴江君） じゃ、交流推進課長。

〔交流推進課長 小林千速君登壇〕

○交流推進課長（小林千速君） 今の大野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

交流推進課で移住のイベント等にも出展をさせていただいて、東京に行ったりもしていますし、県と、あと郡単位でのイベント等もありまして、そういうところにも出展をさせていただいて、宣伝をさせていただいております。ただ、涼しさとかこの冷涼な気候を前面に押し出したPRができているかというと、そういう形は今ちょっと取れていなくて、ある程度来られる方というのは、もう嬬恋が涼しいというようなことは、ある程度ご認識いただいて、その上で相談に上がる方が多いのかなと、そんなような印象もちょっと持っているところ

ろです。その上で、移住体験ツアーなんかも冬をご存じではないので、冬の厳しさも体験をしていただいて、嬬恋こんなところですよということで、ちょっとご理解をいただいた上で、移住を検討していただくというようなことで、今進めているんですけれども、ご質問をいただいた中で、交流推進課のほうで話をさせていただいて、その涼しさということを改めて見直して、東京、以前よりも猛暑続いているし、暑さのその程度が大分上がっていますから、その辺でまた嬬恋の価値というか、そういうの改めて見直すというか、中で考えて、うまくその辺もPRをして、移住者の増にちょっとつなげていければというようなことで、今後取り組んでいこうという話は、中ではちょっと話はさせていただいているところです。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 次、観光商工課長。

〔観光商工課長 竹渕幹雄君登壇〕

○観光商工課長（竹渕幹雄君） ただいまの宣伝をしているかと、知らせることをしているかということなんですけれども、嬬恋村の観光協会のほうのインスタグラム等をご覧になつていただけだと、今日の嬬恋村というような形で浅間山を写したり、あるいはキャベツ畑を写したりというようなところの下の部分に、今日の気温、温度というような形で、毎日できるだけ投稿するようにしておりますので、そういったものをご覧になっている方は、涼しいんだなということを感じていただいていると思っています。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野克美議員。

○12番（大野克美君） もう最後に要望なんですけれども、これから先ほど言ったように、暑さというのはもう多分10年続くと思うんですよ、これから。10年ぐらいはずつと続いていく。ですから、この嬬恋の一番の特徴と売り物というのは、存在価値があるのは、私はその暑さからの避難をして来る人がこれから非常に増える。ですから、それで特に、今非常に洪水にしろ、前も言いましたが、被害が増えていて、ちょっと何かあると、もうみんなどこかの体育館に逃げ込んだりして、みんな共同で1週間ぐらい暮らすとか、そういうふうになっている。もうこういうことになると、大変ですよ。それで、暑さはもう続いて、病気にかかる人もいるし、そういう人がどんどんこれから増えてくる。だから、そういう人たちが避難先として来るのは、とにかく夜クーラーなしでも寝られるところだと。非常にお年寄りにとったり、あるいは若い人でも、いろいろとにかく涼しいところで仕事したい、そういう人は多分増えてくると思うんで。

それで、1つの宣伝方法ですけれども、これから涼しさを求める人たちに対して、そういう人はどこへ移住したらいいかというのをよく調べているんですよ。検索なんかでよくします。それで、宣伝方法なんですけれども、宣伝方法の一つとして、ぜひ調べておいて、そうすると、今はそういうどこへ移住したほうがいいかというようなことをグーグルなんかで検索しますよね。そうすると、グーグルなんかは誰がそういう移住したいという希望があるかというのは、データセンターに全部集まってるんだよね、そういう人は。それで、そういう誰が移住したいかというのを集まっている、そういう細かいデータなんですけれども、そういうところにも今は侵入できたりするような方法があります。ですから、そういうところ、そういう検索をした人たちに向かって、いつも婚恋はこういうところですって宣伝できるような、その方法、また後で教えますから、今度予算にぜひそういうのを組んで、来年からやって、それでとにかく目標とすると、もちろん涼しさを求めて観光客が増えること、それで、2番目に移ってくる人たちがいるから、別荘の取引が増え、そして、いつも私が言っているように、固定資産税が最終的には増えると。だから、これも宣伝方法にもしかするとかかっていますから、ぜひ来年、今から予算組みを取れるように、ぜひ準備して、その方法はまた後で言います。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、12番、大野克美議員の一般質問は終わります。

---

#### ◎閉会中の継続審査申出について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件につき、お手元に配付しました一覧のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議ありませんので、申出のとおり、決定されました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） これにて本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和7年第5回嬬恋村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年 月 日

議長 佐藤 鈴江

署名議員 大野 克美

署名議員 黒岩 智未

令  
和  
七  
年

第  
五  
回  
〔九  
月〕  
定例会

嬬  
恋  
村  
議  
會  
會  
議  
錄